

2025 年度版

あいちの男女共同参画

(2024 年度年次報告書)



2024 年度「はがき 1 枚からの男女共同参画」最優秀作品

認め合う 個性が輝く 参画社会



本書は、愛知県男女共同参画推進条例第14条の規定に基づき、2024年度の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告を行うものです。

構 成

第1編 愛知の男女共同参画社会形成の状況

データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第2編 男女共同参画施策のあらまし

2024年度に実施した本県の男女共同参画施策について、「あいち男女共同参画プラン2025」の施策体系に沿って取りまとめるとともに、プランの数値目標について、現況値を掲載しています。

第3編 市町村男女共同参画施策のあらまし

市町村における男女共同参画計画の策定状況等、推進状況を取りまとめました。

は じ め に

本県が持続的に発展し、安心・安全で活力ある地域づくりを進めるためには、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮して、あらゆる場面で活躍することができる多様性に富んだ男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本県においては、2002年3月に制定した「愛知県男女共同参画推進条例」と、2021年3月に策定した「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」を2つの柱として、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進してまいりました。

「あいち男女共同参画プラン2025」では、3つの重点目標の冒頭に「あらゆる分野における女性の活躍の促進」を位置づけ、本県の主要産業であるモノづくり産業を始め様々な分野での女性活躍促進を図るとともに、「男女共同参画の視点からの防災の取組」を基本的施策に明確に位置付けました。

2025年度は、現プランの計画期間満了まで残り1年となる年です。男女共同参画社会の実現に向けて、プランに掲げた目標を達成するため、さらなる取組を進めているところです。

本書は、愛知県男女共同参画推進条例第14条の規定に基づく年次報告書として、本県が2024年度に実施した男女共同参画施策の実施状況等をまとめるとともに、本県の男女共同参画社会形成の状況について記載したものです。

本書が、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する理解と認識を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

2025年10月

愛知県知事 大 村 秀 章

目 次

第1編 愛知の男女共同参画社会形成の状況

基本データ	1
Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍の促進	7
Ⅱ 男女共同参画社会に向けての意識改革	13
Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり	14
計画の推進	16

第2編 男女共同参画施策のあらまし

1 愛知県の男女共同参画行政推進体制について	17
2 「あいち男女共同参画プラン 2025」の施策体系	18
3 男女共同参画施策	
重点目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍の促進	
基本的施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	19
基本的施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進	21
基本的施策3 就業環境の整備・女性への就業支援	24
基本的施策4 男女共同参画の視点からの防災の取組	28
基本的施策5 様々な分野における男女共同参画の推進	29
重点目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けての意識改革	
基本的施策6 男女共同参画の理解の促進	31
基本的施策7 子どもにとっての男女共同参画	33
重点目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり	
基本的施策8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援	34
基本的施策9 女性に対するあらゆる暴力の根絶	38
基本的施策10 生涯を通じた健康づくりの支援	40
計画の推進	
(1) 推進体制の整備・充実	41
(2) ウィルあいちを拠点とする推進	43
4 「あいち男女共同参画プラン 2025」に掲載している進捗管理指標及びその現況値	45
5 県審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況	47

第3編 市町村男女共同参画施策のあらまし

参考資料

1 男女共同参画社会基本法	61
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	64
3 愛知県男女共同参画推進条例	70
4 男女共同参画に関する年表	73
5 男女共同参画関係施設等	79
6 市町村男女共同参画施策担当課室一覧	82

図 表 目 次

掲載事項	表	図	ページ
第1編 愛知の男女共同参画社会形成の状況			
基本データ			1
人口の推移	表1	図1、図2	1～2
男女別人口比率		図3、図4	2～3
50歳時未婚率の推移	表2		3
未婚率の推移	表3	図5	4
平均初婚年齢の推移		図6	5
婚姻・離婚の件数及び率の推移	表4		5
合計特殊出生率の推移		図7	6
一般世帯の家族類型別割合の推移		図8	6
I あらゆる分野における女性の活躍の促進			7
審議会等委員への女性の登用率の推移		図9	7
県職員の管理職に占める女性割合の推移		図10	7
地方議会に占める女性割合の推移		図11	8
自治会長に占める女性の割合		図12	8
労働力人口	表5		9
労働力率		図13	9
平均勤続年数	表6		10
所定内給与額	表7	図14	10
農業委員・農地利用最適化推進委員に占める女性の割合の推移		図15	11
女性医師の割合の推移		図16	11
週労働時間が60時間以上の就業者の割合		図17	12
子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴		図18	12
II 男女共同参画社会に向けての意識改革			13
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方		図19-1、図19-2	13
III 安心して暮らせる社会づくり			14
要介護者から見た主な介護者の続柄		図20	14
D V相談件数の推移		図21	14
平均寿命の推移	表8		15
がんの部位内訳		図22	15
計画の推進			16
市町村の審議会等委員への女性の登用率の推移		図23	16
市町村の男女共同参画計画策定率の推移		図24	16
第2編 男女共同参画施策のあらまし			
「あいち男女共同参画プラン2025」に掲載している数値目標及びその現況値			45～46
県審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況			47
第3編 市町村男女共同参画施策のあらまし			
条例制定状況			49～50
個別計画策定状況			50～52
女性の市町村長、副市町村長、教育長、議長の就任状況			53
市町村における男女共同参画行政の推進状況			55～59
主管課室、行政推進会議、職員研修、懇話会、条例、個別計画、女性団体	別表1		55～56
審議会等・行政委員会・市町村議会の女性の登用状況	別表2-1		57～58
市町村の管理職への女性の登用状況	別表2-2		59

第1編

愛知の男女共同参画社会形成の状況

愛知の男女共同参画社会形成の状況

基本データ

1 人口

2024 年 10 月 1 日現在の人口は 7,465,250 人、うち女性は 3,747,901 人で、男性より 30,552 人多い。(表 1)

年齢 3 区分別人口の割合をみると、15 歳未満の年少人口の全体に占める割合は減少傾向にある一方、65 歳以上の老年人口の割合は増加している。(図 1・図 2)

また、男女人口比率では、64 歳までは男性の割合が女性を上回っているが、65 歳以上では逆に女性の割合が男性を大きく上回っている。(図 3)

人口ピラミッドでみると、近年の出生者数の減少によりピラミッドのすそが次第に狭まり、「ひょうたん型」に近い形になっている。(図 4)

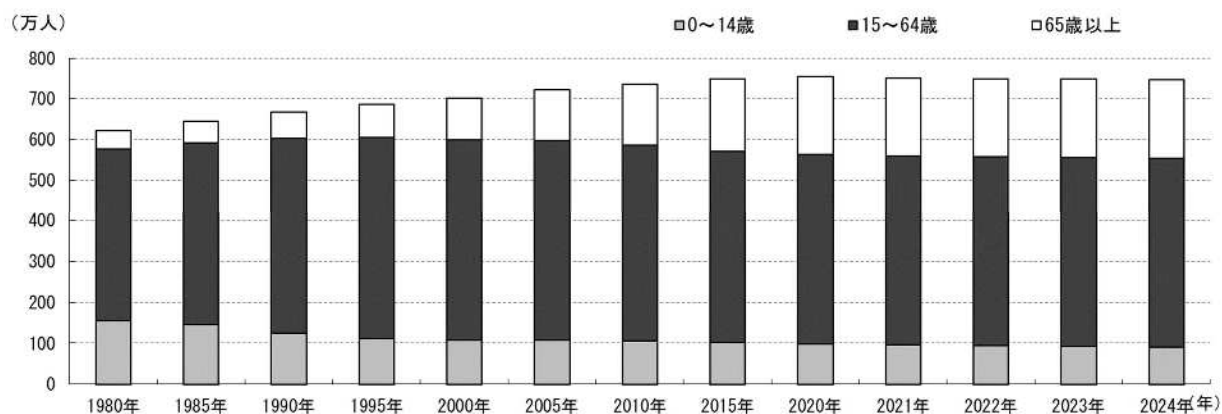
表 1 年齢 3 区分別人口の推移

		総数（人）				割合（％）		
		総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
女性	1980年	3,109,332	757,244	2,089,215	262,351	24.4	67.2	8.4
	1985年	3,226,448	705,045	2,200,786	319,638	21.9	68.2	9.9
	1990年	3,335,776	603,488	2,339,593	389,207	18.1	70.1	11.7
	1995年	3,429,156	547,081	2,404,704	474,670	16.0	70.1	13.8
	2000年	3,517,602	527,761	2,402,418	579,363	15.0	68.3	16.5
	2005年	3,615,710	521,468	2,384,507	697,140	14.4	65.9	19.3
	2010年	3,706,499	519,487	2,334,108	827,335	14.0	63.0	22.3
	2015年	3,742,284	499,218	2,261,946	981,120	13.3	60.4	26.2
	2020年	3,780,913	477,654	2,243,817	1,059,442	12.6	59.3	28.0
	2021年	3,770,653	470,033	2,234,731	1,065,889	12.5	59.3	28.3
	2022年	3,763,107	461,708	2,233,005	1,068,394	12.3	59.3	28.4
	2023年	3,755,618	452,333	2,231,522	1,071,763	12.0	59.4	28.5
	2024年	3,747,901	442,193	2,229,854	1,075,854	11.8	59.5	28.7
男性	1980年	3,112,306	798,115	2,113,090	199,862	25.6	67.9	6.4
	1985年	3,228,724	741,684	2,257,381	227,585	23.0	69.9	7.0
	1990年	3,354,827	633,295	2,445,228	267,076	18.9	72.9	8.0
	1995年	3,439,180	573,911	2,514,391	344,356	16.7	73.1	10.0
	2000年	3,525,698	553,519	2,512,439	440,636	15.7	71.3	12.5
	2005年	3,638,994	548,030	2,516,565	551,422	15.1	69.2	15.2
	2010年	3,704,220	545,767	2,457,337	664,750	14.7	66.3	17.9
	2015年	3,740,844	525,904	2,418,353	796,587	14.1	64.6	21.3
	2020年	3,761,502	502,734	2,410,818	847,950	13.4	64.1	22.5
	2021年	3,745,355	495,204	2,397,822	852,329	13.2	64.0	22.8
	2022年	3,734,414	486,411	2,396,681	851,322	13.0	64.2	22.8
	2023年	3,725,279	476,417	2,397,284	851,578	12.8	64.4	22.9
	2024年	3,717,349	465,776	2,399,235	852,338	12.5	64.5	22.9

※各年 10 月 1 日現在 ※年齢不詳があるため、年齢別の合計は総数と同一にならない。

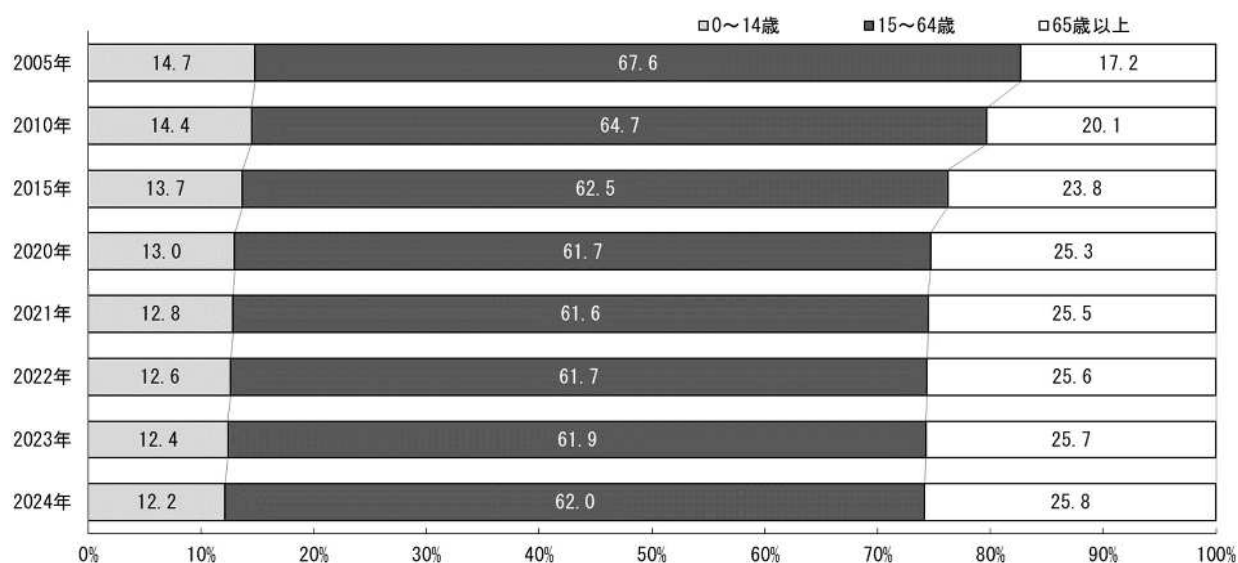
資料：2021～2024 年は県民文化局「あいちの人口」、それ以外は「国勢調査」（総務省）

図1 年齢3区分別人口推移



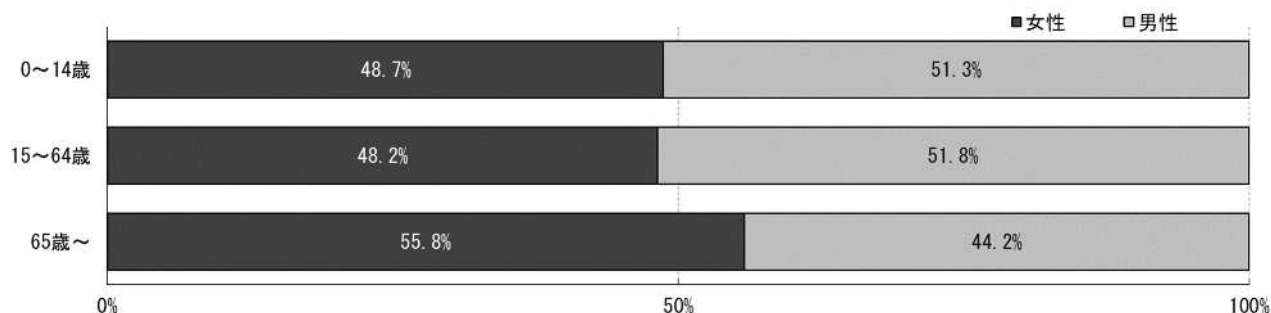
資料：2021～2024年は県民文化局「あいちの人口」、それ以外は総務省「国勢調査」

図2 年齢3区分別人口の割合の推移



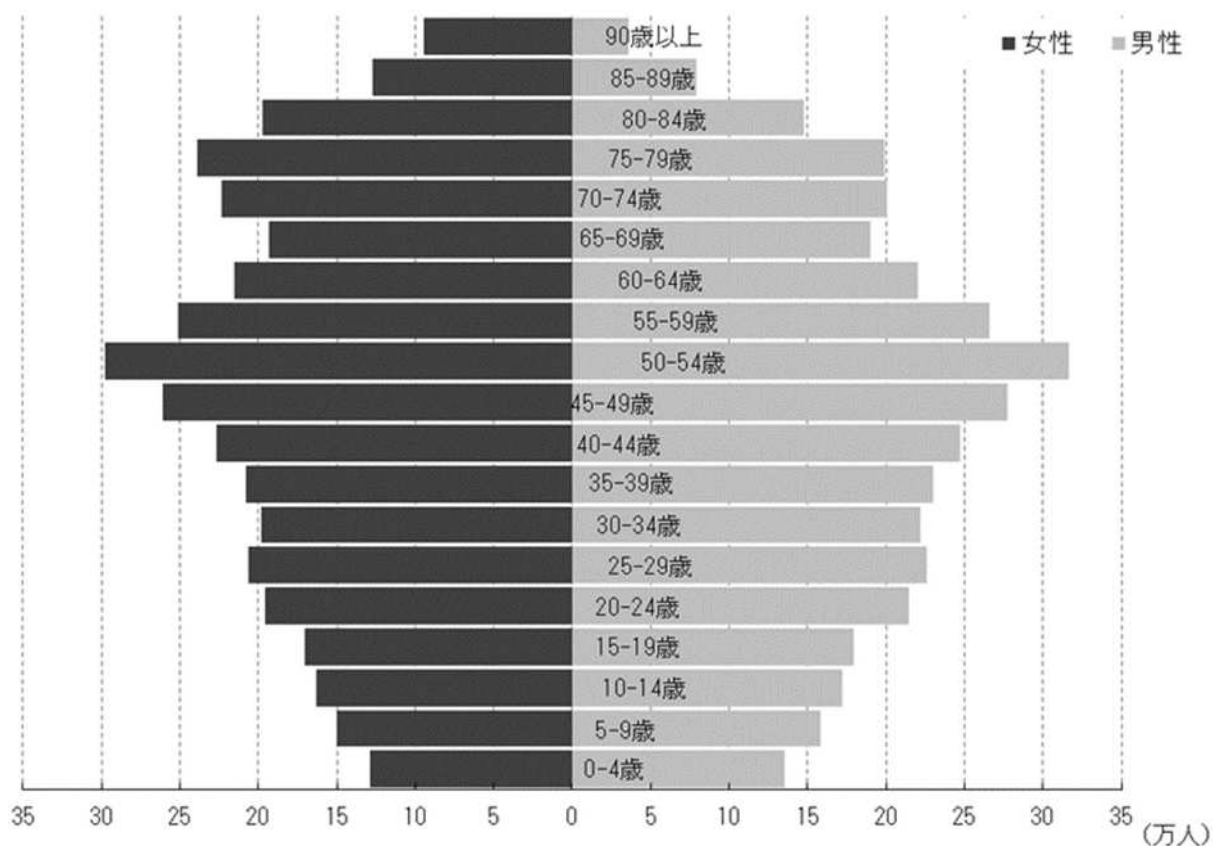
資料：2021～2024年は県民文化局「あいちの人口」、それ以外は総務省「国勢調査」

図3 年齢3区分別の男女人口比率（2024年10月1日現在）



資料：県民文化局「あいちの人口」

図4 人口ピラミッド(2024年10月1日現在)



資料：「あいちの人口」（県民文化局）

2 配偶関係

2020年の50歳時未婚率は、女性が14.51%、男性が26.99%で、男性が女性を12.48ポイント上回っている。（表2）

2000年から2020年までの年齢区分別未婚率の推移をみると、男女ともに各年代の未婚率が上昇している。特に、45～49歳の未婚率は、女性は4.7%から15.7%（3.3倍）、男性は14.5%から28.9%（2.0倍）に、それぞれ大幅に上昇している。（表3・図5）

また、2024年の平均初婚年齢は、女性29.2歳、男性30.9歳で、女性、男性ともに前年と同年であった。（図6）

2024年の婚姻及び離婚の件数及び率は、ともに前年より増加した。（表4）

表2 50歳時未婚率の推移

	女性（％）						男性（％）					
	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年	2020年	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年	2020年
愛知県	4.67	3.46	4.29	8.30	11.97	14.51	2.22	4.94	12.24	18.67	23.23	26.99
全 国	4.45	4.33	5.82	10.61	14.89	17.81	2.60	5.57	12.57	20.14	24.77	28.25

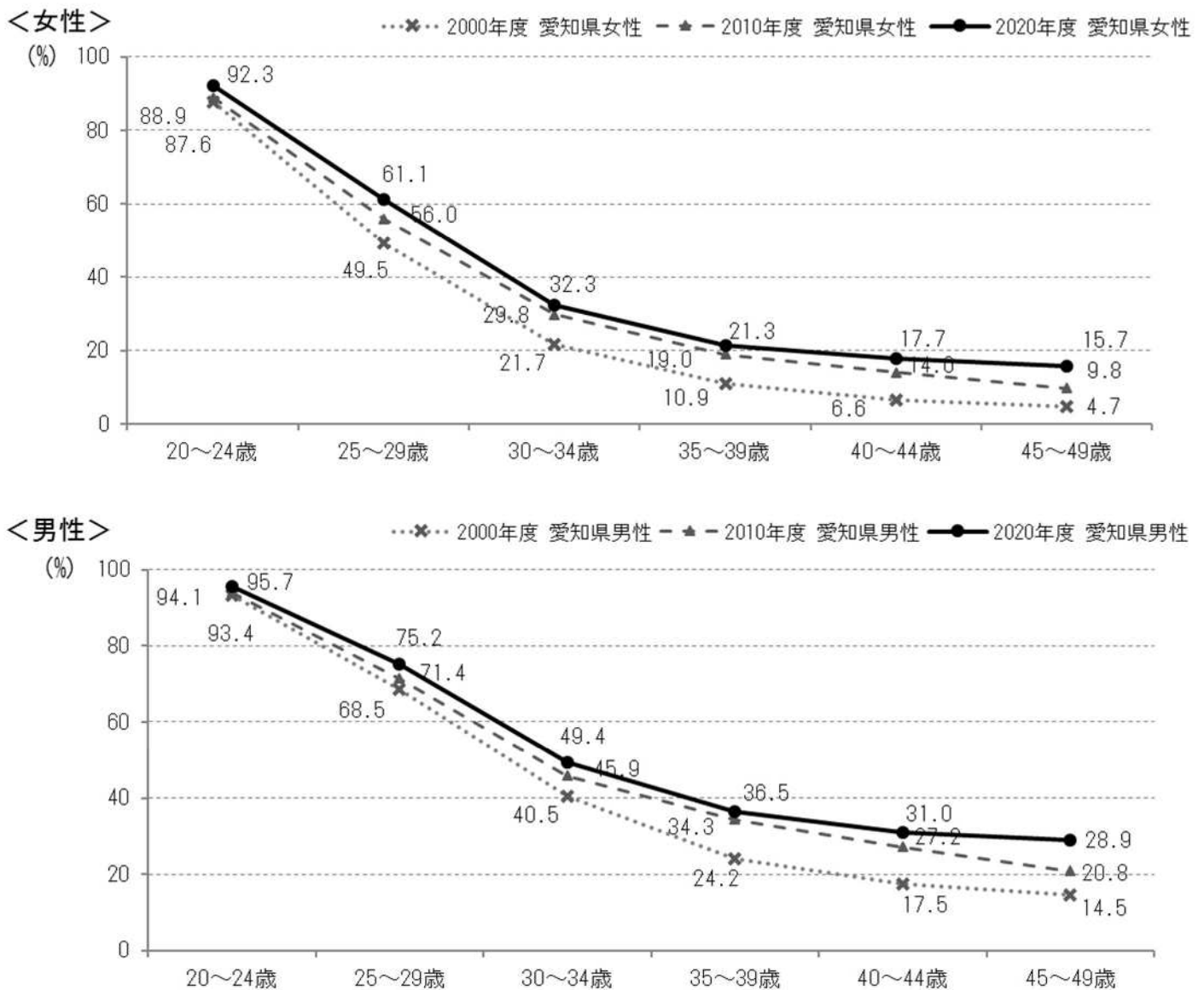
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2020」

表 3 年齢区分別未婚率の推移

		女性 (%)					男性 (%)				
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
20～24歳	愛知県	87.6	88.0	88.9	91.0	92.3	93.4	93.5	94.1	95.2	95.7
	全 国	88.0	88.7	89.6	91.8	93.0	92.9	93.5	94	95.3	95.7
25～29歳	愛知県	49.5	55.8	56.0	57.4	61.1	68.5	71.8	71.4	72.8	75.2
	全 国	54.0	59.1	60.3	63.2	65.8	69.4	71.4	71.8	74.6	76.4
30～34歳	愛知県	21.7	27.1	29.8	29.9	32.3	40.5	45.7	45.9	46.3	49.4
	全 国	26.6	32.0	34.5	36.6	38.5	42.9	47.1	47.3	49.8	51.8
35～39歳	愛知県	10.9	15.3	19.0	20.4	21.3	24.2	30	34.3	34.5	36.5
	全 国	13.9	18.7	23.1	25.5	26.2	26.2	31.2	35.6	37.3	38.5
40～44歳	愛知県	6.6	9.6	14.0	16.2	17.7	17.5	21.4	27.2	29.5	31.0
	全 国	8.6	12.2	17.4	20.5	21.3	18.7	22.7	28.6	31.9	32.2
45～49歳	愛知県	4.7	6.5	9.8	13.2	15.7	14.5	16.5	20.8	24.9	28.9
	全 国	6.3	8.3	12.6	17.1	19.2	14.8	17.6	22.5	27.4	29.9

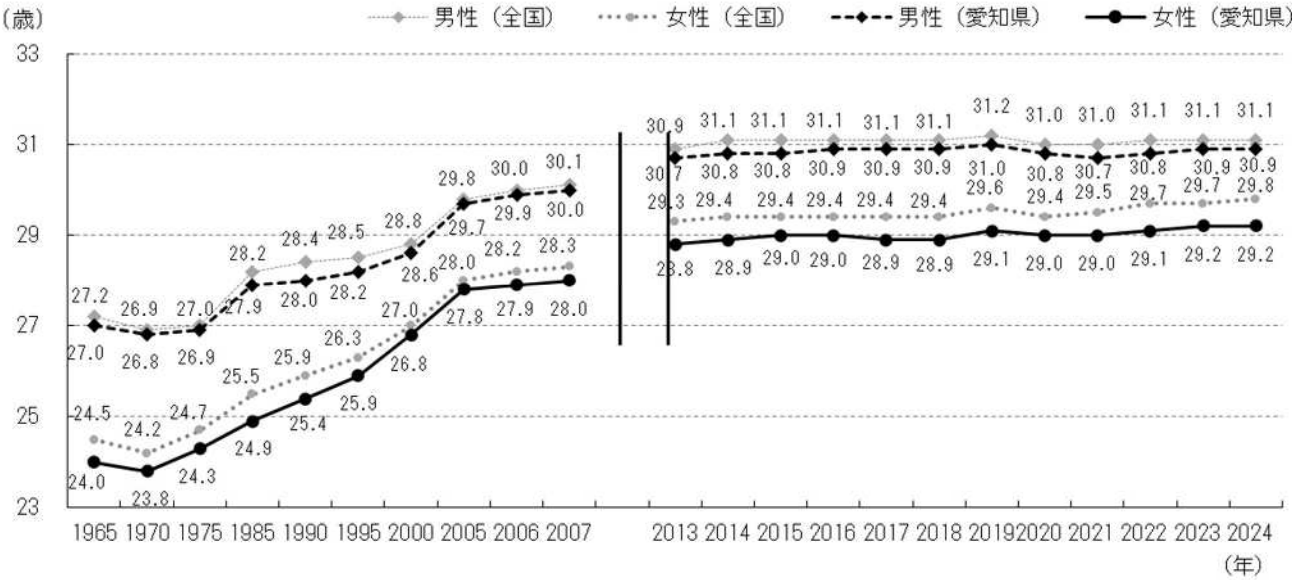
資料：総務省「国勢調査」

図 5 年齢区分別未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

図 6 平均初婚年齢の推移



※2023 年以前の数値は確定数である。

資料：県保健医療局「2024 年愛知県の人口動態統計（概数）の概況」

表 4 婚姻・離婚の件数及び率の推移

		婚 姻		離 婚	
		件数 (件)	率 (人口千対)	件数 (件)	率 (人口千対)
愛知県	1975年	52,212	8.9	5,430	0.92
	1980年	42,811	6.9	6,550	1.06
	1985年	40,875	6.4	7,766	1.21
	1990年	42,060	6.3	7,998	1.21
	1995年	48,022	7.1	10,405	1.54
	2000年	48,391	7.0	13,841	2.00
	2005年	43,948	6.2	13,997	1.97
	2006年	46,374	6.5	13,861	1.94
	2007年	46,940	6.5	13,772	1.92
	2008年	47,120	6.5	13,527	1.88
	2009年	45,790	6.3	14,513	2.01
	2010年	45,039	6.2	14,253	1.97
	2011年	42,425	5.8	13,451	1.85
	2012年	42,704	5.9	13,494	1.85
	2013年	42,302	5.8	13,077	1.79
	2014年	41,414	5.7	12,782	1.75
	2015年	41,058	5.6	13,102	1.79
	2016年	40,676	5.6	12,465	1.70
	2017年	40,072	5.5	12,471	1.70
	2018年	39,117	5.3	12,653	1.73
	2019年	39,933	5.5	12,342	1.69
	2020年	35,390	4.9	11,713	1.61
	2021年	33,509	4.6	11,130	1.53
	2022年	33,434	4.6	11,061	1.53
	2023年	31,759	4.4	10,928	1.52
	2024年	32,249	4.5	11,108	1.55
全 国	2024年	485,063	4.0	18,595	1.55

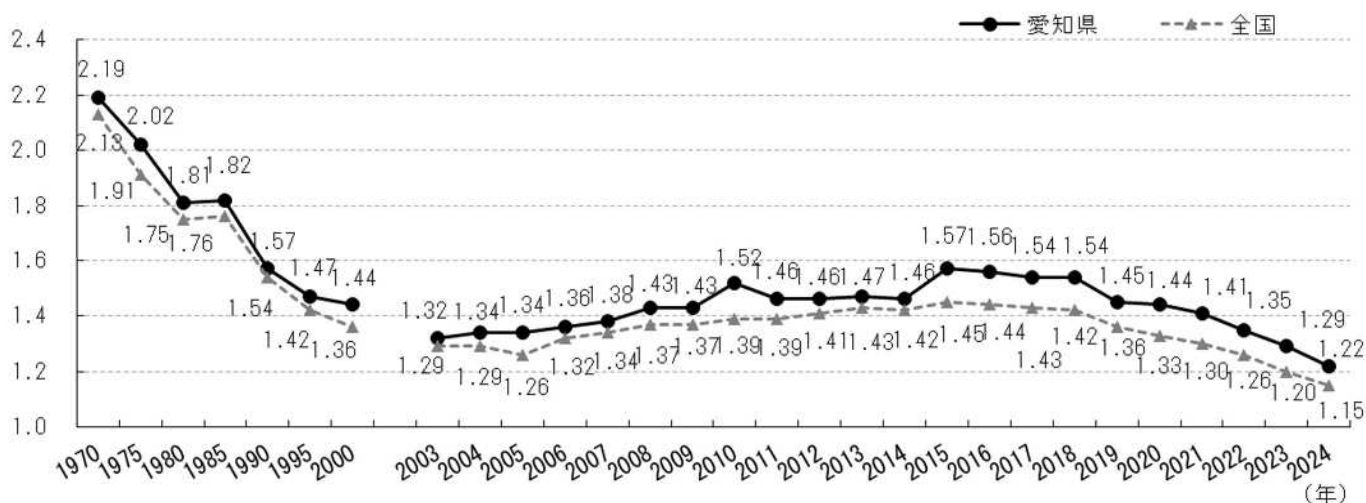
※2023 年以前の数値は確定数である。

資料：県保健医療局「2024 年愛知県の人口動態統計（概数）の概況」

3 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、2015 年に上昇し、以降は横ばいで推移していたが、2019 年に 2014 年と同程度まで低下し、2024 年はさらに低下した。

図 7 合計特殊出生率の推移



※2023 年以前の数値は確定数である。

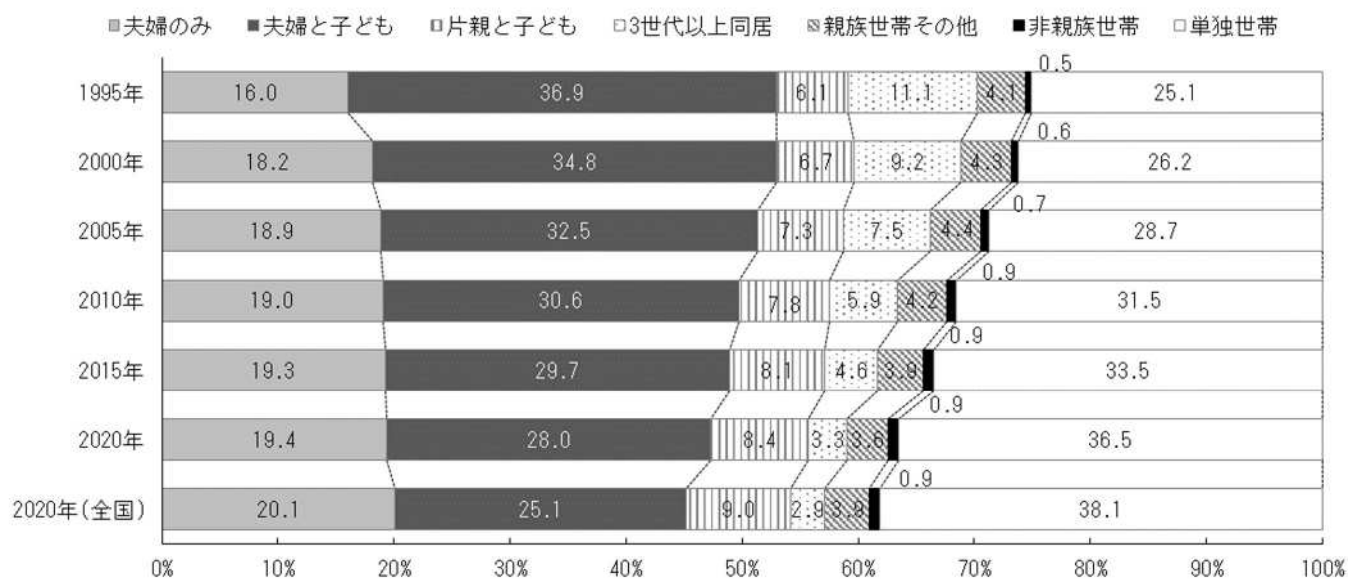
資料：県保健医療局「2024 年愛知県の人口動態統計（概数）の概況」

4 世帯

2020 年の一般世帯総数は 3,233,126 世帯で、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、片親と子ども）の割合は 55.7%である。

1995 年から 2020 年の推移をみると、夫婦のみ、片親と子ども、単独世帯の割合が増加したのに対し、夫婦と子ども、3 世代以上同居の割合が減少した。

図 8 一般世帯の家族類型別割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

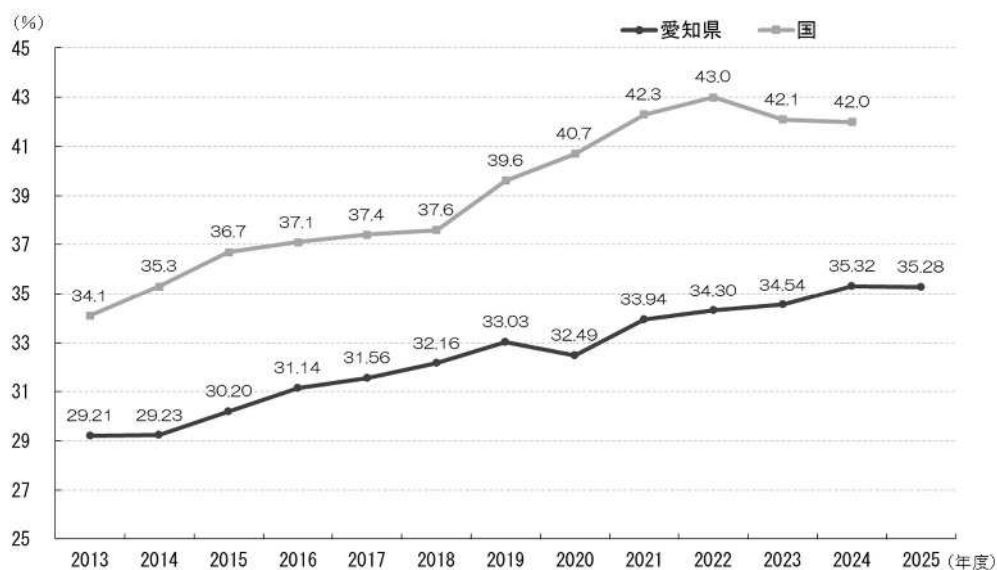
I あらゆる分野における女性の活躍の促進

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 県の審議会等委員への女性の登用

2025 年 4 月 1 日現在の県審議会等委員数は 1,199 人（前年度 1,189 人）、うち女性数は 423 人（420 人）で、女性の登用率は 35.28%（35.32%）となっている。

図 9 審議会等委員への女性の登用率の推移



※2025 年度の国データは、調査結果が出ていないため空欄としている。

資料：県民文化局、内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

(2) 県の管理職等への女性の登用

2025 年 4 月 1 日現在の県職員の管理職に占める女性の割合は 16.4%（前年度 14.83%）、課長補佐級班長に占める女性の割合は 29.3%（27.1%）となっている。

図 10 県職員の管理職に占める女性割合の推移

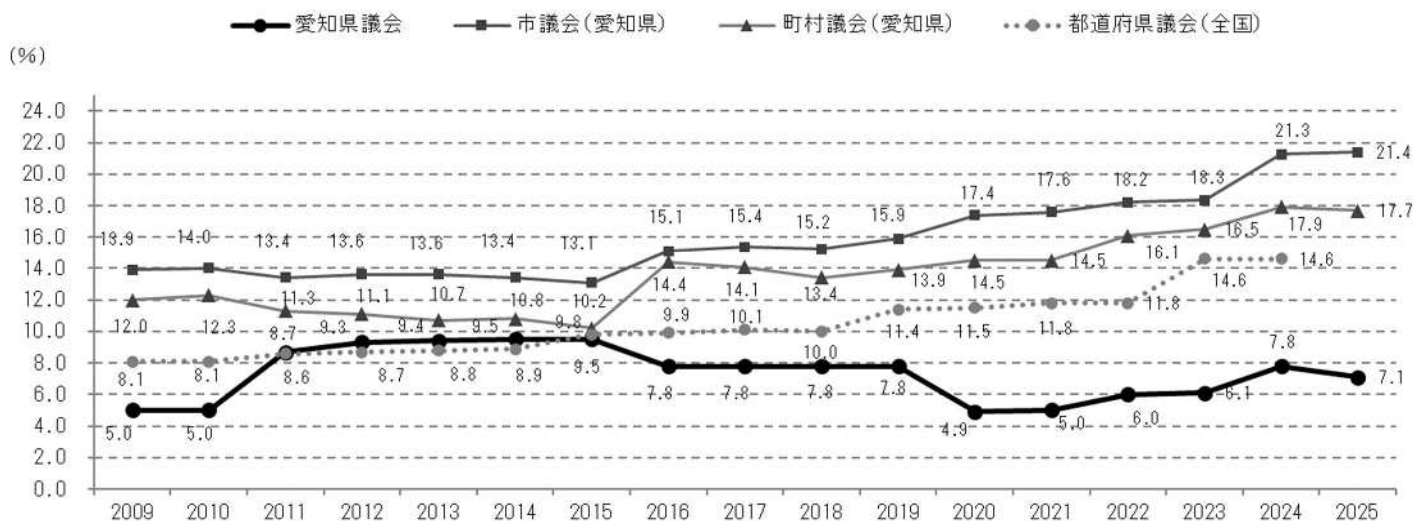


資料：県人事局

(3) 地方議会に占める女性の割合

2025 年 4 月 1 日現在の地方議会に占める女性の割合は、県議会 7.1%（前年度 7.8%）、市議会 21.4%（21.3%）、町村議会 17.7%（17.9%）となっている。

図 11 地方議会に占める女性割合の推移



※市議会には、政令指定都市の市議会を含む。

※愛知県議会は、2009～2015 年度（12 月 31 日現在）、2016～2024 年度（4 月 1 日現在）としている。

※全国データは、各年 12 月 31 日現在とする。2025 年度のデータは調査結果がないため空欄としている。

資料：2025 年度は県議会事務局、県県民文化局

それ以外は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

2 地域活動への参画

自治会長に占める女性の割合は、2024 年 7 月 1 日現在 13.7%（前年度 12.6%）となっている。

図 12 自治会長に占める女性の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（2024 年度）」

3 就業の状況

(1) 労働力人口の状況

2024 年の本県の 15 歳以上人口に占める労働力人口比率は、女性が 58.0%、男性が 73.8%となっている。

表 5 労働力人口（15 歳以上）

区分		総数 (a) (千人)	15歳以上人口				非労働力 人口 (千人)	労働力 人口比率 (b/a)	完全 失業率 (c/b)
			総数 (b) (千人)	男女比	うち就業者 (千人)	うち完全 失業者 (c) (千人)			
女性	愛知県	3,299	1,913	44.4%	1,873	39	1,384	58.0%	2.0%
	全 国	56,820	31,570	45.4%	30,820	760	25,210	55.6%	2.4%
男性	愛知県	3,249	2,397	55.6%	2,349	49	848	73.8%	2.0%
	全 国	53,130	38,000	54.6%	36,990	1,010	15,100	71.5%	2.7%
総数	愛知県	6,548	4,310	100.0%	4,222	88	2,233	65.8%	2.0%
	全 国	109,950	69,570	100.0%	67,810	1,760	40,310	63.3%	2.5%

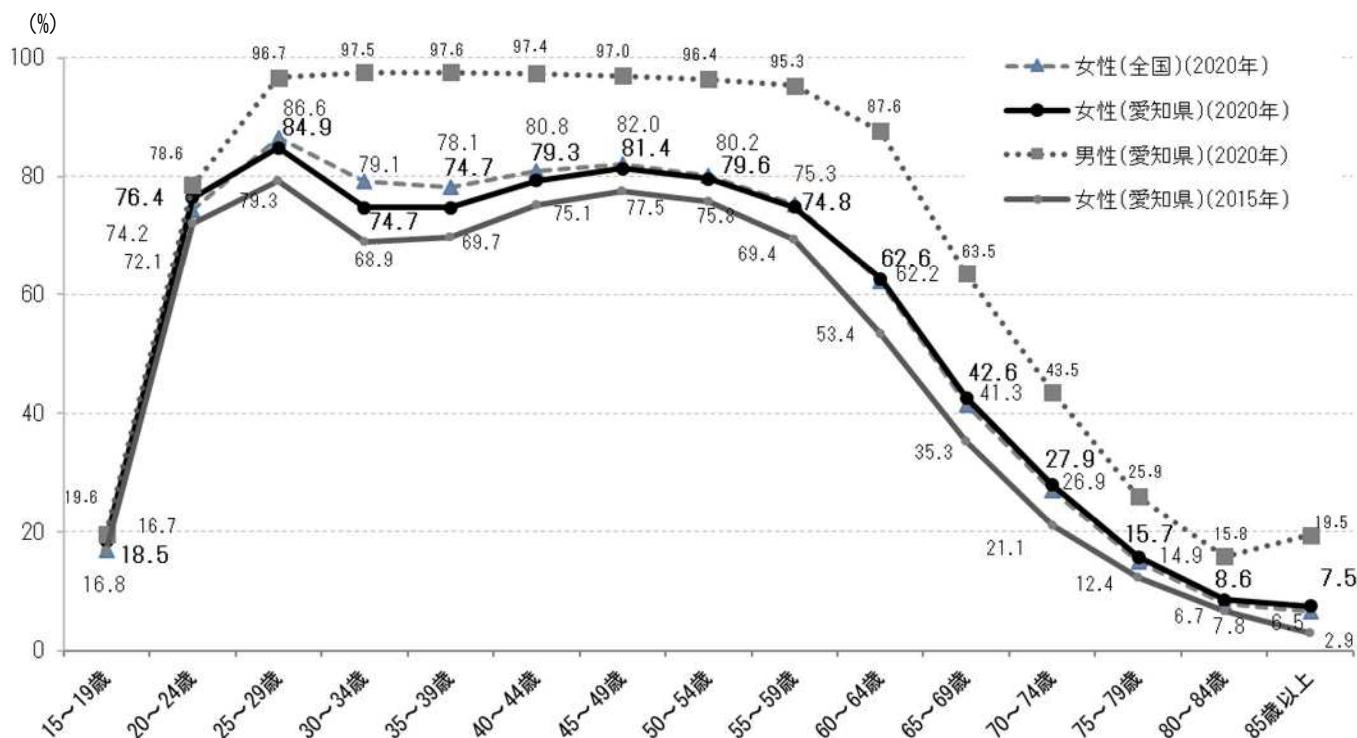
※表中の数値は、数値に分類不能及び不詳の数を含む。また四捨五入の関係で、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：県民文化局「2024 年平均あいちの就業状況」、総務省統計局「2024 年労働力調査（年次）」

(2) 女性の労働力率

2020 年の女性の労働力率を見ると、25 歳～29 歳の 84.9%と 45～49 歳の 81.4%を頂点に、30～34 歳の 74.7%を谷底とする M 字型カーブを描いている。2015 年と比べると、M 字カーブの底は上昇した。

図 13 年齢階級別労働力率



資料：総務省「国勢調査」

(3) 平均勤続年数

2024 年の平均勤続年数は、女性が 9.4 年で全国 43 位、男性が 14.5 年で全国 9 位と、本県の平均勤続年数の男女格差（順位）は全国で最も大きくなっている。

表 6 男女の労働者の平均勤続年数(全国、愛知県)

区分		2023年		2024年	
		平均勤続年数	全国順位	平均勤続年数	全国順位
女性	愛知県	9.3年	44位	9.4年	43位
	全 国	9.9年	-	10.0年	-
男性	愛知県	14.6年	10位	14.5年	9位
	全 国	13.8年	-	13.9年	-

資料:厚生労働省「令和 6 年賃金構造基本統計調査」

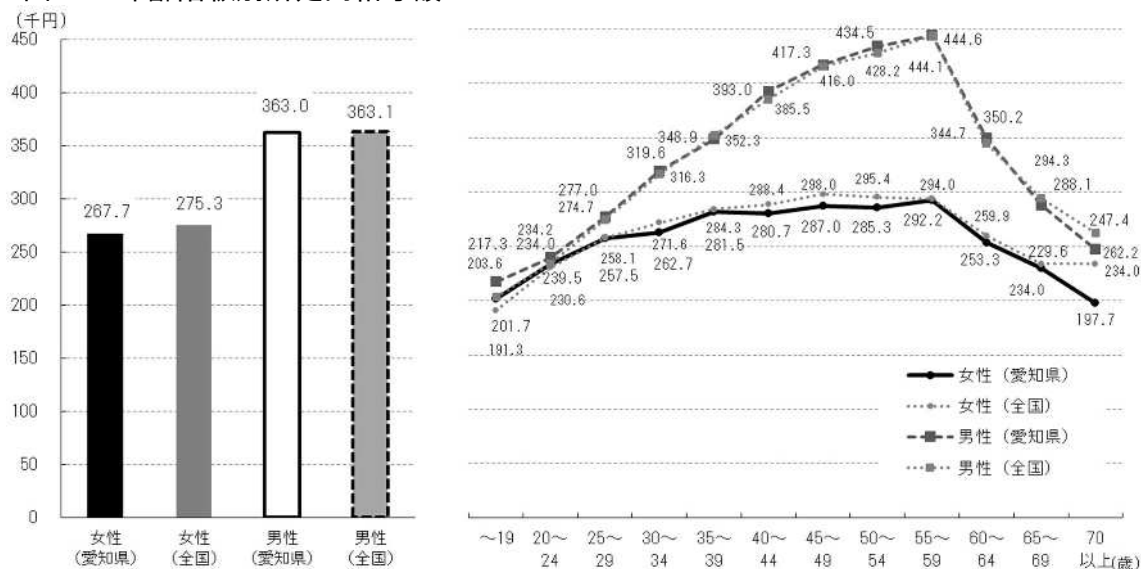
(4) 給与

2024 年の県内労働者（短時間労働者を除く）の所定内給与額は、女性が約 267,700 円（前年 258,900 円）、男性が約 363,000 円（353,500 円）で、女性の給与額は男性の 73.75%（73.24%）であり、男女の賃金比率は全国 46 位となっている。

表 7 性別、所定内給与額(全国、愛知県)

区分		2023年		2024年	
		現金給与額	全国順位	現金給与額	全国順位
女性(a)	愛知県	258.9千円	8位	267.7千円	8位
	全 国	262.6千円	-	275.3千円	-
男性(b)	愛知県	353.5千円	5位	363.0千円	4位
	全 国	350.9千円	-	363.1千円	-
男女差 (b)-(a)	愛知県	94.6千円	44位	95.3千円	46位
	全 国	88.3千円	-	87.8千円	-
男女比率 (a)/(b)	愛知県	73.24%	43位	73.75%	46位
	全 国	74.84%	-	75.82%	-

図 14 年齢階級別所定内給与額



資料:厚生労働省「令和 6 年賃金構造基本統計調査」

4 さまざまな分野における男女共同参画の推進

(1) 農業委員等に占める女性の割合

2024年3月31日現在の県内の農業委員・農地利用最適化推進委員の数は1,241人(前年度1,241人)、うち女性数は150人(146人)で、女性の割合は12.1%(11.8%)であった。

図15 農業委員・農地利用最適化推進委員に占める女性の割合の推移(愛知県)



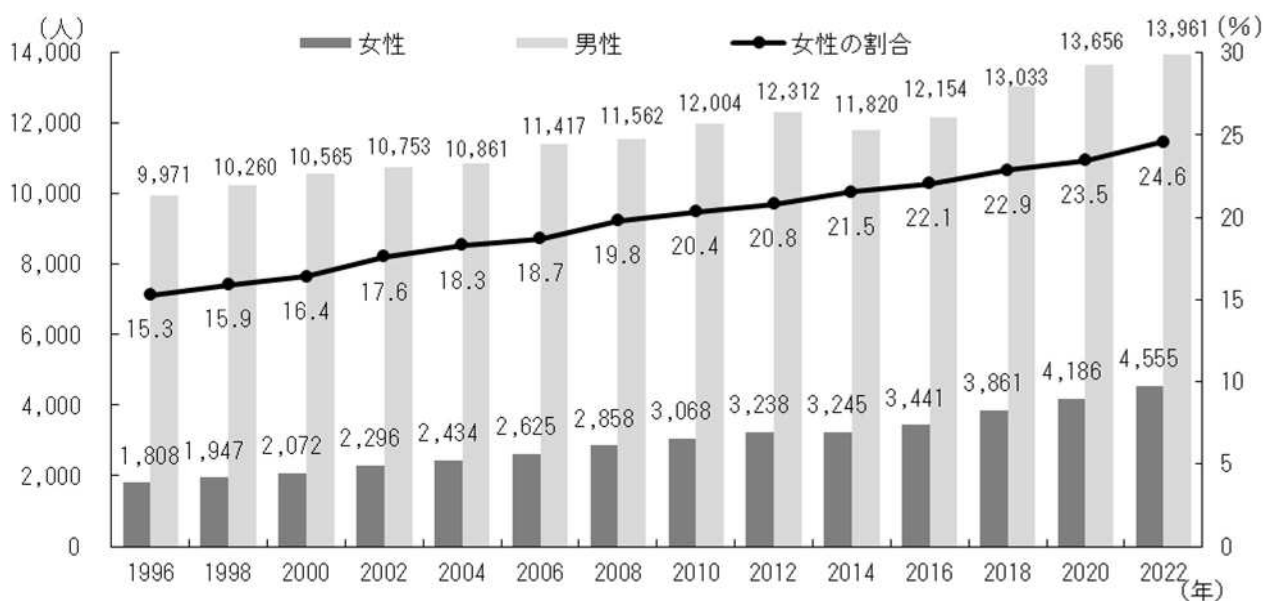
※各年度3月31日現在

資料：県農業水産局

(2) 女性医師の割合

県内の医師に占める女性の割合は、2022年12月31日現在で24.6%となっており、年々増加傾向にある。

図16 女性医師の割合の推移(愛知県)



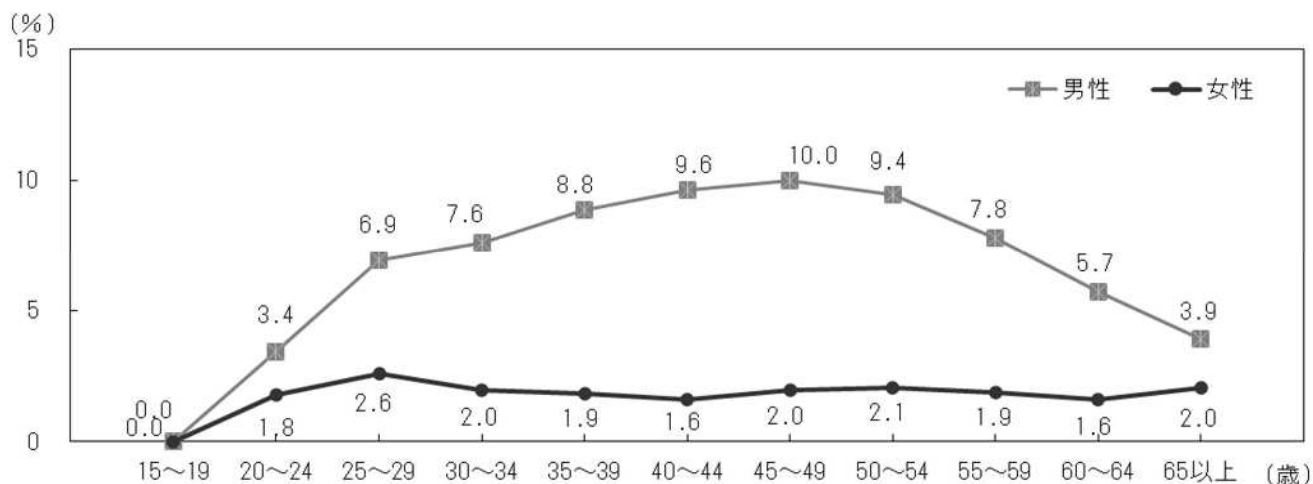
※各年12月31日現在 資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

(1) 長時間労働の就業者の割合

総務省「2024 年労働力調査」によると、週労働時間が 60 時間以上である人の割合は、20 歳以上のすべての年代で女性よりも男性の方が高くなっており、特に 35～54 歳の男性の割合が高くなっている。

図 17 週労働時間が 60 時間以上の就業者の割合（全国）

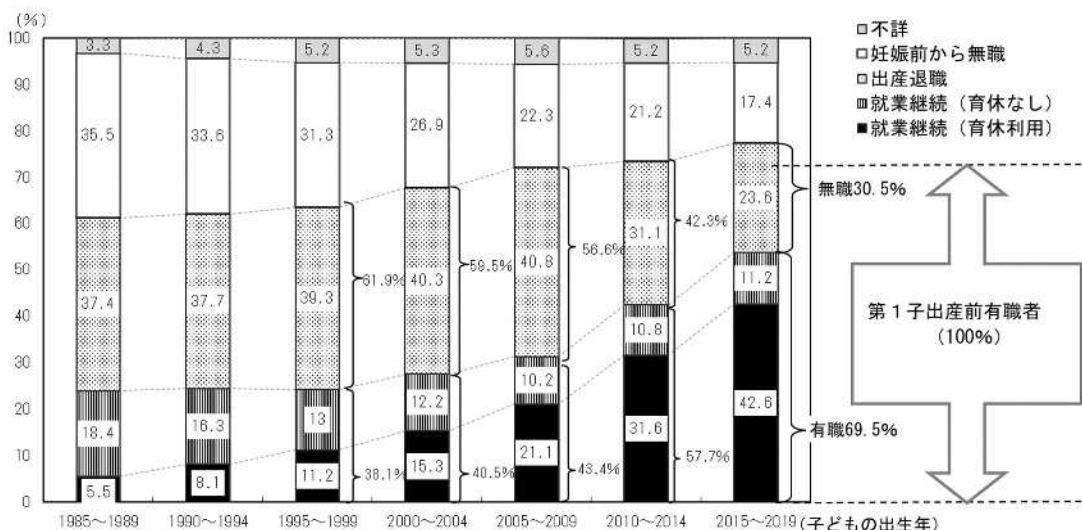


資料：総務省「2024 年労働力調査」

(2) 出産前後の継続就業の割合

第一子出産前後に就業を継続する割合は、徐々に増加しており、2015～2019 年で約 7 割へと上昇した。また、育児休業を取得して就業継続した女性は、育児休業法成立前の 1985～1989 年の 5.5%から 42.6%へと大幅に上昇した。

図 18 子どもの出生年別第 1 子出産前後の妻の就業経歴（全国）



※国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。

※第 1 子が 1 歳以上 15 歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

※出産前後の就業経歴
 就業継続（育休利用）—妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども 1 歳時就業
 就業継続（育休なし）—妊娠判明時就業～育児休業取得無し～子ども 1 歳時就業
 出産退職 —妊娠判明時就業～子ども 1 歳時無職
 妊娠前から無職 —妊娠判明時無職

資料：内閣府「令和 7 年版男女共同参画白書」

II 男女共同参画社会に向けての意識改革

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別に基づく固定的な役割分担意識について、2024年に県が実施した調査においては、「賛成」（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が34.5%であったのに対し、「反対」（「反対」＋「どちらかといえば反対」）が63.9%となっている。

「反対」と回答した割合は、年齢別では10歳代が最も高くなっている。

図 19-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方 【総数、性別】

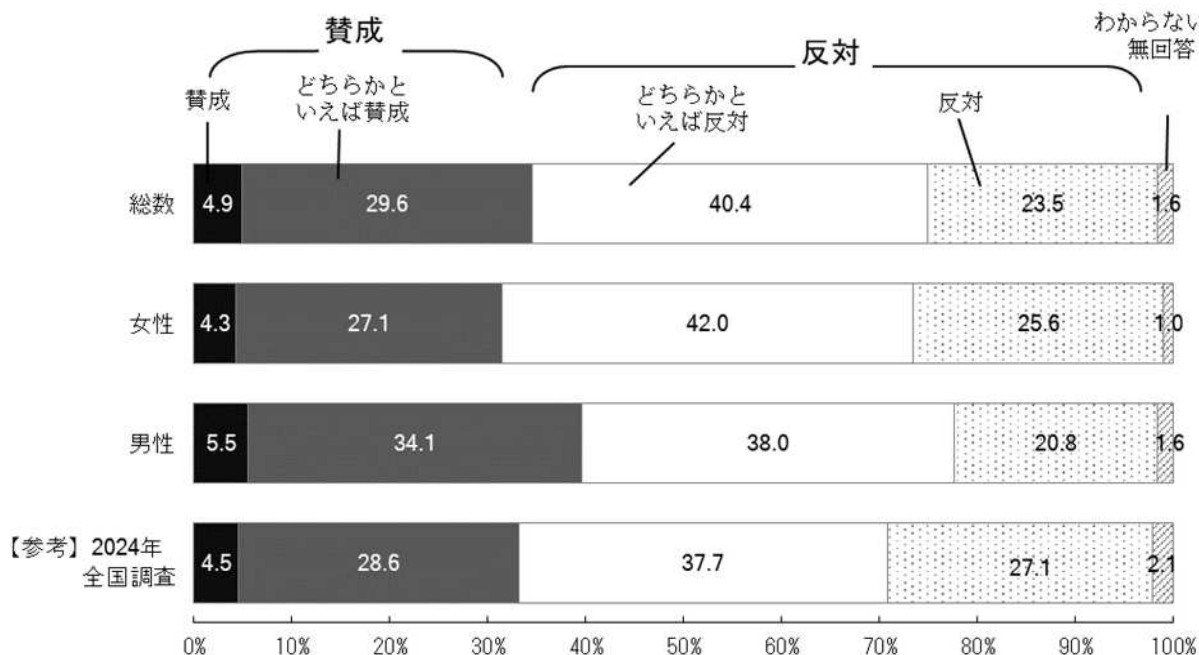
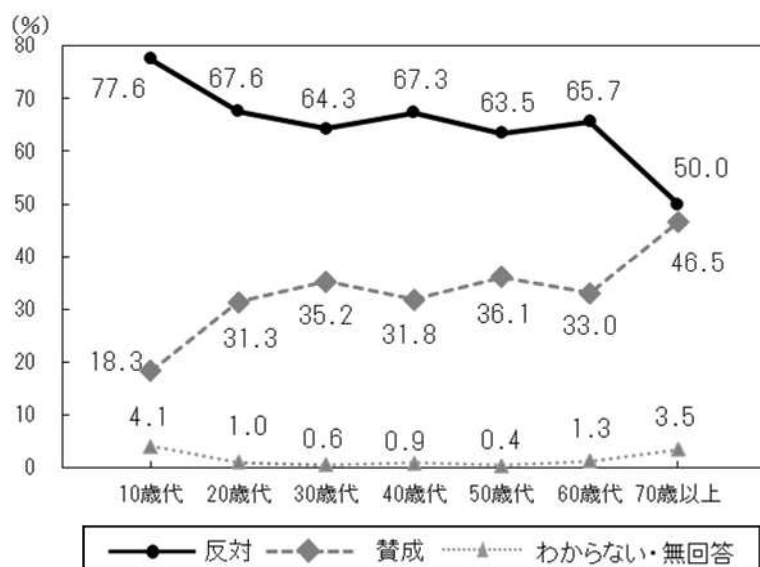


図 19-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方 【年齢別】



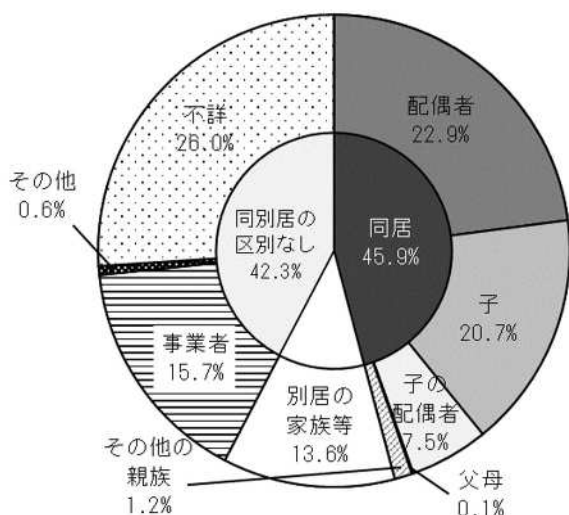
資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2024年8月調査）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2024年9月調査）

Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

1 高齢男女の健康と自立

同居の主な介護者のうち、68.9%が女性となっている。また、要介護者との続柄を見ると、配偶者が介護者全体の22.9%と最も高くなっている。

図 20 要介護者から見た主な介護者の続柄（全国）



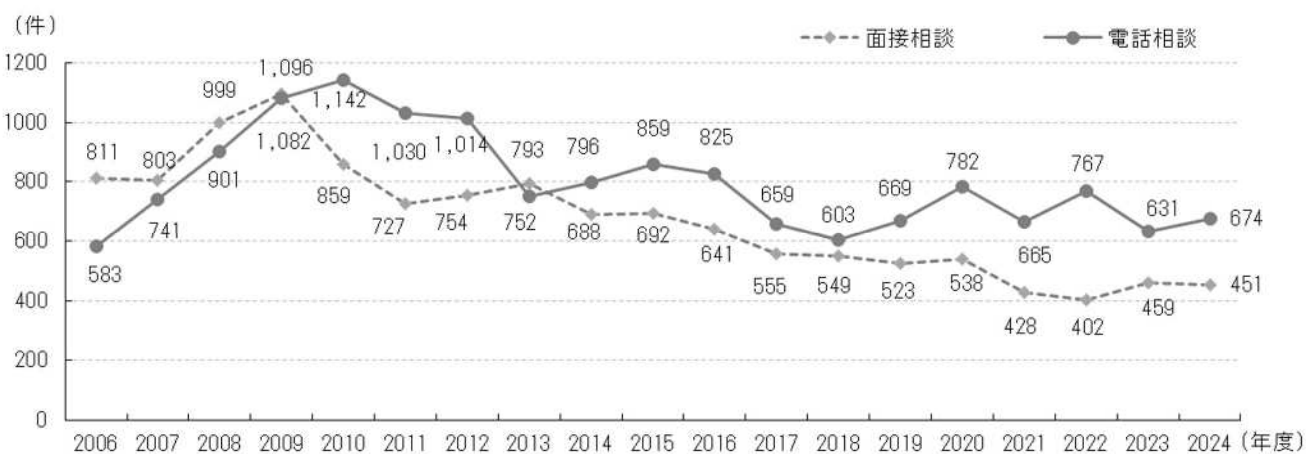
同居の主な介護者の男女内訳		
	女	男
2007年	71.9%	28.1%
2010年	69.4%	30.6%
2013年	68.7%	31.3%
2016年	66.0%	34.0%
2019年	65.0%	35.0%
2022年	68.9%	35.0%

資料：厚生労働省「2022 年国民生活基礎調査」

2 DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談件数

2024 年度に愛知県女性相談センターに寄せられたDVに関する相談件数は、面接相談 451 件、電話相談 674 件となっている。

図 21 DV相談件数の推移（愛知県）



資料：県福祉局

3 性差を踏まえた健康づくりの支援

(1) 平均寿命

2024 年の平均寿命は女性 87.13 歳、男性 81.09 歳であり、女性が男性より 6.04 歳上回っている。

表 8 平均寿命の推移

	愛知県		全国	
	女性（歳）	男性（歳）	女性（歳）	男性（歳）
1975年	76.79	72.66	76.89	71.73
1985年	80.78	75.56	80.48	74.78
1990年	82.03	76.47	81.90	75.92
1995年	83.16	76.87	82.85	76.38
2000年	84.51	77.99	84.60	77.72
2005年	85.21	78.88	85.52	78.56
2010年	86.14	79.62	86.30	79.55
2015年	86.66	81.03	86.99	80.75
2020年	87.44	81.59	87.71	81.56
2021年	87.54	81.78	87.57	81.47
2022年	87.11	81.28	87.09	81.05
2023年	87.28	81.48	87.14	81.09
2024年			87.13	81.09

※全国データについて、2020 年までは完全生命表、それ以降の年次は簡易生命表による。

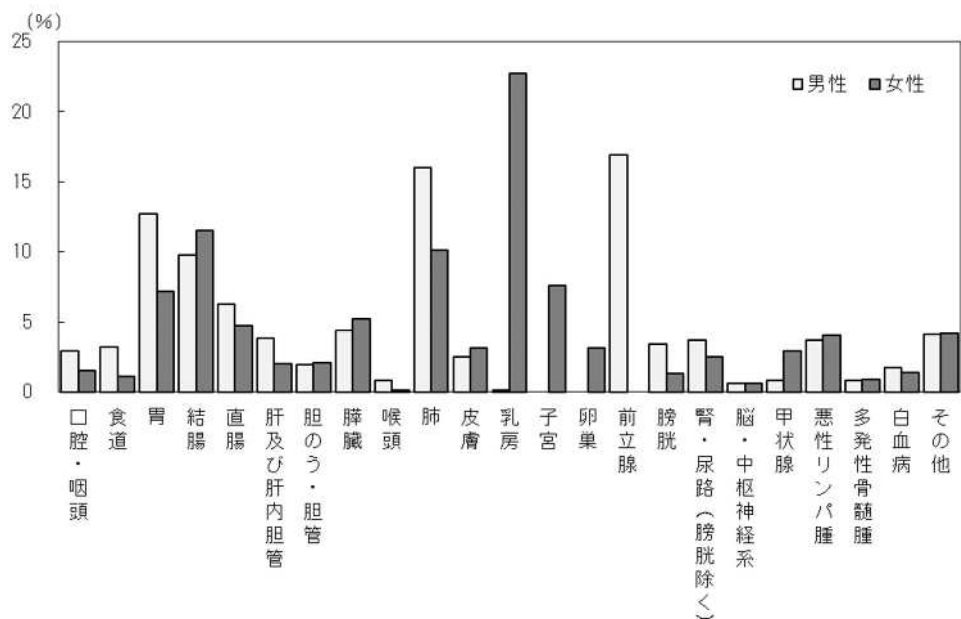
※2024 年の愛知県データについては、未算出のため空欄としている。

資料：県保健医療局「2023 年愛知県民の平均余命について」、厚生労働省「令和 6 年簡易生命表の概況」

(2) がんの部位内訳

「愛知県のがん統計」によると、がんに罹患した人のうち、女性では「乳がん」にかかった人が最も多いのに対し、男性では「胃がん」、「肺がん」、「前立腺がん」にかかった人が多くなっている。

図 22 がんの部位内訳（愛知県）



※集計期間は罹患年月日が 2021 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間、集計時期は 2025 年 2 月 19 日

資料：県保健医療局「愛知県のがん統計」

計画の推進

市町村推進体制

2025 年 4 月 1 日現在の県内市町村の審議会等委員への女性の登用率は、30.31%となった。(図 23)

男女共同参画計画を策定しているのは 49 市町村で、策定率は 90.74%である。(図 24)

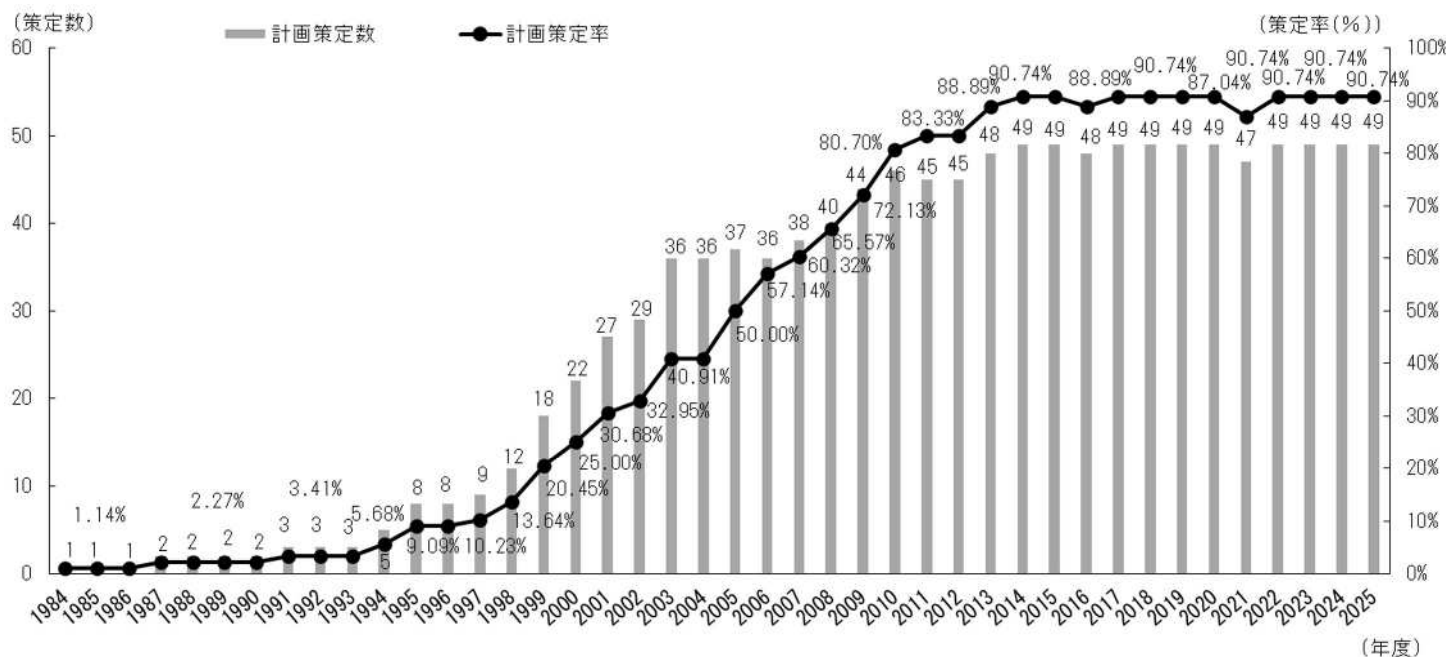
図 23 市町村の審議会等委員への女性の登用率の推移



※各年 4 月 1 日現在

資料：県民文化局

図 24 市町村の男女共同参画計画策定率の推移



資料：県民文化局

第2編

男女共同参画施策のあらまし

第2編

男女共同参画施策のあらまし

1 愛知県の男女共同参画行政推進体制について

愛知県男女共同参画推進条例（2002年4月施行）

<基本理念>

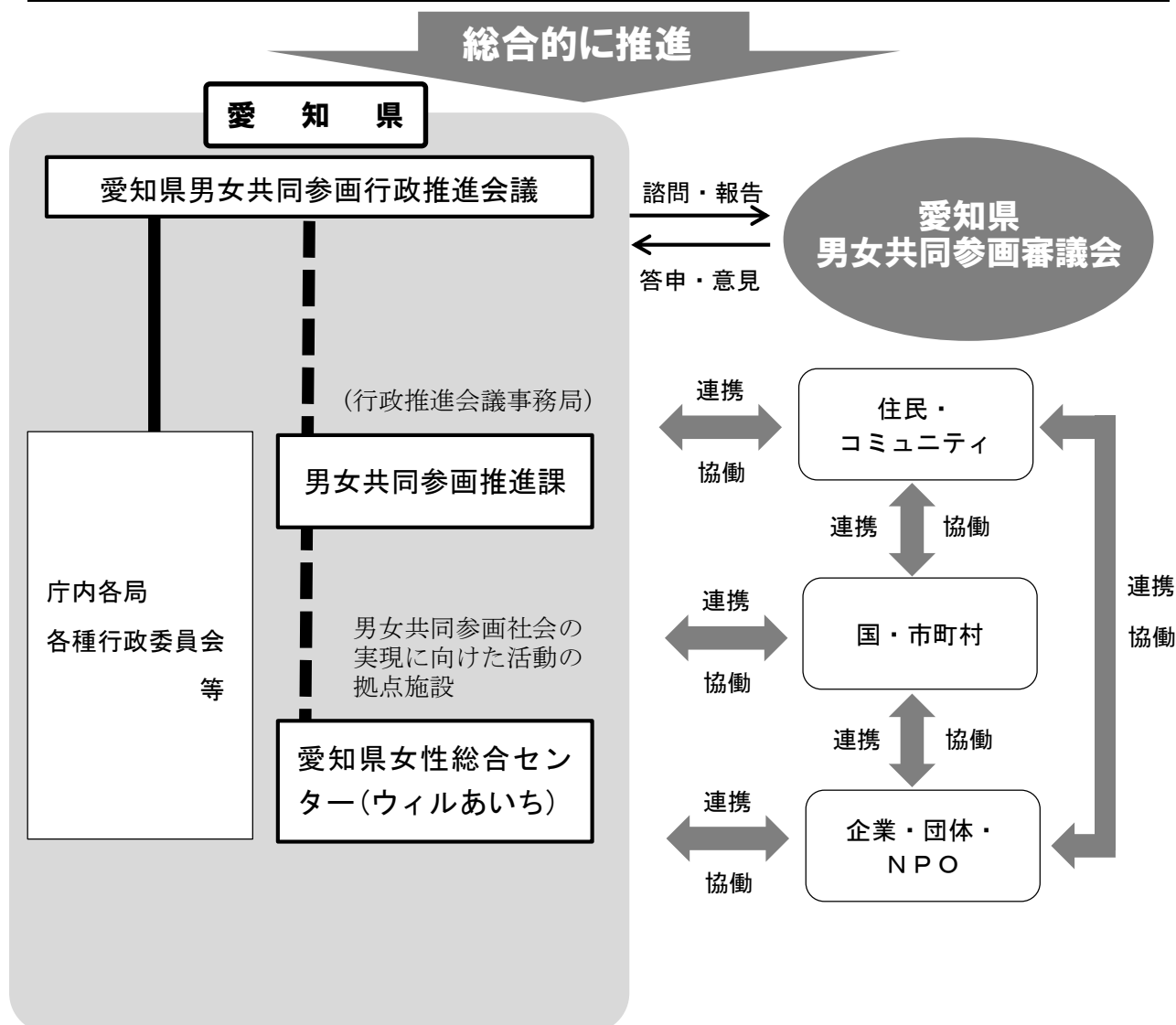
- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行の中立化への配慮
- (3) 政策や方針決定等へ共同参画する機会の確保
- (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立
- (5) 国際的協調

あいち男女共同参画プラン 2025（2021年3月策定）

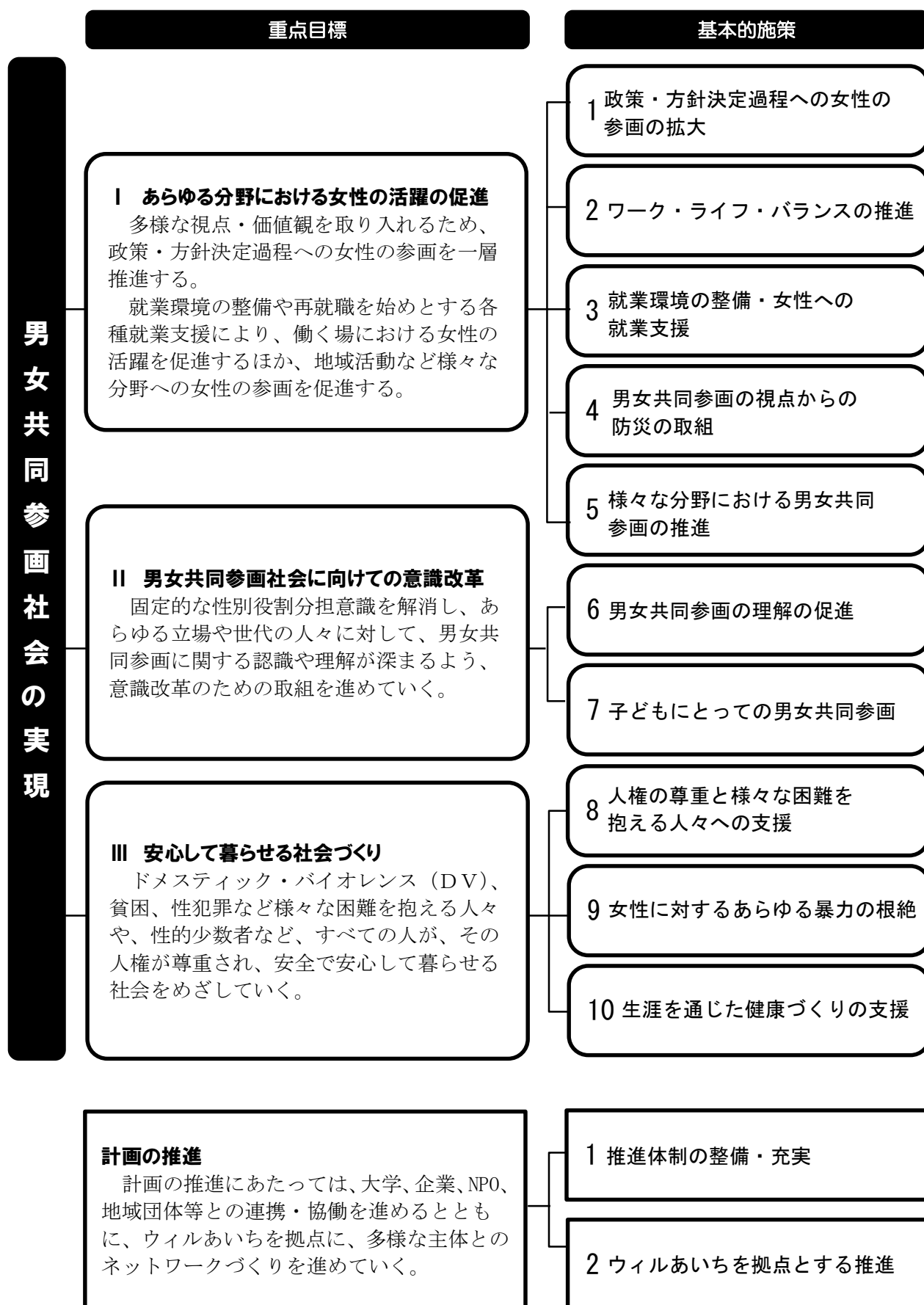
<計画期間> 2021年度から2025年度まで

<基本理念> すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわりなく、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現をめざす。

- <重点目標>
- I あらゆる分野における女性の活躍の促進
 - II 男女共同参画社会に向けての意識改革
 - III 安心して暮らせる社会づくり



2 「あいち男女共同参画プラン 2025」の施策体系



3 男女共同参画施策

重点目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍の促進

基本的施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 県の 審議会等 推進委員 への女性	県の審議会等委員への女性の登用推進	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等委員への女性の登用について、「2025年度末(2026.4.1)までに40%～60%」を目標とし、その達成に向け、女性の登用を積極的に推進した。 ・2025.4.1現在の女性委員の割合35.28% (昨年度から0.04ポイント減少)		県民文化局	男女共同参画推進課
	警察署協議会委員への女性の登用促進	警察署協議会に女性の意見が反映されるよう、「県の審議会等に占める女性委員の割合」の数値目標に準じ、警察署協議会委員に占める女性の割合が40%となるよう、定期改選時に数値目標を設定して、候補者の選考に配慮した。 ・2025.4.1現在の女性委員の割合43.2% (昨年度から1.7%増加)		警察本部	総務課
② 県の 管理職など への女性の 登用推進	県職員の管理職への女性の登用推進	意欲と能力のある優秀な女性職員が男性職員と同様に組織の管理的な立場に立ち、政策・方針決定に参画できるよう、「2025年度までに管理職に占める女性の割合 15%」を目標とし、その達成に向けて管理職への登用を積極的に推進した。 ・2025.4.1現在の女性職員の管理職(課長級以上)の割合16.40% (昨年度から1.57ポイント上昇)		人事局	人事課
	看護職員の管理職への登用推進	看護職員が組織の管理的な立場に立ち、病院経営、運営の方針決定に参画できるよう、2013年度から看護部副部長を課長級ポストとするなど、管理職への積極的な登用を図った。		病院事業庁	管理課
	学校における女性教員の管理職への登用推進	教職員定期人事異動方針に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有し、特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな女性を管理職に積極的に登用した。 目標:2025年度までに30%		教育委員会	教職員課
	警察における女性職員の管理職等への登用推進	意欲と能力のある優秀な女性職員が男性職員と同様に組織の管理的な立場に立ち、政策・方針決定に参画できるよう女性の登用拡大について、以下のとおり目標設定し、その達成に向けて引き続き積極的に採用・登用を推進した。 ○ 警察官に占める女性警察官の割合 「2025年3月31日までに警察官に占める女性警察官の割合12%程度」を目標とし、その達成に向け引き続き積極的に推進した。 ○ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(2025年3月31日まで) ・警部級以上の階級にある女性警察官の割合 3%以上 ・課長級以上の女性警察職員の割合 15%以上		警察本部	警務課
③ 企業・団体等における女性の活躍に向けた取組へ	女性の活躍促進事業費(一部)		5,070	県民文化局	男女共同参画推進課
	女性の活躍促進サミット2024開催費	女性の活躍の鍵を握る企業経営者のさらなる意識改革を図るために、あいち女性の活躍促進会議の構成団体と連携し、企業経営者等を対象としたサミットを開催した。 ・開催日2024.11.12(火) 参加者276人	3,636		
	働く女性のキャリアアップ・交流事業費	管理職として将来活躍する人材を育成するための「女性管理職養成セミナー」や、県内企業等で働く女性管理職等を対象にスキルアップを図り情報交換やネットワークづくりを支援する講演会を開催した。 ○ 女性管理職養成セミナー ・開催日2024.10月～2025.1月 4日間×4コース 参加者99人 ○ 女性リーダー講演会 ・開催日2024.6.18(火) 参加者53人	1,434		
	女性の活躍企業取組支援事業費		13,236	県民文化局	男女共同参画推進課
	女性の活躍プロモーション事業費	中小企業等における女性の活躍に向けた取組を更に促進するため、広く中小企業等に女性の活躍促進の働きかけを行う企業・団体等を「女性の活躍プロモーションリーダー(PL)」とし、県とPLが連携して、取引先企業等に女性の活躍促進を働きかけるほか、企業向けセミナー等を開催した。	5,898		

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
③ 企業・団体等における女性の活躍に向けた取組への支援	女性の活躍企業取組支援事業費		880	県民文化局	男女共同参画推進課
	「あいち女性輝きカンパニー」認証事業費	女性の活躍促進に向けた取組を積極的に実施する企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として認証した。また、「あいち女性輝きカンパニー」の中から、女性の活躍に向けた取組を特に積極的に推進し、他の模範となる企業を「あいち女性の活躍促進サミット2024」にて表彰した。 ○ あいち女性輝きカンパニーの認証及び表彰 ・認証件数1,529件(2025.3月末現在) ・表彰企業8社			
	女性の活躍促進コーディネーター活動費	企業における女性の職域拡大や人材育成等の取組を促進するために、コーディネーターがアドバイスや情報提供を行った。 ・派遣件数12件			
	中小企業女性活躍推進事業費	半田市と安城市において、行政、経済団体、地元企業が連携して行う意見交換会、冊子の作成、セミナー及び相談会を開催した。	5,850		
	女性の活躍魅力向上推進事業費(一部)	女子大学生を対象とした交流会を開催し、女性がいきいきと働く魅力ある企業があることを知ってもらう場を提供した。(3回・58名参加) 女子大学生が、県内の製造業等の女性活躍推進企業を取材することで理解を深める機会を提供するとともに、若い世代から興味を持ってもらえるような動画を製作し、「あいち女性の活躍促進応援サイト」で発信した。(2社) 県内大学の就職支援担当者等に向けて「あいち女性輝きカンパニー」や「あいち女性の活躍促進応援サイト」の周知を行うとともに、大学等が主催する就職支援イベントに出向いて、学生に向けてカンパニーやサイトを紹介した。(15大学・921人) サイトやカンパニーをPRするリーフレットを作成、配布した。(2000部) 加えて、SNS等を活用したターゲティング広告を配信し、認知度向上を図った。(表示回数364万回以上、クリック回数11,000回以上)	8,139	県民文化局	男女共同参画推進課
	企業魅力発信事業費				
	あいち・ウーマノミクス推進事業(女性雇用促進研究会費)	企業における女性活躍・雇用促進等の観点から、現状・課題・取組の方向性について意見交換を行った。	71	経済産業局	産業政策課
	中小企業金融対策事業費(経済環境適応資金貸付金)	「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けた中小企業者を対象とする融資制度を実施した。(2024年度実績0件)		経済産業局	中小企業金融課
④ 女性の人材育成・能力開発	公契約を活用した社会的価値の実現	総合評価競争入札及び企画競争(随意契約)において、「男女共同参画社会の形成」等に資する事業者の取組を評価する仕組みを整備し、当該施策の推進に寄与した。 なお、評価制度の運用は各局契約担当課において行っている。		会計局	管理課
	女性職員活躍促進事業費		650	人事局	人事課
	管理職向けセミナー	職場環境の整備や女性職員のキャリア形成を推進するため、人事配置や事務分担を決定する立場にある管理職員の意識を高める取組として、所属長を対象にeラーニング形式によりセミナーを実施した。 ・開催期間2024.7.29(月)～8.21(水) 参加者計220人	384		
	育児支援・キャリアガイダンス	育児休業を取得した職員のスムーズな職務復帰の支援を行うとともに、本人の仕事に対するモチベーションを高めることなどを目的として、育休前や育休中、育休明けの県職員を対象としたガイダンスを実施した。 ・開催日2024.10.17(木) 参加者186人(eラーニング受講含む)	266	人事局	人事課
	女性の活躍促進事業費(一部)	管理職として将来活躍する人材を育成するための「女性管理職養成セミナー」や、県内企業等で働く女性管理職等を対象にスキルアップを図り情報交換やネットワークづくりを支援する講演会を開催した。 ○ 女性管理職養成セミナー ・開催日2024.10月～2025.2月 4日間×4コース 参加者99人 ○ 女性リーダー講演会 ・開催日2024.6.18(火) 参加者53人		県民文化局	男女共同参画推進課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
④ 女性の 人材育成・ 能力開発	あいち男女共同参画財団 補助金(一部)	○ 男女共同参画人材育成セミナー 政策・方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、 とりわけ県内市町村において審議会等に登用できる人材の育成 を目的として、市町村からの推薦者を対象にセミナーを実施し た。 ・実施回数:年1回(8日間) 24人 ○ フォローアップセミナー 過去の人材育成事業受講者で構成する地域実践活動グループ の自主的で地域に根ざした活動の一層の推進を図るため、セミ ナーを開催した。 ・開催日2024.10.1(火) 参加者38人	639	県民文 化局	男女共同参 画推進課
	男女共同参画人材育成 事業				
	女性の活躍促進事業費 (一部)	市町村の人事担当者及び市町村で管理職として活躍することが 期待される女性職員を対象に、女性の活躍に係る意識啓発セミ ナーを開催した。 ・開催日2024.10.18(金) 参加者24人(人事担当者向け) ・開催日2024.11.19(火) 参加者56人(女性職員向け)	107	県民文 化局	男女共同参 画推進課
	市町村における女性活 躍推進費				
⑤ 女性の ネットワ ーク形成 の支援	女性の活躍促進事業費 (一部)	管理職として将来活躍する人材を育成するための「女性管理職 養成セミナー」や、県内企業等で働く女性管理職等を対象にスキ ルアップを図り情報交換やネットワークづくりを支援する講演会を 開催した。 ○ 女性管理職養成セミナー ・開催日2024.10月～2025.2月 4日間×4コース 参加者99人 ○ 女性リーダー講演会 ・開催日2024.6.18(火) 参加者53人		県民文 化局	男女共同参 画推進課
	働く女性のキャリアアッ プ・交流事業費(Ⅰ-1③ の再掲)				
	女性の活躍促進事業費 (一部)	市町村の人事担当者及び市町村で管理職として活躍することが期待さ れる女性職員を対象に、女性の活躍に係る意識啓発セミナーを開催し た。 ・開催日2024.10.18(金) 参加者24人(人事担当者向け) ・開催日2024.11.19(火) 参加者56人(女性職員向け)	107	県民文 化局	男女共同参 画推進課
	市町村における女性活 躍推進費(Ⅰ-1④の再 掲)				
	あいち男女共同参画財団 補助金(一部)	○ウィルあいちフェスタ 中止(長寿命化改修工事に伴い、ウィルあいちが利用できないた め) ○協働事業 女性団体、大学、企業等と協働して男女共同参画に関する事業 を行い、連携の強化を図った。 ・からふる女性応援士隊による個別起業相談会 4日間(24名) ・ウィルあいち交流ネットへの支援	530	県民文 化局	男女共同参 画推進課
	協働推進事業				
	あいち女性連携フォーラム の運営	県内女性団体の相互交流や女性の活躍に向けた気運醸成を図 るため、女性団体が行うイベントの情報共有や、取組の情報交換 等を実施した。(事務局:(公財)あいち男女共同参画財団、会 員:13団体)		県民文 化局	男女共同参 画推進課

基本的施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 働 き 方 の 見 直 し と ワ ー ク ・ ラ イ フ ・ バ ラ ン ス の 推 進	ワーク・ライフ・バランス普及 推進費	2020年度策定の「あいちワーク・ライフ・バランス行動計画2021- 2025」に基づき、地域が一体となった取組を推進した。 ○ 「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」の開催 ○ 啓発資料の作成・配布(4,000部)	453	労働局	労働福祉課
	仕事と生活の両立支援促 進事業費	男女が共に、子育てや介護等ライフステージの各段階におい て、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働き続けられる職 場環境の整備を促進した。 ○ 市町村と連携し、タウンミーティングを開催(1回、57人) ○ あいちワーク・ライフ・バランス推進運動の実施(延べ46,896 事業所) ○ 仕事と介護の両立支援の必要性に対する理解促進を図るセ ミナーの開催(3回、155人) ○ 仕事と治療の両立支援に関するセミナーの実施(2回、セミ ナー49人) ○ 仕事と不妊治療の両立支援相談の実施(12回、27件)	7,454	労働局	労働福祉課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 働き方の見直しとワーク・ライフ・バラ	働き方改革支援事業費	2024年4月より建設業及び自動車運転業における時間外労働の上限規制が適用されるなど、労務管理上のルール及び業務の効率化、多様な働き方について企業への周知・啓発が必要となる中、「働き方改革」の取組の流れを着実に進めていくため、サポートセミナー及びワークショップを開催し、企業の働き方改革の取組を支援した。 ○ サポートセミナー(15回) ○ ワークショップ(2回)	4,804	労働局	労働福祉課
	有給休暇取得促進事業費	年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入等を積極的に推進している中小企業等を認定する「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」を創設し、労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせて休暇を取得できる職場環境づくりを推進した。また、「休み方改革シンポジウム」を開催し、認定企業(ゴールド区分)の表彰を行うほか、著名人による基調講演や休み方改革に関するパネルディスカッションを行った。 ○ 認定企業数 570社(ゴールド9社、シルバー90社、ブロンズ471社) ○ シンポジウムの開催(1回297人)	41,780	労働局	労働福祉課
② 職場における仕事と家庭生活の両立支援の取組	短期育児休業促進事業費	県男性職員が職場に気兼ねなく安心して育児休業を取得できる環境を整備するとともに、職場の負担軽減を図るため、短期の育児の育児休業代替職員として臨時職員を任用し、県男性職員の育児休業取得を促進した。	2,117	人事局	人事課
	県職員向けワーク・ライフ・バランスの推進	「職員のワーク・ライフ・バランス推進要綱」に基づく取組を推進した。 ○ ワーク・ライフ・バランス推進強化月間(7月～8月)の実施		人事局	人事課
	ファミリー・フレンドリー企業推進費	従業員の仕事と育児・介護等を両立できるよう積極的に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録する制度を運用し、その普及促進を図った。 ○ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の運営 ・登録の促進、専用Webページでの登録企業や取組の紹介 ○ ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタントの派遣 ・派遣回数15回 ○ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施 ・ファミリー・フレンドリー企業賞5社 (ワーク・ライフ・バランス推進部門3社、子育て応援両立部門2社) ・ファミリー・フレンドリー企業奨励賞3社	1,465	労働局	労働福祉課
	仕事と生活の両立支援促進事業費 (I-2①の再掲)	男女が共に、子育てや介護等ライフステージの各段階において、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進した。 ○ 市町村と連携し、タウンミーティングを開催(1回、57人) ○ あいちワーク・ライフ・バランス推進運動の実施(延べ46,896事業所) ○ 仕事と介護の両立支援の必要性に対する理解促進を図るセミナーの開催(3回、155人) ○ 仕事と治療の両立支援に関するセミナーの実施(2回、セミナー49人) ○ 仕事と不妊治療の両立支援相談の実施(12回、27件)		労働局	労働福祉課
	警察職員に対する両立支援施策の推進	○ 仕事と子育て、介護等を両立する職員に対し、両立支援に特化した面談等を実施した。 ○ 警察共済組合愛知県支部がホームヘルパー事業者と法人契約を締結し、仕事と家庭生活の両立支援を実施した。 ○ 愛知県警察職員互助会が、有料託児施設利用助成(病児・病後児保育を含む。)、育児用品レンタル費用助成及び介護用品購入助成の実施による仕事と家庭生活の両立支援を推進した。		警察本部	警務課、厚生課
③ 生活環境づくりに参画しやすい地域	県男性職員向け「イクメンサポート」の推進	県男性職員に対する育児参加支援策「イクメンサポート」を実施した。 ○ 啓発資料の配布、育児支援・キャリアガイダンスの開催 ○ イクメンサポート面談の実施 ○ 『月1はぐみん年休』運動の実施		人事局	人事課
	短期育児休業促進事業費 (I-2②の再掲)	県男性職員が職場に気兼ねなく安心して育児休業を取得できる環境を整備するとともに、職場の負担軽減を図るため、短期の育児の育児休業代替職員として臨時職員を任用し、県男性職員の育児休業取得を促進した。		人事局	人事課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
③ 男性が家庭・地域生活に参画しやすい環境づくりの推進	警察職員に対する両立支援施策の推進	一人一人の仕事と生活の調和が図られ、充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる組織を目指すため、男性職員の育児に係る特別休暇の取得日数を目標値として設定し、休暇の取得を促進するとともに、男性の対象職員の育児休業取得率について、「2030年3月31日までに対象職員の85パーセント以上が取得すること」を目標とし、その達成に向けた取組を推進した。		警察本部	警務課
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	男性の育児参加を促進する教室を開催した。 ○ 「パパと遊ぼう『子育てスキンシップ教室』」 週3教室473人	5,211	県民文化局	男女共同参画推進課
	ワーク・ライフ・バランス推進事業				
	男性の育児参加促進事業	子育てハンドブック「お父さんダイスキ」アプリケーションの配信を行うことにより男性の育児参画の促進を図った。	743	福祉局	子育て支援課
	子育て応援の日(はぐみんデー)普及啓発事業	毎月19日の「子育て応援の日(はぐみんデー)」をきっかけに、できることから子育てを応援する取組を行うことを呼びかけ、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図るため、はぐみんデー普及推進強化月間である11月を中心に、はぐみんデーの普及を目的とした啓発活動を実施した。	800	福祉局	子育て支援課
	仕事と生活の両立支援促進事業費 (I-2①の再掲)	男女が共に、子育てや介護等ライフステージの各段階において、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進した。 ○ 市町村と連携し、タウンミーティングを開催(1回、57人) ○ あいちワーク・ライフ・バランス推進運動の実施(延べ46,896事業所) ○ 仕事と介護の両立支援の必要性に対する理解促進を図るセミナーの開催(3回、155人) ○ 仕事と治療の両立支援に関するセミナーの実施(2回、セミナー49人) ○ 仕事と不妊治療の両立支援相談の実施(12回、27件)		労働局	労働福祉課
	中小企業男性育児休業取得促進事業費	中小企業への支援や、労働者等への普及啓発により、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を促進する。 ○ アドバイザーの派遣(76回) ○ 普及啓発セミナー・ワークショップの開催(3回、63人)	12,131	労働局	労働福祉課
	おうちでごはんの日普及啓発	毎月19日を「おうちでごはんの日」とし、早めに帰宅して、家族そろって一緒に食卓を囲むよう庁内放送を行うとともに、関係局と連携した「育19キャンペーン」において街頭啓発活動を実施した。		農業水産局	食育消費流通課
	あいちっこ子育て支援事業費(一部)	教育事務所単位で、家庭教育推進協議会を年3回程度開催し、市町村を越えた情報交換を行うとともに、うち1回を拡大家庭教育推進協議会として開催し、地域の家庭教育支援者等を対象としたグループワーク、情報交換等を実施した。	397	教育委員会	あいちの学び推進課
	地域に根ざした家庭教育支援推進事業				
	職場内家庭教育推進費	企業に講師を派遣し、家庭教育に関する研修を設けることを奨励した。 ○ 職場内家庭教育研修会 年3回実施	3,929	教育委員会	あいちの学び推進課
様④でテレワーク推進 柔軟な働き方などの多	テレワークの推進(テレワーク用端末導入による在宅勤務等)	既存のテレワーク専用端末1,100台の活用に加え、一人一台パソコンを更新時期に合わせて順次テレワークにも利用可能なモバイル端末にし、テレワーク環境を拡充するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進強化月間に「在宅勤務集中取組期間」を設け、職員に積極的な在宅勤務の実施を呼び掛けるなど、職員の在宅勤務の一層の推進を図った。	2,715,528	総務局 人事局	総務課 情報政策課 人事課
	県職員向け多様で弾力的な働き方の検討・推進	在宅勤務の対象職員に一般職非常勤職員を追加するなど、多様で柔軟な働き方を一層推進するため、制度の検討・見直しを実施した。		人事局	人事課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
④ テレワーク など多様で柔軟な働き方の推進	中小企業テレワーク導入支援事業費	テレワーク導入に関する相談、機器操作体験、情報発信等をワンストップで実施するための拠点を設置するとともに、テレワーク体験が可能なモデルオフィスを併設した。また、テレワークに関するセミナーを開催した。 ○ あいちテレワークサポートセンターの設置・運営 ○ ポータルサイト製作・運営 ○ テレワーク導入企業事例紹介 ○ アドバイザー派遣(127回) ○ テレワーク体験スペースの設置・運営 ○ テレワーク関連セミナー開催(8回、233人)	39,928	労働局	労働福祉課
	働き方改革支援事業費(Ⅰ-2①の再掲)	2024年4月より建設業及び自動車運転業における時間外労働の上限規制が適用されるなど、労務管理上のルール及び業務の効率化、多様な働き方について企業への周知・啓発が必要となる中、「働き方改革」の取組の流れを着実に進めていくため、サポートセミナー及びワークショップを開催し、企業の働き方改革の取組を支援した。 ○ サポートセミナー(15回) ○ ワークショップ(2回)		労働局	労働福祉課

基本的施策3 就業環境の整備・女性への就業支援

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 非正の規 整労働 者の促 進の雇 用環 境	雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)の周知啓発	労使向けに「労使のための労働法ガイドブック」、若者向けにリーフレット「知ってる？働くルール～安心して働くために～」を作成し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について啓発を行った。	420	労働局	労働福祉課
	ヤング・ジョブ・あいちにおける相談対応、情報提供	若者の就職を支援するため、愛知労働局と連携して運営する「ヤング・ジョブ・あいち」において、就業相談から職業紹介まで幅広い就職支援メニューをワンストップで提供した。 ・利用者数38,588人(2024年度実績)	21,272	労働局	就業促進課
	就職氷河期世代就職支援事業	不安定な就業を余儀なくされている就職氷河期世代の求職者に対して、紹介予定派遣制度を活用した職場実習等の実施により就職・正社員化を支援した。 ・就職者数61人、うち正規雇用28人(2024年度実績)	77,159	労働局	就業促進課
② 各種ハ ラスメ ントへ の対策 の推進	県職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」を庁内LANに載せ、すべての職員へ“セクシュアル・ハラスメント等をしない”という意識を促すとともに、各種研修などの機会を利用して、職員への注意喚起、指導及び相談窓口の案内を行った。		人事局	人事課
	ワーク・ライフ・バランス普及推進費(Ⅰ-2①の再掲)	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、推進するための普及啓発資料を作成した。 ○ 啓発資料の作成・配布(4,000部)		労働局	労働福祉課
	パワー・ハラスメント防止対策について労働講座において周知啓発	中小企業の労使に対して、労働問題を解決する上で必要な基本的な事項の知識を供与し、もって労使が労働問題を自主的に解決できる姿勢と能力を育成し、労使関係の安定に資するため、労働講座を開催した。 ○ パワーハラスメントに関する労働講座の開催(5回)	528	労働局	労働福祉課
	教職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	2020年度に「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、また「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」を改正したところであり、引き続きハラスメントの防止に努めるとともに、相談窓口について周知を図った。さらに、校内外のあらゆる機会を捉えて、セクハラ・パワハラ防止を含めた不祥事防止の徹底を図るよう、研修を行った。管理職に対しては、教職員を指導する立場にある自覚を持ち、パワハラ・セクハラをはじめとした、ハラスメントに対する意識を高めるよう、会議、通知等で周知し、パワハラ・セクハラ防止の徹底を図った。		教育委員会	教職員課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
② 各 種 の ト ハ ラ	県警察職員の各種ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント防止対策要綱を定め、各種ハラスメントの定義、監督者と職員の責務等を明らかにするとともに、各所属にハラスメント所属相談窓口を、警察本部にハラスメント本部相談窓口をそれぞれ設置し、ハラスメントの防止及び排除に向けた対策を推進した。		警察本部	警務課
③ 男 性 管 理 職 等 に 対 す る	女性職員活躍促進事業費(Ⅰ-1④の再掲)	職場環境の整備や女性職員のキャリア形成を推進するため、人事配置や事務分担を決定する立場にある管理職員の意識を高める取組として、所属長を対象にeラーニング形式によりセミナーを実施した。 ・開催期間2024.7.29(月)～8.21(水) 参加者計220人		人事局	人事課
	女性の活躍促進事業費(一部)	管理職等を対象に、女性が活躍しやすい職場風土や環境整備を目的としたセミナーを開催した。 ・開催日2024.10月～11月 計4回 参加者94人	284	県民文化局	男女共同参画推進課
	女性活躍のための環境支援セミナー				
④ 保 育 所 待 機 児 童 対 策 の 推 進	保育所運営費補助金(一部)		204,576	福祉局	子育て支援支援課
	低年齢児途中入所円滑化事業費	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置するために必要な経費を補助した。	60,000		
	1歳児保育実施費	保育所における1歳児担当保育士の配置割合を国配置基準の6:1より充実させるための運営費を補助した。	144,576		
	子育て支援対策基金事業費(一部)		12,203	福祉局	子育て支援課
	市町村事業費補助金(保育サービス等の充実)	都道府県に基金を造成し、待機児童の解消をめざす「保育サービス等の充実」のため、子どもを安心して育てることができる体制整備を行った市町村に補助した。			
	保育士・保育所支援センター費	保育士の有資格者でありながら保育士として就労していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職の支援、保育所の潜在保育士活用支援等を行う専任のコーディネーターを設置した「保育士・保育所支援センター」を運営した。 これにより、保育需要の増大に伴う、保育士の確保を円滑に進め、質の高い人材を確保することにより保育体制の整備を図った。	23,302	福祉局	子育て支援課
	子育て支援関係職員研修費(一部)		5,871	福祉局	子育て支援課
	保育教諭資格取得支援事業費補助金	保育教諭の資格を取得するために必要となる費用の一部を補助した。			
	保育士修学資金貸付事業費	指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付けを行った。卒業後、県内の保育所等において5年間引き続き従事した場合は、全額返還免除とするなど、学生の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資した。 また、保育士資格を有する者であって保育士と勤務していない者の再就職支援を図るため、再就職のための準備及び保育所等の利用に必要な費用を貸し付け、地域の保育人材の確保及び定着を図った。	101,745	福祉局	子育て支援課
	施設型教育・保育給付費	子どもの保護者の選択に基づき、市町村が私立の認定こども園、私立幼稚園及び私立保育所において特定教育又は保育を実施するための費用を負担及び補助した。	27,457,826	福祉局	子育て支援課
	地域型保育給付費負担金	市町村の認可事業として実施する、地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)を実施するために要する経費を負担することにより、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供した。	2,882,650	福祉局	子育て支援課
	子育て支援施設等利用給付費負担金	認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子どもの利用料を無償化するために要する経費を負担した。	434,828	福祉局	子育て支援課
	産休・病休代替職員設置費	児童福祉施設等の職員が出産又は疾病のため長期に渡り休暇を取る場合に、代替職員の雇用に要する費用を補助した。	12,977	福祉局	子育て支援課
	保育士等キャリアアップ研修費	民間の保育士等の技能・経験に着目したキャリアアップの仕組みの構築によって処遇改善を図るため、その処遇改善加算の要件として課されることとなった、リーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修を実施した。	19,047	福祉局	子育て支援課
	保育補助者雇上強化事業費補助金	保育士等における保育士の負担を軽減するため、保育所等に勤務する保育補助者を雇い上げる費用の一部を補助した。	643,029	福祉局	子育て支援課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
④ 児童保育 進 策 所 の 待 推 機	保育体制強化事業費補助金	保育士の離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的として、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置するために必要な費用を補助した。	983,695	福祉局	子育て支援課
	保育所等事業者向けセミナー実施事業費	保育所経営者・施設長を対象に、保育士等の定着に向けた人事管理や職場環境改善に繋がるセミナーを開催した。	771	福祉局	子育て支援課
⑤ 多 様 な ニ ー ズ に 対 応 し た 保 育 サ ー ビ ス の 量 的 拡 充	保育所運営費補助金(一部)		232,281	福祉局	子育て支援課
	民間保育所運営費補助金	市町村が民間保育所における整備費借入金返済金、耐震改修費について補助する場合、その経費に対して補助を行った。	843		
	1歳児保育実施費(Ⅰ－3④の再掲)	保育所における1歳児担当保育士の配置割合を国配置基準の6:1より充実させるための運営費を補助した。			
	保育環境改善等事業費	保育所における障害児受入れのための小規模な施設改修に要する経費の補助、認可外保育施設の衛生・安全対策の事業費補助等を行った。	231,438		
	地域子ども・子育て支援事業費補助金(一部)		722,244	福祉局	子育て支援課
	延長保育事業費	勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の開所時間(11時間)を超えて保育を実施する又は、開所時間内における利用時間帯を超えて保育を実施する、市町村以外が設置する保育所及び小規模保育事業所等の運営費を補助した。	363,400		
	病児保育事業費	病院等で病児・病後児を一時的に預かる場合や、保育所へ通所中等の児童が体調不良になった場合、保護者が迎えに来るまで保育所で保育をする経費を補助した。	358,844		
	子育て支援対策基金事業費(一部)(Ⅰ－3④の再掲)			福祉局	子育て支援課
	市町村事業費補助金(保育サービス等の充実)	都道府県に基金を造成し、待機児童の解消をめざす「保育サービス等の充実」のため、子どもを安心して育てることができる体制整備を行った市町村に補助した。			
	第三子保育料無料化等事業費補助金	第三子以降児を保育所に入所させている保護者に対して、3歳到達年度末まで保育料を無料又は軽減する市町村に対し、無料又は軽減に要する費用を補助した。	164,716	福祉局	子育て支援課
	病児保育施設整備費補助金	市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設として整備する経費について助成した。 ・助成対象:2市2箇所	19,977	福祉局	子育て支援課
	医療的ケア児保育支援事業費補助金	医療的ケア児の受入を行う保育所に、医療機関との連携の下、看護師等を配置し、医療的ケアを実施するための経費を補助した。	243,641	福祉局	子育て支援課
	保育所要支援児童対応推進事業費補助金	保育所等への相談支援や巡回支援を行う地域連携推進員の配置に対して助成した。	10,434	福祉局	子育て支援課
⑥ 放 課 後 子 ど も 総 合 プ ラ ン の 充 実	放課後児童クラブ運営費	共働き等の理由で昼間保護者がいない家庭の小学校就学児童に、放課後や長期休暇時に小学校等の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供するための放課後児童クラブの運営を支援した。 ・助成対象:52市町村1,648箇所	4,674,526	福祉局	子育て支援課
	放課後児童クラブ設置促進事業費	学校の余裕教室等の既存施設を改修し、放課後児童クラブ実施施設として整備する経費について助成した。 ・助成対象:3市11箇所	87,650	福祉局	子育て支援課
	放課後児童クラブ整備費補助金	新たに放課後児童クラブの整備を行うための経費について助成した。 ・助成対象:4市町10箇所	35,496	福祉局	子育て支援課
	放課後居場所緊急対策事業費	待機児童が10人以上の市町村において、既存の社会資源を活用して放課後の子どもの居場所を提供する事業に必要な経費を一部助成した。	2,809	福祉局	子育て支援課
	放課後児童支援員研修費	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員となるための認定資格研修を実施した。	7,843	福祉局	子育て支援課
	放課後児童支援員キャリアアップ研修費	放課後児童支援員の経験年数や研修実績等に応じたより専門性の高い研修を実施した。	2,887	福祉局	子育て支援課
	放課後児童クラブ人材確保事業費	放課後児童クラブのニーズが増大する長期休暇期間中など、放課後児童クラブの人材不足への対策として、児童福祉関連学部の学生にクラブの現状及び魅力を説明し、クラブでの勤務を直接働きかけた。	129	福祉局	子育て支援課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
⑥ 組合 の 充 実 プ ド 放 ラ も 課 ン 総 後	放課後子ども教室推進事業費	放課後や週末等に小学校の余剰教室等を活用した子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々に協働活動推進員、協働活動サポーター等として参加していただき、様々な体験活動や学習活動の場を提供した。	397,621	教育委員会	あいちの学び推進課
⑦ 介護 支 援 の 充 実	介護サービス第三者評価推進事業費	介護サービス事業者に対する第三者評価事業の適切な推進を図り、利用者が事業者を選ぶ仕組みを構築し、介護保険サービスの質の向上を図るため、「介護サービスの情報の公表」、「地域密着型サービス外部評価」を実施した。	16,458	福祉局	高齢福祉課
	介護支援専門員等資質向上事業費	介護支援専門員が業務を行う上での悩みや相談に応ずる窓口を、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会に委託し、相談業務を実施した。 ・相談件数26件	1,158	福祉局	高齢福祉課
	介護支援専門員研修事業費	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する事業所・職種等との連絡調整など、介護保険制度の円滑な運営を図る上で重要な役割を担う介護支援専門員の研修等について検討を行う介護支援専門員支援会議を行った。また、小規模多機能型居宅介護事業所に勤務する介護支援専門員に対する研修を行った。 ・支援会議開催回数1回 ・研修受講者34人	763	福祉局	高齢福祉課
	介護事業所人材育成認証評価事業費	介護サービス情報公表調査を希望する事業所を対象に、人材育成が優良な介護サービス事業所を認証し、求職者に指標を与えることで、介護人材確保に寄与した。 ・2024年認証事業所 70件	2,018	福祉局	高齢福祉課
⑧ 女 性 の 再 就 職 支 援	子育て女性再就職支援事業	出産・子育て等で離職した女性の再就職を支援するために、あいち子育て女性再就職サポートセンターを運営するとともにセミナー等を開催した。 ○ 就職支援フェスタの開催 ・開催日2024.6.8(土) 参加者33人 ○ 就職説明会の実施(2回) ○ 職場復帰・再就職準備セミナーの実施(14回) ○ 職場実習・見学会の実施(5回) 等	23,239	労働局	労働福祉課
	雇用セーフティネット対策訓練事業	離職者等を対象に、その再就職等を支援するため、雇用セーフティネット対策訓練事業の中で、託児サービス付き職業訓練を実施した。 離職者等を対象に、その再就職等を支援するため、雇用セーフティネット対策訓練事業の中で、在宅型の通信訓練と月2回程度のスクーリングによる就職支援を組み合わせたeラーニングコースを実施した。	33,549 9,372	労働局	産業人材育成課
⑨ 女 性 の 起 業 支 援	あいち男女共同参画財団補助金(一部)		307	県民文化局	男女共同参画推進課
	女性の再チャレンジ支援事業	子育て等でいったん仕事を中断した女性の社会参画を支援するため、起業についての相談を実施した。 ・全10回、相談人数28人			
	あいち・ウーマノミクス推進事業(女性起業家育成・促進事業)	女性起業家のビジネスの本格的な拡大を支援するプログラムを実施した。2024年8月～2025年3月、参加人数10人 また、女性起業家を生み出す土壌づくりを目的としたセミナーやワークショップ、コミュニティ形成イベントを実施した。	7,148	経済産業局	産業政策課
	中小企業総合支援事業費補助金		6,809	経済産業局	中小企業金融課
	創業コーディネーター支援事業、創業プラザ事業及び起業家創出支援事業	創業準備スペース等を提供する「創業プラザあいち」において、創業に関する専門家が相談に応じるほか、県内で起業を予定している者を対象とした「あいち創業ゼミ」を開催した。 ・「あいち創業ゼミ」開催回数7回、参加人数79人			
	女性起業家支援事業	女性起業家及び起業を考えている女性を対象に、起業や事業運営をテーマとしたセミナー並びに交流会を開催した。 ・開催回数1回、参加人数25人			
⑩ に 対 女 性 性 医 就 業 従 業 者 支 援	歯科衛生士再就業支援事業	未就業歯科衛生士を対象に再就業を促進するためのバンク登録、研修を開催し、在宅歯科医療及び口腔ケア推進に必要な人材確保を図った。	9,408	保健医療局	健康対策課
	歯科衛生士就業定着支援事業	歯科衛生士の早期離職を防止し、就業定着を支援する環境の整備を図った。	660	保健医療局	健康対策課
	病院内保育所運営費補助金	病院に従事する職員の離職防止及び再就職の促進を図るため、院内保育施設の運営費に対し助成した。	341,160	保健医療局	医務課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
⑩ 女性医療従事者に対する就業支援	看護研修センター費(一部)	看護教員等指導者の養成、施設内教育の支援、再就業の促進のための研修、継続教育に関する普及啓発など多角的な研修事業を実施するため、総合看護専門学校内に2003年度から「看護研修センター」を設置・運営している。	2,251	保健医療局	医務課
	看護職定着支援業務	新人看護職員の離職防止対策として、新人看護職員の指導者確保が困難な中小病院等に対し、職員を派遣して研修等を実施した。	174		
	看護職カムバック研修	再就業に必要な知識や技術を習得し、就業を促進するための実務研修を実施した。	2,077		
	ナースセンター費	看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、1993年度から愛知県ナースセンターを設置((公社)愛知県看護協会に委託)し、看護師等就業促進事業や看護に関する啓発活動などを実施した。また、2003年度からは、豊橋支所、2015年度からは名駅支所を設置し、再就業策の強化を図った。 ○看護師等就業促進事業(就業相談など) ○看護に関する啓発活動(ガイドブックの作成、進路相談など) ・2024年度ナースセンター利用者の就職者1,129人	128,673	保健医療局	医務課
	女性医師等就労支援事業費補助金	職場を離れた女性医師等の復職支援、短時間勤務等を取り入れる医療機関への助成など、女性医師等が育児をしながら働くことができる体制整備への支援を行った。	42,962	保健医療局	医務課
	キャリア教育推進事業	県内の医学部を有する大学に対し、女性医師等のキャリア形成などに係る医学部生への講習会等の開催経費を助成した。	780		
	女性医師等復職研修事業	県内病院が実施する、育児等で現場から離れている女性医師等の復職トレーニングに係る経費を助成した。	1,862		
	短時間勤務制度等利用促進事業	女性医師等の就労継続支援のため、医療機関に対し、育児中の女性医師等が短時間勤務制度等を利用する際に要する代替医師の人件費を助成した。	40,320		
	医療勤務環境改善支援センター事業費	医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し相談に応じるほか、必要な情報の提供を行うなど、医療勤務環境の改善のための総合的な支援を行った。	20,029	保健医療局	医務課
	県立病院事業費(一部)		153,969	病院事業庁	管理課
	院内保育所の設置	病院に勤務する生後6月から3歳の子どもの持つ医療従事者の希望にかなった職場復帰を可能とするため、院内において安心して子どもを預けることのできる保育施設を運営し、就業を支援した。	71,031		
	看護職員宿舍の設置	病院に勤務する看護職員を対象に、各病院の近隣に位置する賃貸マンションの一部を借り上げ、個人負担を軽減し入居ができるよう県外出身者等の住宅事情を改善し、就業を支援した。	82,938		
⑪ モノづくり分野等への就業支援	女性の活躍魅力向上推進事業費(一部)		4,745	県民文化局	男女共同参画推進課
	キャリアプラン早期育成事業費	中高生等に対し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路・職業選択について考える出前講座を実施した。 ・2024.9～2025.3 計15校 参加者2,683名	4,745		
	あいち・ウーマノミクス推進事業(業界団体連携女性活躍促進支援費)	建設・運輸業界団体と連携し、女性活躍の促進を行った。	21	経済産業局	産業政策課
	誰もが働きやすい現場環境整備工事	一定規模以上の工事現場において、女性も含め誰もが働きやすい現場環境とするため、男女別トイレや更衣室等を設置した。		建設局	建設企画課

基本的施策4 男女共同参画の視点からの防災の取組

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 防災分野への女性参画の拡大	防災会議運営費	愛知県防災会議委員への女性の登用を推進するとともに、男女共同参画の視点等を踏まえた「地域防災計画」の修正に取り組んだ。 ・開催日2024.6.6(木) 参加者64人(会長(知事)、委員)	1,629	防災安全局	防災危機管理課
	消防吏員への女性の登用推進	・各消防本部の女性消防吏員の採用状況について調査し、数値目標の設定を促した。 ・各消防本部の管理職向け女性消防吏員活躍推進研修会への積極的な参加を促した。		防災安全局	消防保安課
	女性消防クラブ活動支援【公益財団法人愛知県消防協会において事業実施】	県内女性消防クラブ相互の連絡を密にし、防火、防災に関する知識の向上に努めるとともに、クラブの活性化を図るためクラブ員相互の情報交換及び実践活動の研究等を行い、クラブの健全な発展を図った。 ○ 女性消防クラブ連絡協議会交流研修会の実施(1回)		防災安全局	消防保安課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 女性 防災 分野 の 拡大 分野 の 画 へ	消防団加入促進事業費 消防団活性化対策事業費 (一部) ・女性消防団活性化推進 プログラム事業	女性消防団の活躍の場を広げるため、講師による研修や、グループディスカッションを通じた女性消防団のスキルアップを図るとともに、各市町村の女性消防団間における連携の強化を図った。 ○ 女性消防団活性化推進プログラム ・研修(講師:三重県津市デージー分団 分団長)、グループディスカッション 参加者75人	236	防災安全局	消防保安課
② 男女 共同 参画 の 視点 から の 防災 活動 の 周知・ 啓発	防災協働社会連携推進事業	市町村、自主防災組織、事業者団体、地域団体、ボランティア団体等の県内各界各層の代表者による推進協議会を設置し、県内における幅広い連携を図りながら、男女共同参画の視点も踏まえ、防災啓発活動に取組んだ。 ○ あいち防災協働社会推進協議会の開催 ○ 防災貢献団体表彰 ○ 県民大会(あいち防災フェスタ)の開催 ・開催日2024.11.10(日)、参加者約4,000人 ○ 啓発資材の作成及び配布	6,139	防災安全局	防災危機管理課
	防災ボランティア活動支援事業	大規模災害時における円滑なボランティアの受入体制作りのため、協定を結んだボランティア団体等と男女共同参画の視点も踏まえた平常時から顔の見える関係作りを進める他、防災ボランティアコーディネーターの育成にも取組んだ。 ○ 連絡会の開催(3回) ○ 広域ボランティア支援本部訓練 ○ 防災ボランティアコーディネーター講座の開催 ・実践講座3回、レベルアップ講座1回 ○ 防災ボランティアに関する講演会等の実施 ○ 情報共有会議の開催	1,032	防災安全局	防災危機管理課
	性差に配慮した避難所運営等の推進	市町村が実施する女性の視点に配慮した避難所運営などの研修・訓練への支援を行った。		防災安全局	災害対策課
	市町村研修等における情報提供	県内各地域で開催する市町村担当課長会議及び県政お届け講座等研修等において、男女共同参画の視点からの防災の取組について情報共有し、防災現場での活用について周知・啓発を行った。		県民文化局	男女共同参画推進課
③ 防災 制 担 の 構 と の 連 携 体	地域防災計画に基づく連携	愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画及び風水害等災害対策計画)に基づき、男女共同参画推進課及び防災安全局各課で、平常時・災害時における対応について連携及び調整を図った。		防災安全局 県民文化局	防災危機管理課 男女共同参画推進課

基本的施策5 様々な分野における男女共同参画の推進

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 地域 活動 にお ける 男女 共同 参画 の 推 進	交通安全母の会事業費補助金	愛知県交通安全母の会(関係市町村30、会員数約46,000人)は、「交通安全は家庭から」を合言葉に、子どもや高齢者を交通事故から守るために、県内各地域で実施する交通安全活動を始めハンド・アップ広報隊活動等の啓発活動を展開していることから、同団体に事業費の補助を行うことにより、母の会の交通安全啓発事業の拡大、充実を促し、交通安全思想の普及を図った。	500	防災安全局	県民安全課
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	○ 男女共同参画人材育成セミナー 政策・方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、とりわけ県内市町村において審議会等に登用できる人材の育成を目的として、市町村からの推薦者を対象にセミナーを実施した。 ・実施回数:年1回(8日間) 24人 ○ フォローアップセミナー 過去の人材育成事業受講者で構成する地域実践活動グループの自主的で地域に根ざした活動の一層の推進を図るため、セミナーを開催した。 ・開催日2024.10.1(火) 参加者38人	639	県民文化局	男女共同参画推進課
	男女共同参画推進事業費(一部)	男女共同参画社会の実現に向けて一層の活躍を期するために、男女共同参画社会づくりを推進する上で顕著な功績を収めた個人又は団体を表彰した。 ・受賞者4人、1団体	15	県民文化局	男女共同参画推進課
	男女共同参画推進活動者表彰				

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① ける地域活動に 画の推進 共同にお	女性団体連盟補助金	男女共同参画社会の実現と地域社会への貢献を目指して活動している愛知県女性団体連盟(構成団体:9団体、会員数:約3万人3千人)に対し、運営費の補助を行った。	500	県民文化局	男女共同参画推進課
	女性団体活動促進費	女性団体の持続可能な社会づくりに向けた現代的な社会教育活動の研究と、その結果を踏まえた実践活動を県内各地で行政と協働しながら実施する事業を委託した。	185	教育委員会	あいちの学び推進課
② 環境活動分野における男女共同参画の推進	持続可能な未来のあいちの担い手育成事業	未来の地域の担い手となる大学生がグローバルな視点を持って、継続的にエコアクションを実施することができるよう、2015年度に立ち上げた「人づくり」プログラムである「かがやけ☆あいちサステナ研究所」の取組を推進した。 2024年度は、39名の研究員(大学生)が8社のパートナー企業から提示された環境課題に対して、解決策を提案するとともに、その成果を広く発信した。	9,657	環境局	環境政策課
	SDGs推進フェア開催費	経済・学術団体、NPO、国際機関等と協働して実行委員会を組織し、イベントを開催。本県としても本フェアに出展し、SDGsに係る取組の紹介等を行った。 ・開催日2024.10.10(木)～10.12(土) 参加者14,793人	29,000	環境局	環境政策課
	中高年・シニア環境学習推進事業	本県が養成した中高年・シニア世代の環境学習講師「あいちecoティーチャー」を小学校や環境学習施設等に派遣し、ごみや水に関する講座を実施した。 ・60回 参加者1,874人	9,630	環境局	環境活動推進課
	あいちエコアクション推進事業	県民一人ひとりの省資源・省エネといった環境への負荷を減らすエコアクション(環境配慮行動)を促進するため、県民参加型のイベントを開催するとともに、環境学習施設などのネットワークを活用した環境学習を提供した。	9,284	環境局	環境活動推進課
	環境学習プログラムの実施	本県の環境学習施設である「あいち環境学習プラザ」や「もりの学舎」などで、県民向けに体験型の環境学習事業を実施した。 ・実験・講義回数84回 受講者2,934人 ・自然体験プログラム参加者100人	24,050	環境局	環境活動推進課
	インタープリター自然体感推進事業	未就学児童に対し、もりの学舎のインタープリターが自然体感プログラムを実施する(もりの学舎ようちえん等)。 ・参加者1,187人 また、未就学期の自然体験を通じた環境学習を広域的・継続的に実施するため、保育士、幼稚園教諭、環境学習施設職員などに対する研修を実施した。 ・参加者70人	11,925	環境局	環境活動推進課
	高校生環境学習推進事業	高校生が専門家の継続的な指導を受け、地域の環境問題について調査・研究を行い、その成果を基に環境学習教材を作成するとともに、作成した教材の普及・活用を図ることで、高校生を中心とした若い世代の環境学習を推進した。 ・3校参加	6,432	環境局	環境活動推進課
	あいちエコアクション・ポイント事業	県民の方の脱炭素・循環型ライフスタイルへの転換や行動変容を促すため、飲食店での食べ残しゼロなどの環境配慮行動(エコアクション)に対して、愛知県独自のポイント(あいちエコアクション・ポイント)を付与した。	9,521	環境局	環境活動推進課
	あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業	「あいち森と緑づくり税」を活用して、NPO等を対象とした企画提案型の交付金事業を実施し、森と緑の保全のための自発的な活動や、森と緑を社会全体で支える機運の醸成につながる環境学習に関する取組を支援した。	61,625	環境局	環境活動推進課 自然環境課
	ごみゼロ社会推進あいち県民会議	県民、事業者、行政が一体となってごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進することを目的に設立された「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として、普及啓発、情報収集・提供等を行った。 ○ごみゼロ社会推進あいち県民大会 ・開催日2024.11.2(土) 参加者数約3200人(合同開催イベントと合算)	734	環境局	資源循環推進課
	三河湾環境再生推進費	県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となって、三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクト」として、三河湾大感謝祭の開催など、広く県民に三河湾の環境を伝える取組を実施した。	7,730	環境局	生活環境地盤対策室
	あいち環境塾	環境を総合的に捉え、持続可能な社会づくりに向け、産学行政や異業種間の連携を図り、新規の環境ビジネスや環境施策等を自らプロデュースできる人材を育成した。 ・期間2024.7～12月のうち13日間 卒塾生19人	8,822	環境局	資源循環推進課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
③農林水産分野、 商工業分野における男女共同参画の推進	商業振興事業費補助金 (商店街振興組合連合会 事業(一部))	商店街の女性部層の指導育成を図るため、愛知県商店街振興組合連合会が実施する商店街女性部研修会、商店街女性部交流会等に助成した。	2,123	経済産業局	商業流通課
	商店街女性部活性化の 推進	○ 通常総会 1回 ○ セミナー・情報交換会 2回 ○ 商店街女性部視察研修 1回			
	女性農業者活躍支援事業費		3,423	農業水産局	農業経営課
	若手女性農業者育成事業費	農業や農村に接する機会の少なかった49才以下の女性(農業後継者の配偶者等)を対象に、セミナーを8地区20回実施し、農業経営や農家生活に関する知識や技術の体系的、実践的な習得を支援することで、適期の経営参画を推進した。	1,065		
	方針決定の場で活躍できる女性農業者育成事業費	地域農業リーダーである女性農業者を対象に、人材育成セミナー(8地区15回)、市町村幹部や農業協同組合長等との懇談会(6地区10回)を開催した。	372		
	あいち農山漁村男女共同参画プラン推進事業費	農林漁業団体、県や市町村の職員等を構成員とした会議を設置し、女性の活躍促進連携会議(8地区)の開催して、プランの的確な推進を図るため、基本的施策の取組や評価指標の達成状況の確認を行った。	183		
	女性農業者実践活動支援事業	意欲ある女性農業者を対象に、女性農業者の経営改善及び技術の向上を図る研修を1回開催した。	303		
	女性が輝く農業推進事業費	農業経営及び地域で活躍する人材を育成するための研修会を開催するとともに、研修効果を高めるため、その後のフォローアップを行った。	1,500		
④おこし の推進 に あ い ち 農 山 漁 村 男 女 共 同 参 画 分 野	農村生活アドバイザーによる女性農業者の活躍促進	地域農業のリーダーである「農村生活アドバイザー」による農村女性の先導役としての活動を促進するため、家族経営協定の推進、次代の後継者・担い手の育成、地域における方針決定の場への参画推進、農業振興に関する助言を行った。		農業水産局	農業経営課
	女性の活躍魅力向上推進事業費(一部)	中高生等に対し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路・職業選択について考える出前講座を実施した。 ・2024.9～2025.3 計15校 参加者2,683名	4,745	県民文化局	男女共同参画推進課
	出張発明クラブ事業費	次代を担う子どもたちの科学技術に対する興味・関心を高めるため、クラブ未設置市町村の小・中学生を対象に、出張発明クラブを開催した。 ○出張発明クラブ 4回	1,135	経済産業局	産業科学技術課

重点目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けての意識改革

基本的施策6 男女共同参画の理解の促進

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
①男女共同参画に関する 広報・啓発の推進	男女共同参画推進事業費(一部)		1,501	県民文化局	男女共同参画推進課
	男女共同参画啓発資料の作成	男女共同参画社会の形成を身近な問題として意識できるよう、啓発リーフレットを作成し、配布した。	37		
	男女共同参画のつどい開催費	男女共同参画社会の実現に向け、女性リーダーのネットワークを推進するため事業を企画。(台風のため中止) ○ 2024あいち男女共同参画のつどい 活動事例発表及び講演会を実施 ・開催日2024.9.2開催を計画、台風のため中止	1,464		
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	男女共同参画意識の普及を図るため、世界で活躍する女性映画監督等を招き、女性の生き方や社会参加、女性と男性の相互理解などをテーマとした作品の上映等を行った。	23,400	県民文化局	男女共同参画推進課
	あいち国際女性映画祭の開催				

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
②男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画推進事業費(一部)		124	県民文化局	男女共同参画推進課
	年次報告書「あいちの男女共同参画」の作成	本県の男女共同参画の推進状況や市町村における男女共同参画施策の状況を取りまとめた冊子を作成し、県議会に報告すると共にWebページに掲載した。	124		
	女性総合センター管理運営委託費(一部)			県民文化局	男女共同参画推進課
	ウィルあいちWebページを通じた情報提供事業	男女共同参画に関する各種情報の収集を行うとともに、ウィルあいちWebページなどを通じ、団体・グループ情報、イベントの案内など各種情報の提供を行った。			
	ウィルあいち情報ライブラリーの運営	○ 図書、行政資料、視聴覚資料などの収集と提供 男女共同参画の推進や、女性の生き方を考えるための図書・行政資料・視聴覚資料などの収集・提供を行った。 ○ 情報ライブラリーフェスタ 男女共同参画社会の実現や、女性に関わる様々な問題の対応に役立つ情報発信のための展示を年2回実施した。 ○ パネル展示			
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	男女共同参画に関する普及・啓発記事や男女共同参画を推進する事業の案内などを掲載した広報誌を発行した。	669	県民文化局	男女共同参画推進課
進的に参③ 広立画男 報っの女 のた視共 推公点同	男女共同参画広報誌の発行				
	広報等における男女の人権を尊重した表現の推進	研修等において、男女共同参画の視点を取り入れた公的広報について啓発を行った。		県民文化局	男女共同参画推進課
慣立画④ 行っの男 のた視女 見慣点共 直習に同 し・参	男女共同参画推進事業費(一部)	愛知県男女共同参画推進条例第17条及び第18条に基づき、県民から申出があった男女共同参画を阻害する事項の内容を調査するとともに、愛知県男女共同参画相談委員が公平・中立な立場から必要な助言を行う。 ・相談申出実績 0件	83	県民文化局	男女共同参画推進課
	男女共同参画阻害事項相談申出制度の運営				
⑤男女共同参画を推進する教育・学習の充実	あいち男女共同参画財団補助金(一部)		1,850	県民文化局	男女共同参画推進課
	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全6講座(公開講座1回含む) 参加者178人	1,407	教育委員会	あいちの学び推進課
	サテライトセミナーの開催	遠隔地等でウィルあいちまで来ることが難しい地域に出かけていき、地元市町村等と共催でセミナーを開催し、県内全域における男女共同参画社会の実現に向けて啓発を行った。 ・15市町村 参加者993人	443		
	生涯学習推進事業費	生涯学習推進センターにおいて、生涯学習情報システム「学びネットあいち」等による学習情報提供や情報ラウンジの提供など、学習活動を総合的に支援した。 ○ 生涯学習推進センターの概要 場所 名古屋市中村区竹橋町36番31号(旧中村区役所庁舎1階) 業務 情報ラウンジ、研修室、メディア実習室を活用した学習情報の提供、研修の実施等 運営 (公財)愛知県教育・スポーツ振興財団	12,187		
	高等学校男女共同参画推進事業費	高等学校では、男女ともに育児に関心をもち、働く場における女性の活躍について認識を深めるとともに、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画した能力を身に付けさせる。 ○ 「あいち男女共同参画社会高校生セミナー」の実施 在名古屋米国領事館等の訪問、協働学習、牧野副知事への報告会等 生徒10名	3,591	教育委員会	高等学校教育課

基本的施策7 子どもにとっての男女共同参画

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
発と① のす子 推るど 進広も 報を・対 啓象	男女共同参画推進事業費 (一部)	テーマ「わたしが暮らすなら、こんな男女共同参画社会」を絵と文字でイメージしたはがきを募集し、優秀作品の表彰及び展示を行った。	81	県民文化局	男女共同参画推進課
	「はがき1枚からの男女共同参画」作品募集	・応募数474点 ・最優秀作品5点、優秀作品5点、家事チームプレー賞2点(最優秀賞及び優秀賞から選定)			
②家庭 教育の 支援	あいちっこ子育て支援事業費 (一部)		520	教育委員会	あいちの学び推進課
	家庭教育企画委員会等	家庭教育に関する調査研究を行い、実践的な方策を探るとともに、家庭教育に関する支援を行う関係者による情報交換・意見交換を行い、連携・協力体制の強化を図った。 ○ 家庭教育企画委員会 構成10人 年間3回 ○ 家庭教育資料の作成、配布 ・調査研究及び各市町村における2023年度家庭教育関連事業の実施状況を収録 ・市町村教育委員会へ配布	145		
	あいちっこ「親の育ち」応援事業費	「あいちっこ『親の学び』学習プログラム」を活用した講座開設ができるよう講師の養成をするとともに、その講師を地域に派遣して、乳幼児から中学生までの子供をもつ保護者を対象とした家庭教育研修会を実施した。	375		
	職場内家庭教育推進費 (I-2③の再掲)	企業に講師を派遣し、家庭教育に関する研修を設けることを奨励した。 ○ 職場内家庭教育研修会 年3回実施			
③学 校教 育に おけ る特 別 活 動 等	技術・家庭科の男女必修、 道徳、特別活動等での実践	各教科、道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通して、男女の平等・相互の理解・尊重・協力についての意識を育て、実践的態度の育成に努めた。また、男女必修である中学校の技術・家庭科や高等学校の家庭科では、男女が協力して家庭生活を営むことの大切さを理解させるとともに、実践的態度の育成に努めた。		教育委員会	義務教育課 高等学校教育課 特別支援教育課
	性別を問わない制服の導入の検討	各県立高等学校において、性別を問わない制服の導入について検討するよう各学校に伝達した。			
④キ ャ リ ア 教 育 の 推 進	女性の活躍魅力向上推進事業費(一部)	中高生等に対し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路・職業選択について考える出前講座を実施した。 ・2024.9～2025.3 計15校 参加者2,683名	4,745	県民文化局	男女共同参画推進課
	キャリアプラン早期育成事業費(I-3⑩の再掲)				
	キャリア教育推進事業費 (高等学校段階)	全ての全日制県立高等学校においてインターンシップ等を実施するとともに、本県がものづくり県として継続的に発展するため、産業界の協力を得て、工業高校生の技術及び技能の習得を図る取組を進めた。 ○ インターンシップ等の実施 全日制・定時制 全県立高等学校 ○ 地域ものづくりスキルアップ講座 工科高校 17校 ○ キャリア教育コーディネーターの活用 5名	16,848	教育委員会	高等学校教育課
	キャリア教育推進事業費 (小中学校段階)	キャリア教育推進委員会を組織するとともに魅力あるあいちキャリアプロジェクト「つなぐ」で3事業を実施し、推進を図った。 ○ 「キャリアスクールプロジェクト『つなぐ』(小学校)」 体験活動とともに「語る・語らせる・語り合わせる」指導の工夫を行い、36市町村の小学校でモデル事業として実施 ○ 「キャリアスクールプロジェクト『つなぐ』(中学校)」 職場体験を核とした1年生から3年生までのキャリア教育の充実を図り、全公立中学校(名古屋市を除く)で実施 ○ 「キャリアコミュニティプロジェクト『未来』」 「ものづくり連携」「STEAM教育」「小中高連携」等の特色あるキャリア教育の推進を図り、2市町村でモデル事業として実施	14,370	教育委員会	義務教育課
教を⑤ 育可多 の能様 充にな 実す選 る択	女性の活躍魅力向上推進事業費(一部)	中高生等に対し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路・職業選択について考える出前講座を実施した。 ・2024.9～2025.3 計15校 参加者2,683名	4,745	県民文化局	男女共同参画推進課
	キャリアプラン早期育成事業費(I-3⑩の再掲)				

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
⑥ 教職員等に対する男女共同参画の理解の促進	私立学校振興事業費 私立学校指導事務費(一部)	愛知県(名古屋市を除く。)内に設置される私立幼稚園等の新規採用教員に対して、私立幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、その職務の遂行に必要な事項について、講義、演習、実技等の方法により現場に即した研修を実施した。 この研修の中で、性の多様性に関する講義を実施した。	3,015	県民文化局	私学振興室
	教職員研修				
	現任保育士研修費	現任の保育士に対して、経験ステージや担当別に、役割や特に求められる専門性を踏まえ、その向上に資する研修を実施した。また、公立の幼保連携型認定こども園の保育教諭初任者研修(園内研修)において、個別具体的な教育・保育実践を指導する指導者を養成した。	9,399	福祉局	子育て支援課
	高等学校教職員研修費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	1,878	教育委員会	高等学校教育課
	教職員研修				
	高等学校初任者研修事業費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	1,566	教育委員会	高等学校教育課
	教職員研修				
	幼・小・中教職員研修費(一部)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、教職員に対し、男女の性別役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、DV、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に向けての取組について研修を実施した。	2,038	教育委員会	義務教育課
	教職員研修				
	幼・小・中初任者研修事業費(一部)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、初任者に対し、男女の性別役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、DV、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に向けての取組について研修を実施した。	6,117	教育委員会	義務教育課
	教職員研修				
	特別支援学校教職員研修費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	565	教育委員会	特別支援教育課
	教職員研修				
	特別支援学校初任者研修事業費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	2,014	教育委員会	特別支援教育課
	教職員研修				

重点目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

基本的施策8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 人権教育・啓発の推進	人権問題啓発推進事業費	人権問題について教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚を図った。 ○ 人権講演会、人権ユニバーサル事業、研修会等の実施 ○ 新聞、交通広告等による人権啓発広報の実施 ○ 人権啓発図書及びDVD等の貸出し、あいち人権センターにおける企画展の実施 ○ 人権啓発パンフレット等の作成及び配布	21,796	県民文化局	人権推進課
	あいち人権センターの運営		681		
	人権週間広報等の実施		15,498		
	人権講演会・人権ユニバーサル事業の実施		2,408		
	研修会等の開催		302		
	人権情報紙の発行		616		
	人権啓発資料の作成・配布等		2,291		
	条例普及啓発事務費	「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を広く周知し、条例に基づく基本計画に県民の意見を反映させることを目的として、講演会及び、県内3地域でワークショップを開催した。	4,704	県民文化局	人権推進課
	職員の研修派遣	人権に関する学習機会を増やすため、県内の企業・諸団体、市町村及び県の各部局が実施する職場研修の講師として職員を派遣した。 ・派遣回数92回		県民文化局	人権推進課
	社会教育指導費	社会教育分野で指導的役割を担う人々を対象に、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、学習活動を総合的に推進した。 ○ 人権教育指導者研修会 ・中央研修会 4回、地区研修会 9回 ○ 人権教育啓発資料作成・配布	2,132	教育委員会	あいちの学び推進課
	人権教育指導者研修会費		2,084		
	人権教育啓発資料作成費		48		

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
② 性的 少数者への理解促進	人権問題啓発推進事業費	人権問題について教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚を図った。 ○ 啓発パネル展示、研修会等の実施		県民文化局	人権推進課 男女共同参画推進課
	人権講演会・人権ユニバーサル事業の実施(Ⅲ-8①の再掲)				
	研修会等の開催(Ⅲ-8①の再掲)				
	ファミリーシップ制度運営事務費	愛知県人権尊重の社会条例の理念の実現に向けた取組として、「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を2024年4月1日から開始・運営した。 愛知県ファミリーシップ宣誓制度の周知のための啓発資料を制作、配布した。 制作啓発資料:ポスター(180枚)、リーフレット(12,000枚)、パネル(5種類)	3,472	県民文化局	人権推進課
	愛知県ファミリーシップ宣誓制度		386		
	愛知県ファミリーシップ宣誓制度の周知		3,086		
③ 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	社会教育指導費	社会教育分野で指導的役割を担う人々を対象に、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、学習活動を総合的に推進した。 ○ 人権教育指導者研修会 ・中央研修会 4回、地区研修会 9回 ○ 人権教育啓発資料作成・配布		教育委員会	あいちの学び推進課
	人権教育指導者研修会費(Ⅲ-8①の再掲)				
	人権教育啓発資料作成費(Ⅲ-8①の再掲)				
	人権問題啓発推進事業費(一部)	人権問題について教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚を図った。 ○ 研修会等の実施		県民文化局	人権推進課
	研修会等の開催(Ⅲ-8①の再掲)				
	人権相談事業費	あいち人権センターに、県民からの様々な相談や救済が必要な場合の適切な救済機関の案内を行う相談窓口を設置した。また、弁護士による法律相談を実施した。性的少数者の当事者や周りの方々が相談できる窓口として、専門機関による性的少数者電話相談を実施した。 ○ 弁護士による人権問題法律相談 ・月1回、1人30分(定員2名/日)	694	県民文化局	人権推進課
	職員の研修派遣(Ⅲ-8①の再掲)	人権に関する学習機会を増やすため、県内の企業・諸団体、市町村及び県の各部局が実施する職場研修の講師として職員を派遣した。 ・派遣回数92回		県民文化局	人権推進課
	男女共同参画推進事業費(一部)	DVの防止の啓発や相談窓口の情報提供を行うため、DV防止啓発資料を配布した。		県民文化局	男女共同参画推進課
	DV防止啓発資料の配布				
	女性相談支援センター管理運営事業費(一部)	女性相談支援センター及び駐在室(県福祉相談センター内)に相談支援員を配置し、女性の家庭問題や対人関係など、各般にわたる諸問題の相談支援を行った。また、当該相談員の資質向上等を図った。	94,489	福祉局	地域福祉課
	相談員費				
④ 母子・父子世帯の自立した生活に対する支援	ドメスティック・バイオレンス対策費	配偶者暴力相談支援センターに男性専用のDV相談窓口を設置した。	1,455	福祉局	地域福祉課
	DV防止対策推進事業費				
	困難な問題を抱える女性支援事業費	困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、相談支援体制の整備や、関係機関との連携・協働による支援の充実を図った。 ○ 女性相談支援員向け研修の実施 ○ 民間支援団体への助成	11,459	福祉局	地域福祉課
	愛知県子どもの学習・生活支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給者世帯を含む生活困窮世帯の子どもやひきこもり等の問題を抱える子どもを対象として、学習支援や居場所の提供等を行った。	71,972	福祉局	地域福祉課
	母子家庭等自立支援対策費		234,151	福祉局	児童家庭課
	母子・父子自立支援員費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な助言指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、総合的な母子家庭等対策を推進した。	30,763		
	母子家庭等就業支援センター事業費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業を促進し、自立支援を推進するために就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報等の提供等、一貫した就業支援サービスや、養育費の相談等の生活支援サービスを行った。	22,674		
	母子家庭等就職活動支援費	求人情報等配信、母子家庭等相談窓口強化事業を行った。	14,900		
	母子・父子家庭自立支援給付金支給費	資格取得を目指す母子家庭の母又は父子家庭の父に対して給付金を支給し、母子家庭の母等の就業促進を図った。	29,288		

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
④ 母子・父子世帯の自立した生活に対する支援	母子家庭等自立支援対策費			福祉局	児童家庭課
	母子家庭等日常生活支援事業費補助金	母子家庭等が一時的な傷病あるいは社会的事由により日常生活を営むのに支障のある場合、市町村が実施する家庭生活支援員を派遣して日常生活の支援を行う事業に対して補助を行った。	1,342		
	母子家庭等生活向上事業費補助金	母子家庭等の生活の安定を図るため、市町村が実施する生活支援講習会、子どもの生活学習支援等の事業に対して補助を行った。	94,906		
	母子・父子家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費	既存事業の「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付ける事業、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対し入居している住宅の家賃の実費を貸し付ける事業を行った。	40,278		
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し貸付けを行い、その経済的自立の支援と生活意欲の助長を図った。	49,055	福祉局	児童家庭課
	児童扶養手当支給費	父又は母と生計を同じくしていない家庭等の児童を監護・養育している者に手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。	1,099,613	福祉局	児童家庭課
	遺児手当支給費	父又は母と生計を同じくしていない家庭等の児童を監護・養育している者に手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。	1,444,407	福祉局	児童家庭課
	母子・父子家庭医療事業費補助金	母子家庭及び父子家庭の健康の向上と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の親が、必要な医療を安心して受けられるように医療保険における自己負担相当額を公費で助成を行った。	2,351,883	福祉局	高齢福祉課
	高齢者等居住安定推進事業費	高齢者等(子育てをする者、外国人、DV被害者を含む)の入居を拒まない賃貸住宅の登録、及びサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を高齢者等に提供した。	2,276	建築局	住宅計画課
	母子・父子世帯県営住宅優先入居	母子世帯及び父子世帯を始めとする福祉世帯に対して、一般世帯に優先した募集(抽選)を実施した。		建築局	県営住宅管理室
	母子・父子世帯県営住宅家賃福祉減額制度	母子世帯や父子世帯を始めとする福祉世帯は、所得月額が一定の基準を下回るときには家賃の減額を受けることができる。 ・2024年福祉減額件数239件、減額総額570千円		建築局	県営住宅管理室
⑤ 高齢者の自立した生活に対する支援	高齢者地域福祉推進事業費補助金	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動を行っている「老人クラブ」及び「市町村老人クラブ連合会」の活動に対し活動費の一部を助成した。 愛知県老人クラブ連合会が行う高齢者世帯訪問や日常生活支援活動に対し、活動費の一部を助成した。	75,521	福祉局	高齢福祉課
	福祉生きがいセンター費	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施した。 ○ あいちシルバーカレッジ運営事業 ○ 長寿情報提供事業 ○ 全国健康福祉祭派遣事業	54,986	福祉局	高齢福祉課
	高齢者スポーツ普及費補助	高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、各種スポーツ大会の開催に要する経費の一部を助成した。 ○ 愛知県老人スポーツ大会 ○ 愛知県老人クラブゲートボール大会 ○ 高齢者の体力測定を実施	572	福祉局	高齢福祉課
	地域支援事業交付金	高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても、できる限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、市町村が実施する地域支援事業を助成した。 ・対象 名古屋市始め44保険者	3,601,259	福祉局	地域包括ケア・認知症施策推進室
	介護予防サービス実施支援事業	高齢者の介護予防・自立支援の観点を踏まえた「地域ケア会議」及び「保健事業と介護予防の一体的実施」を効果的に運営するために、リハビリテーション専門職を市町村に派遣した。 ・リハビリテーション専門職の派遣72回	2,324	福祉局	地域包括ケア・認知症施策推進室

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
⑤ 高齢者の自立した生活に対する支援	地域支援事業推進研修事業	地域支援事業を行う市町村職員及び地域包括支援センター職員の資質向上を図るため、「地域支援事業推進研修」を実施した。 ・新任者研修1回、現任者研修1回、管理者研修1回、家族介護者支援研修1回	1,492	福祉局	地域包括ケア・認知症施策推進室
	生活支援コーディネーターの養成	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、資源開発やネットワーク構築などのコーディネート業務を行う生活支援コーディネーターの養成や資質向上を図るための研修を実施した。 ・研修3回、意見交換会1回	1,275		
	中高年齢者雇用促進対策費	中高年齢者に対し、再就職に必要な知識を身につけるための就職支援セミナーを開催し、円滑な再就職を支援した。 ・開催回数6回 参加者219人 70歳までの雇用を確保し、さらに意欲と能力があれば年齢に関わりなく働くことのできる社会を実現するため、企業等に対する高年齢者雇用推進セミナーの開催により高年齢者雇用を促した。 ・開催日2024.10.11 参加者202人(会場105人、オンライン97人) 企業とのマッチングの機会を提供することにより、高年齢者の早期就職を支援するため、合同企業説明会を実施した。 ・開催回数2回 参加企業数21社 参加者61人	4,060	労働局	就業促進課
	高齢者等居住安定推進事業費(Ⅲ-8④の再掲)	高齢者等(子育てをする者、外国人、DV被害者を含む)の入居を拒まない賃貸住宅の登録、及びサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を高齢者等に提供した。		建築局	住宅計画課
	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費	高齢者の身体機能に対応した良質な賃貸住宅の供給を促進するため、民間の土地所有者等が整備する賃貸住宅に対し国及び県が家賃の低廉化に要する費用を助成した。	18,825	建築局	住宅計画課
	地域優良賃貸住宅供給促進事業費	高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、居住の安定に特に配慮が必要な世帯に対し、良好な住居環境の賃貸住宅の供給を促進することを目的として、愛知県地域優良賃貸住宅制度により賃貸住宅の整備等に係る費用に対する助成を行った。(町村の区域のみ)		建築局	住宅計画課
	普通県営住宅建設費(一部)	県営住宅に入居する一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの夫婦等の世帯であっても、安心して快適な生活を営むことができるよう、緊急通報システムや安否確認システムを設置し、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による生活支援サービスを受けられる高齢者の生活特性に配慮した住宅(シルバーハウジング)を供給した。	233,011	建築局	公営住宅課
	シルバーハウジングの供給				
	既設県営住宅改善事業費	1971年度から1990年度までに建設された県営住宅の中で、エレベータ設備のある中・高層(4階以上)の住棟について、高齢者の身体機能の低下に配慮した床段差の解消、手すりの設置などの改善を行い、高齢者が安全に生活できるようバリアフリー化を推進した。	32,425	建築局	公営住宅課
	高齢者世帯県営住宅家賃福祉減額制度	高齢者世帯や心身障害者世帯を始めとする福祉世帯は、所得月額が一定の基準を下回るときには家賃の減額を受けることができる。 ・2024年福祉減額件数687件、減額総額1560千円		建築局	県営住宅管理室
	高齢者世帯県営住宅優先入居	高齢者世帯、心身障害者世帯を始めとする福祉世帯に対して、一般世帯に優先した募集(抽選)を実施した。		建築局	県営住宅管理室
⑥ 外国人県民の自立した生活に対する支援	愛知県国際交流協会運営費補助金(一部)	(公財)愛知県国際交流協会において、外国人相談を行うとともに、外国人向けの生活情報を提供した。	55,694	県民文化局	多文化共生推進室
	外国人相談・多文化ソーシャルワーカー事業	外国人県民が日本社会の中で安心して快適に生活していけるよう、多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び複雑な問題に対する継続的支援を行った。 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語、日本語 月～土曜日 10:00～18:00	55,119		
	多言語による外国人向け生活情報提供事業	愛知県内で生活する外国人の生活利便の向上を図るため、必要な情報を掲載した冊子を発行した。	575		

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
⑥ 外国人県民の自立した生活に対する支援	多文化共生推進事業費(一部)	外国人県民が安心して医療機関などを受診できるよう、医療通訳者の派遣や電話通訳等を利用できる「あいち医療通訳システム」の運用を行った。	3,468	県民文化局	多文化共生推進室
	あいち医療通訳システム推進協議会負担金				
	外国人県民向け生活設計の支援	金融リテラシーや生活設計、社会保険制度等に関する知識や重要性を伝える冊子を活用し、情報提供した。			
	男女共同参画推進事業費(一部)	DVの防止の啓発や相談窓口の情報提供を行うため、多言語でDV防止啓発資料を配布した。		県民文化局	男女共同参画推進課
	DV防止啓発資料の配布(Ⅲ-8③の再掲)				
	ドメスティック・バイオレンス対策費(一部)	女性相談支援センターにおいて一時保護された外国人との面談に対応するため、通訳を雇い上げた。	529	福祉局	地域福祉課
	女性相談支援センターでの通訳雇上げ				
	高齢者等居住安定推進事業費(Ⅲ-8④の再掲)	高齢者等(子育てをする者、外国人、DV被害者を含む)の入居を拒まない賃貸住宅の登録、及びサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を高齢者等に提供した。		建築局	住宅計画課

基本的施策9 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① DV理解の の広報・啓発の 推進のため	男女共同参画推進事業費(一部)	DVの防止の啓発や相談窓口の情報提供を行うため、DV防止啓発資料を配布した。		県民文化局	男女共同参画推進課
	DV防止啓発資料の配布(Ⅲ-8③の再掲)				
	ドメスティック・バイオレンス対策費(一部)	市町村、大学、高校等が開催する研修会等へ講師を派遣した。	600	福祉局	地域福祉課
	DV理解の出前講座の実施				
② DV被害者 支援体制の 充実	女性相談支援センター管理運営事業費	女性の家庭問題や対人関係など、各般にわたる諸問題の相談を行うとともに、必要に応じて問題解決のための調査、医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導を行い、困難な問題を抱える女性への支援と配偶者からの暴力被害者へ必要な助言を行った。また、必要に応じて一時保護を行った。さらに、女性相談支援センター及び駐在室(県福祉相談センター内)に相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとともに、DV被害女性等の相談を行った。	37,648	福祉局	地域福祉課
	相談支援センター費		1,921		
	一時保護所費		35,727		
	相談員費(Ⅲ-8③の再掲)				
	女性自立支援措置費支弁金	困難な問題を抱える女性及びDV被害女性等を女性自立支援施設に入所保護し、必要な生活支援・職業支援等を行い、自立支援を図った。	195,195	福祉局	地域福祉課
	ドメスティック・バイオレンス対策費(一部)	配偶者からの暴力防止と被害者の自立を支援するため、次の事業を実施した。 ○ 弁護士によるDV専門電話相談・法律相談の実施 ○ 通訳の雇上げ	1,808	福祉局	地域福祉課
	専門相談の実施		1,632		
	女性相談センターでの通訳雇上げ(Ⅲ-8⑥の再掲)				
	高齢者等居住安定推進事業費(Ⅲ-8④の再掲)	高齢者等(子育てをする者、外国人、DV被害者を含む)の入居を拒まない賃貸住宅の登録、及びサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を高齢者等に提供した。		建築局	住宅計画課
③ 性犯罪、 トーカー行為などへの 対策の推進	DV被害者世帯の県営住宅優先入居	DV被害者世帯を始めとする福祉世帯に対して、一般世帯に優先する募集(抽選)を実施した。		建築局	県営住宅管理室
	DV・ストーカー総合対策	DV事案の特性を踏まえ、被害者の意向を尊重し、刑事手続き、防犯指導、援助等を行った。	1,268	警察本部	人身安全対策課
	非行防止対策事業費(一部)	青少年に対する性的な行為に関する規制や有害な図書類の販売等に関する規制、また青少年が使用する携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの普及を図るなど、青少年保護育成条例について広く県民に周知した。また、同条例に基づき、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業形態を「有害役務営業」と定義し、その「有害役務営業」を営む者等に対する規制とともに、青少年が「JKビジネス」に従事することの危険性について周知啓発を図った。さらに、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期、冬期)において、全県をあげて非行・被害防止活動に取り組むとともに、啓発活動等の実施により、有害環境浄化運動に努めた。		県民文化局	社会活動推進課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
③ 性犯罪、 売買春、 ストーカー行為など への対策の推進	インターネット適正利用促進事業費	インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催した。	16,900	県民文化局	社会活動推進課
	警察加入電話の回線料(一部)			警察本部	捜査第一課 住民サービス課 人身安全対策課
	性犯罪被害110番(#8103)の運用	性犯罪捜査室に設置している「性犯罪被害110番」(#8103)により、捜査員が性犯罪等に関する相談に対応した。			
	ハートフルラインの運用	被害者の心身の不調等に関する相談を実施した。			
	ストーカー110番の運用	ストーカー被害で困っている人からの相談に対応した。			
	性犯罪被害者対応拠点事業費	性犯罪被害者のために、病院内に常駐する支援員による被害相談や、医師による診察、カウンセリング等を1か所で済ませ、被害者の負担を軽減する対応を行った。	3,838	警察本部	住民サービス課
	犯罪被害者支援要員制度の運用	被害者の希望する性別の犯罪被害者支援要員を充てるなど、被害者のニーズに応じた支援活動を実施した。		警察本部	住民サービス課 住民サービス課
	愛知県被害者支援連絡協議会等の運営	○ 愛知県被害者支援連絡協議会の運営 「総合的な被害者支援」の考え方に基づき、警察が事務局を担う同協議会において、自治体、関係機関及び団体等が協働し、情報交換や広報啓発活動を推進した。 ○ 被害者支援活動推進検討会の開催 愛知県被害者支援連絡協議会の下部組織である被害者支援活動推進検討会において、実務担当者を集めた勉強会を開催し、被害者支援への理解を深めた。 ○ 「被害者支援拡充のための新たな体制の構築～会員相互のガイドライン～」に基づく訓練を実施した。			
	性犯罪被害者に対する経済的支援	性犯罪被害者に係る医療費等の費用を公費で負担した。			
	性犯罪被害者に対する二次的被害防止対策の推進	性犯罪が発生した場合に捜査にあたる性犯罪捜査員を指定し、被害者の精神的負担の軽減に努める。 被害者の心情に配慮した対応をとることができるよう、警察官を対象とした研修の充実を図った。		警察本部	捜査第一課 捜査第一課
	DV・ストーカー総合対策(Ⅲ-9②の再掲)	ストーカー事案の特性を踏まえ、被害者の意向を尊重し、刑事手続、防犯指導、援助等を行った。			
	ふれあいコールの運用	列車内における痴漢被害相談窓口として、「ふれあいコール」を設置、主として女性警察官が対応した。 ・相談件数141件		警察本部	鉄道警察隊 生活安全特別捜査課
	子供女性安全確保総合対策	女性(児童を含む。)が性犯罪等の被害者とならないよう、安全対策を推進するとともに、性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等の行為者を特定し、検挙・指導・警告を行うなど、被害の拡大、未然防止活動を推進した。			
④ セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進	県職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進(Ⅰ-3②の再掲)	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」を庁内LANに載せ、すべての職員へ“セクシュアル・ハラスメント等をしない”という意識を促すとともに、各種研修などの機会を利用して、職員への注意喚起、指導及び相談窓口の案内を行った。		人事局	人事課
	ワーク・ライフ・バランス普及推進費(Ⅰ-2①の再掲)	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、推進するための普及啓発資料を作成した。 ○ 啓発資料の作成・配布(4,000部)			
	教職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進(Ⅰ-3②の再掲)	2020年度に「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、また「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」を改正したところであり、引き続きハラスメントの防止に努めるとともに、相談窓口について周知を図った。 さらに、校内外のあらゆる機会を捉えて、セクハラ・パワハラ防止を含めた不祥事防止の徹底を図るよう、研修を行った。 管理職に対しては、教職員を指導する立場にある自覚を持ち、パワハラ・セクハラをはじめとした、ハラスメントに対する意識を高めるよう、会議、通知等で周知し、パワハラ・セクハラ防止の徹底を図った。		教育委員会	教職員課
	県警察職員の各種ハラスメント防止対策の推進(Ⅰ-3②の再掲)	ハラスメント防止対策要綱を定め、各種ハラスメントの定義、監督者と職員の責務等を明らかにするとともに、各所属にハラスメント所属相談窓口を、警察本部にハラスメント本部相談窓口をそれぞれ設置し、ハラスメントの防止及び排除に向けた対策を推進した。			

基本的施策 10 生涯を通じた健康づくりの支援					
施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 性差を踏まえた健康づくりの支援	あいち健康の森健康科学総合センター費(管理運営委託費)	一人ひとりの健康度を総合的に評価し、各個人に適した健康づくり処方を提供するとともに、健康づくりの実践指導を行った。また、健康づくりの実践活動が、より幅広く行われるよう指導者や地域リーダー等を養成した。 ○ 健康度評価事業の実施 ○ 健康づくり教室の開催 ○ 健康づくりリーダーの養成	1,073,984	保健医療局	健康対策課
	健康教育活動推進事業費	保健衛生に関する知識普及や、健康づくりに関する教育講座を行うことにより、県民の健康生活の充実を図った。 ○ 健康教育講座の開催(23回) ○ 健康情報ポータルサイト「あいち健康ナビ」の管理・運営((公社)愛知県医師会に委託)	14,749	保健医療局	健康対策課
	健康教育活動費	保健衛生に関する知識の普及や啓発活動を行った。 ○ 保健所における健康教育活動の実施 地域における健康増進に関する意欲を高め、自主的な保健衛生活動を促進するため、11保健所において教育活動を実施した。 ○ 研究発表会の開催 等	1,642	保健医療局	健康対策課
	地域健康づくり指導事業費補助金	(公社)愛知県医師会が地域において実施する健康づくりに関する講習会、研修会、相談活動や健康教育資料の作成等に対して助成し、県民の健康づくりの推進を図った。	1,910	保健医療局	健康対策課
	栄養改善指導費	住民の健康の保持増進を図るため、生涯を通じたライフスタイルに沿った、一貫した栄養指導を展開した。 ○ 広域的または専門的栄養指導 ○ 地域保健栄養体制の整備 ○ 管内栄養士の栄養技術の向上 ○ 特定給食施設への指導 ○ 食生活改善推進員への研修	4,520	保健医療局	健康対策課
	女性健康支援事業費 女性の健康相談事業	健康相談、妊娠・出産をとりまく様々な悩みへのサポート及びプレコンセプションケアを含めた、ライフステージに応じた健康支援を実施し、健やかな妊娠、出産の支援及び性や生殖に関する健康の保持増進を図った。 ○ SNS相談 ○ 電話相談 ○ アウトリーチ型相談 ○ 健康教室の開催 ○ すこやか妊娠・出産総合ポータルサイト	19,028	保健医療局	健康対策課
② 性感染症の症対策や	思春期の健康に関する教育・支援	市町村を中心に教育、保健、医療の関係者が連携し、性に関する正しい知識を普及した。		保健医療局	健康対策課
	各教科や特別活動等を通じた性教育の実施	○ 学習指導要領に基づく性に関する指導を保健体育の授業等を通じて、各学校において適切に実施している。 ○ 学校訪問等の機会をとらえ、学校における指導内容について助言した。		教育委員会	保健体育課 義務教育課 高等学校教育課 特別支援教育課
③ 安心・安全な妊娠・出産への支援	母子保健推進費	母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健に関する知識の普及啓発、市町村が実施する母子保健事業の推進のための事業を実施した。 ○ 母子保健指導者研修会の開催 ○ 市町村等母子保健推進事業 ○ 安心安全な妊娠出産サポート事業	2,828	保健医療局	健康対策課
	妊娠・出産包括支援推進事業費	妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に対応するワンストップ拠点である「こども家庭センター(設置主体:市町村)」の設置の促進を図れるよう支援した。 ○ 連携促進会議の開催 ○ 研修会の開催 等	863	保健医療局	健康対策課
	周産期医療対策費	妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図った。 県内の周産期医療施設が参加する周産期医療協議会を設置・運営し、主に、県内の周産期医療施設のネットワーク化による医療提供、県内の周産期医療従事者に対する研修等の実施及び調査・研究を行った。また、ハイリスク分娩等に対応する周産期母子医療センターの運営費や分娩取扱施設の整備に対し助成した。	816,277	保健医療局	医務課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
④ 不妊治療対策の推進	不妊・不育専門相談事業費	不妊・不育に悩む男女を対象に専門のスタッフ(医師、カウンセラー等)により、相談者の精神的負担の軽減を図ることを目的とした相談(面接・電話・Eメール)を行った。 ○ 不妊・不育専門相談 ○ 公開講座の開催 ○ 不妊症・不育症支援ネットワーク事業	6,455	保健医療局	健康対策課
	不育症検査費助成事業	妊娠はするものの、2回以上の流産や死産、早期新生児死亡などを繰り返し、結果的に子どもを持ってないとされる不育症について、適切な治療及び出産に繋げるため、検査費の一部を助成した。	2,978	保健医療局	健康対策課
	がん患者妊よう性温存治療費助成事業	将来子どもを持つことを望むがん患者の経済的負担の軽減を図り、希望を持ってがん治療に取り組めるよう、妊よう性温存治療及び温存後生殖補助医療を受けた方に助成した。	26,527	保健医療局	健康対策課
啓発⑤ 発診・子の乳 宮普及が	女性特有のがん対策事業	女性特有である子宮頸がんと乳がんについて、大学やPTA等の団体と連携し、がんの予防やがん検診による早期発見を目的とした効果的な取組を進める。 ○ 出前講座の実施 ○ 啓発資料の配布 等	171	保健医療局	健康対策課
⑥ メンタルヘルス相談の充実	相談体制強化事業(一部)等	心の悩みに関する年中無休(毎日9時～20時30分)の電話相談「あいちこころほっとライン365」を実施した。また、保健所において、うつ等の心の問題を抱える県民への家庭訪問を実施した。	20,536	保健医療局	こころの健康推進室
	あいちこころほっとライン365事業		20,527		
	メンタルヘルス訪問事業		9		
	自殺防止相談体制強化事業(一部)	心の悩みに関するSNSでの相談「あいちこころのサポート相談」(月～土:20時～24時、日:20時～翌8時)を実施した。	29,487	保健医療局	こころの健康推進室
	あいち自殺対策推進センター事業(一部)	保健所において、精神科医師による相談を実施した。精神保健福祉センターにおいて、精神科医師の助言を受け、職員が相談を実施した。	1,738	保健医療局	こころの健康推進室
	メンタルヘルス専門医相談				
	職場のメンタルヘルス対策企業等アドバイザー等派遣事業	企業等の職場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルスのアドバイザー及び相談員(産業医や社会保険労務士等)を企業等に派遣した。(派遣回数:2024年度22回)	763	労働局	労働福祉課

計画の推進

(1) 推進体制の整備・充実

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 県における推進体制の強化	職員研修の実施	男女共同参画の意義と必要性を理解し、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れるため職員研修を実施した。 ・実施研修 課長補佐級キャリアマネジメント研修		人事局	人事課
	男女共同参画行政推進会議の開催	男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、知事を議長とする男女共同参画行政推進会議及び推進会議幹事会を開催した。 ・推進会議1回、幹事会1回		県民文化局	男女共同参画推進課
	あいち女性の活躍促進プロジェクトチームの運営	職場における女性の「定着」と「活躍」の拡大に向けて、全庁横断的に必要な施策等の情報共有・検討を行う「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」を運営した。		県民文化局	男女共同参画推進課
	県が実施する施策に対する申出制度の運営	愛知県男女共同参画推進条例第16条に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について申出があったときは、男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努める。 ・2024年度申出件数0件	83	県民文化局	男女共同参画推進課
	高等学校教職員研修費(一部)(Ⅱ-7⑥の再掲) 教職員研修	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。		教育委員会	高等学校教育課
	高等学校初任者研修事業費(一部)(Ⅱ-7⑥の再掲) 教職員研修	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。		教育委員会	高等学校教育課
	幼・小・中教職員研修費(一部)(Ⅱ-7⑥の再掲) 教職員研修	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、教職員に対し、男女の性的役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、DV、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に向けての取組について研修を実施した。		教育委員会	義務教育課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 県における推進体制の強化	幼・小・中初任者研修事業費(一部)(Ⅱ-7⑥の再掲)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、初任者に対し、男女の性的役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、DV、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に向けての取組について研修を実施した。		教育委員会	義務教育課
	教職員研修				
	特別支援学校教職員研修費(一部)(Ⅱ-7⑥の再掲)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。		教育委員会	特別支援教育課
	教職員研修				
② 市町村推進体制への支援	特別支援学校初任者研修事業費(一部)(Ⅱ-7⑥の再掲)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。		教育委員会	特別支援教育課
	教職員研修				
	男女共同参画推進事業費(一部)	市町村における男女共同参画に係る組織、事業等の実態について調査を行った。調査結果は、今後の県の男女共同参画施策の基礎資料とするともに市町村相互の参考資料として活用した。		県民文化局	男女共同参画推進課
	年次報告書「あいちの男女共同参画」の作成(Ⅱ-6②の再掲)				
③ 大学、企業、NPO、地域団体等との連携・協働の推進	市町村男女共同参画推進担当との連携	県と市町村が相互に連携して男女共同参画施策の推進を図るため、県民事務所等の管内別に市町村男女共同参画推進担当課長会議を開催した。 ○ 担当課長会議 開催日2024.5月下旬～6月上旬		県民文化局	男女共同参画推進課
	男女共同参画推進事業費(一部)	市町村の男女共同参画行政担当者を対象に、県における男女共同参画の現状と施策及び内外の動向等について情報提供する研修会を開催した。 ○ 担当者研修会 開催日2024.5.10(金)	19	県民文化局	男女共同参画推進課
	市町村男女共同参画行政担当者研修会の開催				
	民間非営利活動推進費・企画推進費	特定非営利活動促進法に基づく法人格付与の認証事務の適正な運用、実施を図った。 ・認証法人数29件	503	県民文化局	社会活動推進課
	民間非営利活動推進費・県民NPO協働推進費	あいち協働ルールブック2004の推進をはじめ、NPOと行政との協働促進及びNPO活動の普及・推進を図った。 ・意見交換会 年1回 ・マネジメント研修会 参加者数延べ281人	625	県民文化局	社会活動推進課
	NPOとの協働促進、NPO活動の普及・推進				
	民間非営利活動推進費・協働連携促進事業費		18,940	県民文化局	社会活動推進課
	社会的インパクト評価実践事業の実施	NPOが連携の担い手として活躍できるよう資金調達力の向上や組織基盤強化を図る取組を行った。 ・資金獲得セミナー 年1回	637		
	NPOと大学・企業連携促進事業の実施	○ 多様な主体との連携・協働促進コーディネーター実践研修 多様な主体との連携・協働により開催される行事やイベント等の企画会議への参加、市民活動センター等におけるコーディネーター業務の体験等といった、コーディネーターとしての業務体験等を含んだ、実践的な内容を学ぶ研修を開催した。 ・実施回数:年5回	3,557		
	持続可能な社会の創り手育成事業費	社会課題の解決に取り組むNPOに対して、SDGsの普及促進を図ることにより、NPOの活動の可能性を広げるとともに、SDGsに取り組む企業や大学との協働を促進することで、多様な主体が社会全体で地域活動を支えていく、持続可能な社会の創り手の育成へとつなげていくための取組を行った。 ・SDGsセミナー 2回(名古屋会場、三河会場で各1回開催) ・NPOプレゼン研修 合同研修1回、個別研修NPOごとに2回開催 ・NPOアワード 2回(常滑市・名古屋市で開催) ・NPOが提案した企画への参加 2回 ・NPOと大学の協働支援 6回(相談支援等)	5,575		
	「あいち協働プラットフォーム」の構築	社会課題解決に取り組みたいものの、協働に至っていない団体等の協働を促進するため、連携・協働を希望するNPOと企業・大学等をマッチングする場として「あいち協働プラットフォーム」を構築した。	9,171		
	あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラムの運営	県内の産学官が連携する「フォーラム」に参加し、情報交換等を実施した。(フォーラム会員:名古屋大学(事務局)、愛知県、名古屋市、愛知県経営者協会) ・開催日2024.9.25(火)		県民文化局	男女共同参画推進課

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
④ 働く場における女性の活躍の促進	女性の活躍促進事業費(一部)		290	県民文化局	男女共同参画推進課
	あいち女性の活躍促進会議開催費	女性の活躍が経営戦略であるとした企業等トップの意識改革に向けた気運の醸成を図ることを目的として、あいち女性の活躍促進会議を開催した。 ・開催日2024.7.25(木)			
⑤ 進捗管理の	関係機関への進捗状況の報告	議会、愛知県男女共同参画審議会及び愛知県男女共同参画行政推進会議へ毎年進捗状況を報告するとともに、計画の進行管理を行った。		県民文化局	男女共同参画推進課

(2) ウィルあいちを拠点とする推進

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 男女共同参画に関する知識や意識の普及	女性総合センター管理運営委託費(一部)	県の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の管理運営を行った。		県民文化局	男女共同参画推進課
	女性総合センター施設設備整備費	県の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の施設設備整備を行った。	533,379	県民文化局	男女共同参画推進課
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	男女共同参画の推進のための事業展開を行っている(公財)あいち男女共同参画財団の運営に対して補助した。	58,398	県民文化局	男女共同参画推進課
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)			県民文化局	男女共同参画推進課
	あいち国際女性映画祭の開催(Ⅱ-6①の再掲)	男女共同参画意識の普及を図るため、世界で活躍する女性映画監督等を招き、女性の生き方や社会参加、女性と男性の相互理解などをテーマとした作品の上映等を行った。 ・開催日2024.9.5(木)～9.8(日) 参加者12,896人			
	男女共同参画セミナーの開催(Ⅱ-6⑤の再掲)	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全6講座(公開講座1回含む) 参加者178人			
	サテライトセミナーの開催(Ⅱ-6⑤の再掲)	遠隔地等でウィルあいちまで来ることが難しい地域に出かけていき、地元市町村等と共催でセミナーを開催し、県内全域における男女共同参画社会の実現に向けて啓発を行った。 ・15市町村 参加者993人			
	男女共同参画広報誌の発行(Ⅱ-6②の再掲)	男女共同参画に関する普及・啓発記事や男女共同参画を推進する事業の案内などを掲載した広報誌を発行した。 ・2024.7月、2025.2月 各7,000部			
	女性総合センター管理運営事業費(一部)			県民文化局	男女共同参画推進課
	ウィルあいちWebページを通じた情報提供事業(Ⅱ-6②の再掲)	男女共同参画に関する各種情報の収集を行うとともに、ウィルあいちWebページなどを通じ、団体・グループ情報、イベントの案内など各種情報の提供を行った。			
	ウィルあいち情報ライブラリーの運営(Ⅱ-6②の再掲)	○ 図書、行政資料、視聴覚資料などの収集と提供 男女共同参画の推進や、女性の生き方を考えるための図書・行政資料・視聴覚資料などの収集・提供を行った。 ○ 情報ライブラリーフェスタ 男女共同参画社会の実現や、女性に関わる様々な問題の対応に役立つ情報発信のための展示を年2回実施した。 ○ パネル展示			
② 相対談体制の	女性相談支援センター管理運営事業費	女性の家庭問題や対人関係など、各般にわたる諸問題の相談を行うとともに、必要に応じて問題解決のための調査、医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導を行い、困難な問題を抱える女性への支援と配偶者からの暴力被害者へ必要な助言を行った。また、必要に応じて一時保護を行った。		福祉局	地域福祉課
	相談支援センター費(Ⅲ-9②の再掲)	さらに、女性相談支援センター及び駐在室(県福祉相談センター内)に相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとともに、DV被害女性等の相談を行った。			
	一時保護所費(Ⅲ-9②の再掲)				
	相談員費(Ⅲ-8③の再掲)				

施策の方向	施策名	施策の内容	2024年度当初 予算額(千円)	局	課室
連携・協働・多様な主体とのネットワークづくり	あいち男女共同参画財団補助金(一部)			県民文化局	男女共同参画推進課
	協働推進事業(Ⅰ-1⑤の再掲)	女性団体、大学、企業等と協働して男女共同参画に関する事業を行い、連携の強化を図った。			
	男女共同参画人材育成事業(Ⅰ-1④の再掲)	○ 男女共同参画人材育成セミナー 政策・方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、とりわけ県内市町村において審議会等に登用できる人材の育成を目的として、市町村からの推薦者を対象にセミナーを実施した。 ・実施回数:年1回(8日間) 24人 ○ フォローアップセミナー 過去の人材育成事業受講者で構成する地域実践活動グループの自主的で地域に根ざした活動の一層の推進を図るため、セミナーを開催した。 ・開催日2024.10.1(火) 参加者38人			
	あいち女性連携フォーラムの運営(Ⅰ-1⑤の再掲)	県内女性団体の相互交流や女性の活躍に向けた気運醸成を図るため、女性団体が行うイベントの情報共有や、取組の情報交換等を実施した。(事務局:(公財)あいち男女共同参画財団、会員:13団体)		県民文化局	男女共同参画推進課

4 「あいち男女共同参画プラン2025」に掲載している進捗管理指標及びその現況値

体系 番号	指標名	目標		現況	
		年度	数値・時点	年度	数値・時点
1	I-1 女性の活躍促進宣言企業数 (翌年度4月1日現在)	2025	2,700社 (2026.4.1)	2024	2,882社 (2025.4.1)
2	I-1 「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数 (翌年度4月1日現在)	2025	2,000社 (2026.4.1)	2024	1,550社 (2025.4.1)
3	I-1 県の審議会等に占める女性委員の割合 (翌年度4月1日現在)	2025	40%以上60%以下 (2026.4.1)	2024	35.28% (2025.4.1)
4	I-1 県職員の管理職に占める女性の割合 (当該年度4月1日現在)	2025	15% (2025.4.1)	2024	14.83% (2024.4.1)
5	I-1 県職員の課長補佐級班長に占める女性の割合 (当該年度4月1日現在)	2025	25% (2025.4.1)	2024	27.1% (2024.4.1)
6	I-1 教員の管理職に占める女性の割合 (当該年度5月1日現在)	2025	30% (2025.5.1)	2025	31.1% (2025.4.1)
7	I-1 市町村の審議会等に占める女性委員の割合 (翌年度4月1日現在)	2025	40%以上60%以下 (2026.4.1)	2024	30.31% (2025.4.1)
8	I-1 管理的職業従事者に占める女性の割合	2025	20%	2022	14.4%
9	I-2 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の新規登録企業数	2025	130社／年度	2024	82社／年度
10	I-2 共働き世帯の夫・妻の一週間の育児・家事関連平均時間	—	—	2021	妻 267分 夫 50分
11	I-2 県男性職員の育児休業取得率	2025	1週間以上の取得率85%	2024	84.5%
12	I-2 中小企業のテレワーク導入率	2025	30%	2024	17.5%
13	I-2 年次有給休暇取得日数	2025	13日／年	2024	12.3日／年
14	I-2 労働時間の短縮に向けた取組を実施している企業の割合	2025	69%	2024	63.4%
15	I-3 保育所待機児童数	2024	解消	2024	57人
16	I-3 放課後児童クラブ待機児童数	2024	解消	2024	670人
17	I-3 病児保育事業の実施市町村数	2024	54市町村 (全市町村)	2024	50市町村
18	I-3 あいち子育て女性再就職サポートセンター（マジョブあいち）の利用件数	2025	700件/ 年度	2024	935件／年度
19	I-3 女性（25～44歳）の労働力率	2025	78.8%	2024 平均	81.8%
20	I-3 平均勤続年数	—	—	2024	女性 9.4年 男性 14.5年
21	I-3 所定内給与額男女差	—	—	2024	金額 95.3千円 比率 73.75%

体系 番号	指標名	目標		現況	
		年度	数値・時点	年度	数値・時点
22	I-4 消防吏員に占める女性の割合 (翌年度4月1日現在)	2025	5% (2026.4.1)	2024	3.3% (2025.4.1)
23	I-4 消防団員に占める女性の割合 (翌年度4月1日現在)	2025	5% (2026.4.1)	2024	4.6% (2025.4.1)
24	I-5 警察官に占める女性警察官の割合 (翌年度4月1日現在)	2024	12% (2025.4.1)	2024	11.7% (2025.4.1)
25	I-5 地方議会に占める女性の割合 (翌年度4月1日現在)	—	—	2024	愛知県 7.1% 市 21.4% 町村 17.7% (2025.4.1)
26	I-5 自治会長に占める女性の割合	—	—	2024	13.7%
27	I-5 人材育成セミナーの累計修了者数	2025	810人	2024	799人
28	I-5 家族経営協定締結数	2025	1,883戸	2024	1,977戸
29	I-5 農業法人の役員に占める女性の割合	2025	50%	2024	46.2%
30	I-5 農業委員・農地利用最適化推進委員に占める女性の割合	2025	15%	2024	12.1%
31	II-6 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合	—	—	2024	63.9%
32	II-6 「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	2025	30%	2024	14.6%
33	II-6 ウィルあいち情報ライブラリーの利用者数	2025	143,500人	2024	78,442人
34	II-7 性別役割分担意識にとらわれない進路・職業選択支援を受ける生徒・学生数	2025	5,000人	2024	10,050人
35	II-7 県立高等学校におけるインターンシップ等に参加した生徒数	2025	18,000人	2024	11,675人
36	III-8 生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習支援事業の実施市町村数	2024	54市町村 (全市町村)	2024	45市町
37	III-9 配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力をいわゆるDVと呼ぶことを知っている人の割合	2025	100%	2024	91.9%
38	III-9 DVに関する相談窓口の認知度	2025	80%	2024	61.7%
39	III-9 愛知県女性相談支援センターにおけるDVの相談件数	—	—	2024	1,125件
40	III-10 健康寿命	2033	女性77.20年以上 男性74.88年以上	2022	女性76.07年 男性72.91年
41	III-10 子宮頸がん検診受診率	2028	60%	2023	40.5%
42	III-10 乳がん検診受診率	2028	60%	2023	45.5%

5 県審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況

2025年4月1日現在

審議会等名称	委員の状況			審議会等名称	委員の状況		
	委員数 (人)	うち女性 (人)	女性登用 率(%)		委員数 (人)	うち女性 (人)	女性登用 率(%)
政策企画局（1機関）				保健医療局（13機関）			
表彰審査委員会	7	3	42.9	医療審議会	30	10	33.3
（小計）	7	3	42.9%	小児慢性特定疾病審査会	16	4	25.0
総務局（3機関）				地方精神保健福祉審議会	20	7	35.0
公益認定等審議会	5	2	40.0	精神医療審査会	30	10	33.3
行政不服審査会	6	3	50.0	国民健康保険運営協議会	11	5	45.5
固定資産評価審議会	10	4	40.0	指定難病審査会	11	2	18.2
（小計）	21	9	42.9%	がん登録情報利用等審議会	8	3	37.5
人事局（3機関）				国民健康保険審査会	9	5	55.6
特別職報酬等審議会	10	5	50.0	准看護師試験委員	14	8	57.1
公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0	地域医療対策協議会	16	5	31.3
公務災害補償等審査会	3	1	33.3	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3
（小計）	18	8	44.4%	薬事審議会	17	6	35.3
防災安全局（5機関）				感染症診査協議会	25	11	44.0
防災会議	71	14	19.7	（小計）	216	79	36.6%
国民保護協議会	43	5	11.6	経済産業局（1機関）			
石油コンビナート等防災本部	53	3	5.7	大規模小売店舗立地審議会	12	6	50.0
救急搬送対策協議会	30	11	36.7	（小計）	12	6	50.0%
交通安全対策会議	25	6	24.0	労働局（2機関）			
（小計）	222	39	17.6%	障害者雇用審議会	13	6	46.2
県民文化局（11機関）				職業能力開発審議会	15	6	40.0
情報公開審査会	7	3	42.9	（小計）	28	12	42.9%
個人情報保護審議会	5	2	40.0	農業水産局（1機関）			
消費生活審議会	19	8	42.1	食育推進会議	30	17	56.7
青少年保護育成審議会	20	9	45.0	（小計）	30	17	56.7%
人権施策推進審議会	12	6	50.0	農林基盤局（1機関）			
公立大学法人評価委員会	5	3	60.0	森林審議会	15	6	40.0
いじめ問題調査委員会	5	2	40.0	（小計）	15	6	40.0%
私立学校審議会	14	7	50.0	建設局（1機関）			
学校法人等助成審議会	16	8	50.0	事業認定審議会	7	4	57.1
美術館機構評価委員会	5	3	60.0	（小計）	7	4	57.1%
男女共同参画審議会	20	11	55.0	都市・交通局（6機関）			
文化財保護審議会	20	9	45.0	地方港湾審議会	21	2	9.5
（小計）	148	71	48.0%	国土利用計画審議会	17	5	29.4
環境局（5機関）				土地利用審査会	7	3	42.9
環境審議会	30	13	43.3	都市計画審議会	19	6	31.6
公害審査会	15	6	40.0	建設工事紛争審査会	15	7	46.7
公害健康被害認定審査会	14	5	35.7	屋外広告物審議会	13	6	46.2
環境影響評価審査会	23	10	43.5	（小計）	92	29	31.5%
自動車排出窒素酸化物及び粒子 状物質総量削減計画策定協議会	33	3	9.1	建築局（3機関）			
（小計）	115	37	32.2%	建築審査会	7	3	42.9
福祉局（6機関）				開発審査会	7	3	42.9
介護保険審査会	45	18	40.0	建築士審査会	7	4	57.1
障害者施策審議会	20	7	35.0	（小計）	21	10	47.6%
障害者介護給付費等不服審査会	20	6	30.0	スポーツ局（1機関）			
障害児通所給付費等不服審査会	20	6	30.0	スポーツ推進審議会	19	8	42.1
障害者差別解消調整委員会	25	6	24.0	（小計）	19	8	42.1%
社会福祉審議会	30	10	33.3	教育委員会（4機関）			
（小計）	160	53	33.1%	生涯学習審議会	18	10	55.6
				産業教育審議会	20	7	35.0
				いじめ問題対策委員会	5	3	60.0
				教科用図書選定審議会	20	10	50.0
				愛知県教育職員免許状再授 与審査会	5	2	40.0
				（小計）	68	32	47.1%
				総計（67機関）	1,199	423	35.28%

第3編

市町村男女共同参画施策のあらまし

市町村における男女共同参画行政の組織、事業等の実態を把握し、今後の県、市町村の男女共同参画行政推進の基礎資料とするとともに、市町村相互の参考資料として活用するため、1983年度から毎年度調査（2000年度までは6月1日現在、2001年度からは4月1日現在を調査基準日とする。）を実施しているが、2025年4月の調査結果の概要は次のとおりである。

1 男女共同参画行政主管課室の設置状況

男女共同参画行政の担当窓口は全市町村に設置されているが、主管課室の名称に「男女共同参画・女性」を用いているのは、名古屋市（男女平等参画推進課）及び大府市（女性活躍推進室）の2市であり、専任職員が配置されているのは9市である。

また、担当窓口が市町村長部局に配置されているのが52市町村（37市13町2村）、教育委員会に設置されているのが2市町（1市1町）である。（別表1参照）

2 男女共同参画行政推進会議等の設置状況

男女共同参画施策を行う関係各課が連絡調整を図り、総合的な男女共同参画行政を推進させるための内部的調整組織（会議）を設置している市町村は30市町（26市4町）である。

なお、1市（常滑市）が検討中である。（別表1参照）

3 男女共同参画に関する職員研修の実施状況

男女共同参画に関する職員研修を実施しているのは37市町（31市6町）である。

なお、1市1町（知多市、美浜町）が検討中である。（別表1参照）

4 男女共同参画懇話会等の設置状況

男女共同参画問題の把握と男女共同参画行政のあり方について、民間有識者から意見を聴くための組織（会議）を設置している市町村は42市町（34市8町）である。（別表1参照）

5 男女共同参画に関する条例の制定状況

男女共同参画に関する条例を制定しているのは19市町（18市1町）で、制定率は35.19%（前年度19市町、35.19%）である。

<条例制定状況>

市町村名	条例の名称	公布日	施行日
名古屋市	男女平等参画推進なごや条例	2002. 3. 29	2002. 4. 1
春日井市	春日井市男女共同参画推進条例	2003. 3. 20	2003. 4. 1
小牧市	小牧市男女共同参画条例	2003. 3. 28	2003. 4. 1

市町村名	条例の名称	公布日	施行日
大府市	おおぶ男女共同参画推進条例	2003. 9. 25	2003. 10. 1
豊橋市	豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例	2004. 3. 31	2004. 4. 1
東海市	東海市男女共同参画推進条例	2004. 9. 29	2004. 11. 1
岡崎市	岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例	2005. 3. 29	2005. 4. 1
半田市	半田市男女共同参画推進条例	2005. 7. 12	2005. 7. 12
北名古屋市	北名古屋市男女共同参画推進条例	2006. 3. 20	2006. 3. 20
日進市	日進市男女平等推進条例	2007. 4. 1	2007. 10. 1
安城市	安城市男女共同参画推進条例	2008. 3. 26	2008. 4. 1
豊川市	豊川市男女共同参画推進条例	2009. 3. 23	2009. 4. 1
弥富市	弥富市男女共同参画推進条例	2009. 3. 31	2009. 4. 1
長久手市	長久手市の男女共同参画を推進する条例	2009. 3. 31	2009. 4. 1
東郷町	東郷町男女共同参画推進条例	2010. 12. 21	2011. 4. 1
あま市	あま市男女共同参画推進条例	2012. 3. 23	2012. 4. 1
尾張旭市	尾張旭市男女共同参画推進条例	2013. 12. 20	2014. 4. 1
みよし市	みよし市男女共同参画推進条例	2015. 3. 24	2015. 4. 1
刈谷市	刈谷市男女共同参画推進条例	2019. 9. 30	2019. 10. 1

6 男女共同参画計画等の策定状況

個別の計画を策定しているのは49市町村（35市13町1村）、策定率は90.74%（前年度49市町村、90.74%）である。

＜個別計画策定状況＞

市町村名	計画の名称	策定年月	計画の期間
名古屋市	名古屋市男女平等参画基本計画 2025	2021. 3	2021. 4～2026. 3
豊橋市	とよはしハーモニープラン 2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画	2023. 3	2023. 4～2027. 3
岡崎市	ウィズプランおかざき 第5次岡崎市男女共同参画基本計画	2021. 4	2021. 4～2026. 3
一宮市	第4次一宮市男女共同参画計画	2024. 3	2024. 4～2027. 3
瀬戸市	第2次瀬戸市女性活躍推進計画・ 第4次男女共同参画プラン	2022. 3	2022. 4～2027. 3
半田市	みんなが輝くチャレンジプラン (第3次半田市男女共同参画推進計画)	2022. 3	2022. 4～2031. 3
春日井市	第3次かすがい男女共同参画プラン	2022. 3	2022. 4～2027. 3

市町村名	計画の名称	策定年月	計画の期間
豊川市	第3次豊川市男女共同参画基本計画	2021. 3	2021. 4～2031. 3
津島市	津島市男女共同参画プラン 2030	2021. 3	2021. 4～2031. 3
碧南市	第3次碧南市男女共同参画プラン	2024. 4	2024. 4～2034. 3
刈谷市	第3次刈谷市男女共同参画プラン	2022. 3	2022. 4～2032. 3
豊田市	クローバープランⅤ (第5次とよた男女共同参画プラン)	2025. 3	2025. 4～2030. 3
安城市	第5次安城市男女共同参画プラン	2024. 3	2024. 4～2029. 3
西尾市	第3次西尾市男女共同参画プラン	2024. 3	2024. 4～2034. 3
蒲郡市	第3次蒲郡市男女共同参画プラン	2021. 6	2021. 6～2026. 3
江南市	第3次こうなん男女共同参画プラン	2022. 3	2022. 4～2032. 3
小牧市	第4次小牧市男女共同参画基本計画 ハーモニーⅣ	2022. 3	2022. 4～2027. 3
稲沢市	いなざわ男女共同参画プランⅢ	2021. 3	2021. 4～2028. 3
新城市	新城市パートナープラン 第2次新城市男女共同参画プラン	2020. 4	2020. 4～2032. 3
東海市	東海市男女共同参画プランⅢ	2016. 3	2016. 4～2026. 3
大府市	おおぶ男女共同参画プランⅥ さんかく！おおぶ	2021. 3	2021. 4～2031. 3
知多市	知多市男女共同参画行動計画 「知多市ウイズプランⅢ」	2021. 2	2021. 4～2031. 3
知立市	第3次知立市男女共同参画プラン (改定版)	2024. 3	2024. 4～2029. 3
尾張旭市	第3次尾張旭市男女共同参画プラン	2025. 3	2025. 4～2032. 3
岩倉市	岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	2021. 3	2021. 4～2031. 3
豊明市	第3次とよあけ男女共同参画プラン (中間見直し版)	2021. 3	2021. 4～2026. 3
日進市	第3次日進市男女平等推進プラン	2021. 3	2021. 4～2031. 3
田原市	田原市男女共同参画推進プランⅡ	2017. 3	2017. 4～2027. 3
愛西市	第4次愛西市男女共同参画プラン	2022. 3	2022. 4～2027. 3
清須市	第2次清須市男女共同参画プラン	2022. 3	2022. 4～2032. 3
北名古屋	第2次北名古屋市男女共同参画プラン	2018. 3	2018. 4～2028. 3

市町村名	計画の名称	策定年月	計画の期間
弥富市	第2次弥富市男女共同参画プラン	2021. 3	2021. 4～2031. 3
みよし市	みよし男女共同参画プラン「パートナー」2024-2033	2024. 3	2024. 4～2034. 3
あま市	第2次あま市男女共同参画プラン	2022. 3	2022. 4～2032. 3
長久手市	第4次長久手市男女共同参画基本計画	2024. 3	2024. 4～2029. 3
東郷町	第2次東郷町男女共同参画プラン	2018. 3	2018. 4～2028. 3
豊山町	豊山町男女共同参画社会計画 第3次とよやまレインボープラン	2022. 4	2022. 4～2032. 3
大口町	第五次おおぐち男女共同参画プラン	2023. 3	2023. 4～2027. 3
扶桑町	第2次扶桑町男女共同参画プラン	2020. 3	2020. 4～2030. 3
蟹江町	第2次蟹江町男女共同参画プラン	2022. 3	2022. 4～2027. 3
飛島村	飛島村男女共同参画推進プラン 2019－2028	2019. 3	2019. 4～2028. 3
阿久比町	第2次阿久比町男女共同参画プラン	2017. 3	2017. 4～2027. 3
東浦町	第3次東浦町男女共同参画プラン	2022. 3	2022. 4～2032. 3
南知多町	第2次南知多町男女共同参画計画	2018. 3	2018. 4～2032. 3
美浜町	美浜町男女共同参画プラン	2013. 2	2013. 4～2026. 3
武豊町	第3次武豊町男女共同参画プラン	2021. 3	2021. 4～2031. 3
幸田町	第3次幸田町男女共同参画プラン	2024. 3	2024. 4～2029. 3
設楽町	第二次設楽町男女共同参画基本計画	2019. 3	2019. 4～2029. 3
東栄町	東栄町第1次男女共同参画プラン	2022. 4	2022. 4～2026. 3

個別計画の策定ではなく、総合計画での位置づけとしているのは3市である。

7 女性関係団体連絡協議会等の設置状況

女性関係団体の相互の連絡調整を図るための組織（会議）を設置している市町村は15市町(11市4町)である。

なお、1市（豊明市）が検討中である。（別表1参照）

8 活動の拠点となる施設の状況

市町村における男女共同参画、女性のための総合的な施設は9施設ある。その他、女性労働者の福祉施設等に加え、公民館などが集会施設として広く利用されている。

9 審議会等委員への女性の登用状況

法令・条例により設置されている市町村の審議会等委員への女性の登用率は、2025年4月1日現在で30.31%（前年度29.54%）である。

また、女性が登用されているのは、1,715機関のうち1,559機関であり、全体の90.90%を占めている。（別表2－1参照）

10 行政委員会委員への女性の登用状況

法令・条例により設置されている市町村の行政委員会委員への女性の登用率は2025年4月1日現在で23.42%（前年度22.66%）である。

また、女性が登用されている機関数は307機関のうち208機関であり、全体の67.75%となっている。（別表2－1参照）

11 女性市町村議会議員の状況

市町村議会における女性議員数は、2025年4月1日現在で1,121人のうち232人であり、全体の20.70%となっている。また女性議員がいない市町村は1村である。（別表2－1参照）

12 女性の市町村長、副市町村長、教育長、議長の就任状況（2025年4月1日現在）

市町村名	役職	氏名	在任期間
名古屋市	副市長	杉野 みどり	2021. 6. 1～在任中
碧南市	市長	小池 友妃子	2024. 4. 29～在任中
豊田市	副市長	辻 邦恵	2024. 6. 7～在任中
大府市	副市長	山口 智絵子	2024. 4. 1～在任中
大府市	議長	鷹羽 琴美	2023. 5. 12～2025. 5. 13
知立市	市長	石川 智子	2024. 12. 24～在任中
愛西市	副市長	清水 栄利子	2024. 5. 9～在任中
長久手市	市長	佐藤 有美	2023. 9. 17～在任中
長久手市	議長	木村 さゆり	2024. 5. 7～2025. 5. 8
扶桑町	教育長	澤木 貴美子	2019. 10. 1～在任中
大治町	教育長	平野 香代子	2013. 10. 1～在任中
飛島村	教育長	萩野 登記代	2022. 10. 1～在任中

13 市町村の管理職への女性の登用状況

市町村の管理職への女性の登用率は、2025 年 4 月 1 日現在で 19.13%である。また、うち一般行政職の管理職への女性の登用率は、2025 年 4 月 1 日現在で 13.84%である。（別表 2－2 参照）

別表1：市町村における男女共同参画行政の推進状況

調査時点：2025年4月1日

市町村名	男女共同参画行政の推進状況	1	2	3	4	5	6		7
		主管理室に「男女共同参画」を用いている	男女共同参画に関する職員の配置	男女共同参画の推進等	男女共同参画の実施	男女共同参画に関する条例の制定	個別計画策定	総合計画での位置づけ	女性関係団体連絡協議会等の設置
名古屋市	首長部局	○	○	○	○	○	○	○	
豊橋市	首長部局		○	○	○	○	○	○	○
岡崎市	首長部局		○	○	○	○	○	○	
一宮市	首長部局			○	○		○	○	
瀬戸市	首長部局		○	○	○		○	○	
半田市	首長部局				○	○	○	○	○
春日井市	首長部局		○	○	○	○	○	○	○
豊川市	首長部局			○	○	○	○	○	
津島市	首長部局			○	○		○	○	
碧南市	首長部局						○	○	○
刈谷市	首長部局		○	○	○	○	○	○	
豊田市	首長部局		○	○	○	○	○		○
安城市	首長部局				○	○	○	○	○
西尾市	首長部局			○	○	○	○	○	○
蒲郡市	首長部局				○	○	○	○	
犬山市	首長部局					○		○	
常滑市	首長部局			△	○			○	
江南市	首長部局			○	○	○	○	○	○
小牧市	首長部局			○	○	○	○	○	○
稲沢市	首長部局			○	○	○	○	○	○
新城市	首長部局				○	○	○	○	
東海市	首長部局			○	○	○	○	○	
大府市	首長部局	○		○	○	○	○	○	○
知多市	首長部局		○	○	△	○	○	○	
知立市	首長部局			○	○	○	○	○	
尾張旭市	首長部局		○	○	○	○	○	○	
高浜市	首長部局				○			○	
岩倉市	首長部局			○	○	○	○	○	
豊明市	首長部局				○		○	○	△
日進市	首長部局				○	○	○	○	
田原市	首長部局			○	○	○	○	○	
愛西市	首長部局			○	○	○	○		
清須市	教育委員会					○	○	○	
北名古屋市	首長部局			○	○	○	○	○	
弥富市	首長部局			○		○	○	○	
みよし市	首長部局				○	○	○		
あま市	首長部局			○	○	○	○	○	
長久手市	首長部局			○	○	○	○	○	
東郷町	首長部局			○	○	○	○	○	
豊山町	首長部局						○	○	○
大口町	首長部局				○	○	○	○	
扶桑町	首長部局			○	○	○	○	○	
大治町	教育委員会								
蟹江町	首長部局					○	○	○	
飛島村	首長部局						○	○	
阿久比町	首長部局						○	○	○
東浦町	首長部局				○	○	○	○	
南知多町	首長部局						○	○	○
美浜町	首長部局				△		○	○	○
武豊町	首長部局				○	○	○	○	
幸田町	首長部局			○		○	○	○	
設楽町	首長部局			○	○	○	○	○	
東栄町	首長部局						○	○	
豊根村	首長部局							△	

※○は有、△は検討中

項目別合計

項目		名古屋市	名古屋市 を除く市 計	町村の合 計	名古屋市 を除く市 町村計	合計
1	男女共同参画行政主管課室の設置	1	37	16	53	54
	うち首長部局に設置	1	36	15	51	52
	うち教育委員会部局に設置	0	1	1	2	2
	主管課室名に「男女共同参画・女性」を用いている	1	1	0	1	2
	男女共同参画に関する事務を担当する専任職員の配置	1	8	0	8	9
2	男女共同参画行政推進会議等の設置	1	25	4	29	30
3	男女共同参画に関する職員研修の実施	1	30	6	36	37
4	男女共同参画懇話会等の設置	1	33	8	41	42
5	男女共同参画に関する条例の制定	1	17	1	18	19
6	個別計画策定	1	34	14	48	49
	総合計画での位置づけ	1	34	14	48	49
7	女性関係団体連絡協議会等の設置	0	11	4	15	15

別表２－１：市町村における男女共同参画行政の推進状況

調査時点：2025年4月1日

市町村名	9 市町村の審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況							10 市町村の行政委員会委員への女性の登用状況					11 女性市町村議会議員の状況		
	目標年度	目標値	総機関数	含む女性委員数を	委員数（Ａ）	（Ｂ）うち女性委員数	（Ｂ／Ａ）登用率	委員会数	含む女性委員数を	委員数（Ａ）	（Ｂ）うち女性委員数	（Ｂ／Ａ）登用率	議会議員総数	うち女性議員数	女性比率
	西暦	%	-	-	人	人	%	-	-	人	人	%	人	人	%
名古屋市	2025	40～60	80	79	2,135	749	35.08	6	4	108	28	25.93	68	19	27.94
豊橋市	2026	35.0	50	45	583	142	24.36	6	4	45	13	28.89	36	10	27.78
岡崎市	2025	37.5	69	65	915	281	30.71	6	4	59	6	10.17	37	5	13.51
一宮市	2026	40.0	34	33	1,223	420	34.34	6	4	42	11	26.19	38	10	26.32
瀬戸市	2027	35.0	44	40	482	121	25.10	6	6	34	12	35.29	26	5	19.23
半田市	2031	40.0	28	27	362	105	29.01	6	5	34	12	35.29	22	5	22.73
春日井市	2026	40.0	59	57	701	229	32.67	6	4	33	6	18.18	31	4	12.90
豊川市	2025	40.0	32	31	681	229	33.63	6	4	37	10	27.03	30	7	23.33
津島市	2030	40.0	27	27	467	166	35.55	6	5	35	11	31.43	17	3	17.65
碧南市	2033	30.0	19	18	356	78	21.91	6	5	27	7	25.93	22	3	13.64
刈谷市	2031	45.0	29	28	445	126	28.31	6	5	30	9	30.00	27	4	14.81
豊田市	—	—	46	36	679	178	26.22	6	5	41	9	21.95	45	4	8.89
安城市	2028	35.0	47	41	610	183	30.00	6	5	30	9	30.00	28	8	28.57
西尾市	2033	40.0	31	27	463	116	25.05	6	4	34	5	14.71	30	5	16.67
蒲郡市	2025	30.0	19	19	461	113	24.51	6	5	37	10	27.03	20	3	15.00
犬山市	—	—	53	47	620	176	28.39	6	5	31	11	35.48	18	4	22.22
常滑市	2028	40.0	23	23	349	89	25.50	6	5	45	7	15.56	18	4	22.22
江南市	2031	40.0	30	26	434	103	23.73	6	2	26	3	11.54	20	3	15.00
小牧市	2026	27.0	49	45	658	168	25.53	6	2	33	6	18.18	24	6	25.00
稲沢市	2028	35.0	27	26	424	145	34.20	6	2	40	7	17.50	26	7	26.92
新城市	2031	40.0	35	28	666	137	20.57	6	4	30	9	30.00	18	2	11.11
東海市	2025	40.0	36	31	420	126	30.00	6	5	30	6	20.00	22	3	13.64
大府市	2030	40～60	33	33	338	173	51.18	6	5	36	16	44.44	19	8	42.11
知多市	2030	40.0	25	24	315	101	32.06	6	6	38	9	23.68	18	2	11.11
知立市	2028	40～60	38	31	431	133	30.86	6	6	30	8	26.67	19	2	10.53
尾張旭市	2031	40～60	28	28	326	141	43.25	6	3	26	7	26.92	20	3	15.00
高浜市	—	—	13	13	180	60	33.33	6	5	28	10	35.71	14	4	28.57
岩倉市	2030	35.0	43	38	575	199	34.61	6	4	31	6	19.35	15	6	40.00
豊明市	—	30.0	49	46	590	194	32.88	6	4	32	6	18.75	20	4	20.00
日進市	2030	40.0	50	50	543	211	38.86	6	4	28	8	28.57	20	10	50.00
田原市	2026	30.0	18	17	211	50	23.70	6	5	39	7	17.95	18	2	11.11
愛西市	2026	40.0	13	13	170	58	34.12	6	4	37	9	24.32	17	2	11.76

市町村名	9 市町村の審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況							10 市町村の行政委員会委員への女性の登用状況					11 女性市町村議会議員の状況		
	目標年度	目標値	総機関数	含む女性委員数を	委員数（A）	うち女性委員数（B）	登用率（B／A）	委員会数	含む女性委員数を	委員数（A）	うち女性委員数（B）	登用率（B／A）	議会議員総数	うち女性議員数	女性比率
清 須 市	2026	40.0	30	27	391	163	41.69	6	4	31	7	22.58	21	5	23.81
北名古屋市	2027	37.0	32	31	494	157	31.78	6	4	32	8	25.00	20	6	30.00
弥 富 市	2030	40～60	20	20	196	70	35.71	6	4	26	6	23.08	16	4	25.00
み よ し 市	2033	35.0	44	39	505	162	32.08	6	3	29	6	20.69	20	5	25.00
あ ま 市	2031	30.0	26	25	327	110	33.64	6	4	41	7	17.07	22	3	13.64
長 久 手 市	2029	50.0	19	19	206	87	42.23	6	3	25	5	20.00	16	6	37.50
名古屋市を除く計	—	—	1,268	1,174	17,797	5,500	30.90	222	158	1,262	304	24.09	850	177	20.82
東 郷 町	2027	40.0	19	18	222	61	27.48	5	4	24	6	25.00	15	4	26.67
豊 山 町	2031	50.0	29	26	290	103	35.52	5	2	20	3	15.00	10	2	20.00
大 口 町	2027	30.0	28	25	300	82	27.33	5	2	24	4	16.67	15	3	20.00
扶 桑 町	2027	30.0	37	35	474	147	31.01	5	2	27	5	18.52	16	1	6.25
大 治 町	—	—	16	13	163	48	29.45	4	3	23	5	21.74	12	2	16.67
蟹 江 町	2026	25.0	18	15	179	31	17.32	5	4	27	6	22.22	14	4	28.57
飛 島 村	2028	30.0	16	14	166	40	24.10	5	3	32	4	12.50	10	1	10.00
阿 久 比 町	2027	40.0	30	27	379	112	29.55	5	2	24	4	16.67	14	3	21.43
東 浦 町	2028	40.0	27	22	302	88	29.14	5	5	26	7	26.92	16	4	25.00
南 知 多 町	2031	30.0	20	14	418	66	15.79	5	2	21	4	19.05	12	1	8.33
美 浜 町	2025	40.0	24	21	255	75	29.41	5	2	27	6	22.22	12	1	8.33
武 豊 町	2025	40～60	26	26	372	108	29.03	5	2	26	5	19.23	15	3	20.00
幸 田 町	2028	30.0	33	28	365	94	25.75	5	2	27	4	14.81	16	4	25.00
設 楽 町	2028	25.0	12	4	153	26	16.99	5	3	29	5	17.24	10	1	10.00
東 栄 町	—	—	21	10	245	24	9.80	5	5	21	8	38.10	8	2	25.00
豊 根 村	—	—	11	8	120	23	19.17	5	3	20	6	30.00	8	0	0.00
町 村 の 計	—	—	367	306	4,403	1,128	25.62	79	46	398	82	20.60	203	36	17.73
名古屋市を除く市町村計	—	—	1,635	1,480	22,200	6,628	29.86	301	204	1,660	386	23.25	1,053	213	20.23
合 計	—	—	1,715	1,559	24,335	7,377	30.31	307	208	1,768	414	23.42	1,121	232	20.70
女性委員のいる機関の割合（％）							90.90	女性委員のいる機関の割合					67.75		

※ 網掛けの目標値の対象となる審議会等は、「登用率」の対象と一致しない。

【広域設置を含む】 9 女性委員のいる機関の割合

区分	総機関数	女性委員を含む機関数	委員数(A)	うち女性委員数(B)	登用率(B／A)
名古屋市を除く市町村計	1,656	1,492	23,000	6,805	29.59
名古屋市を含む合計	1,736	1,571	25,135	7,554	30.05
	女性委員のいる機関の割合				90.50

別表２－２：市町村における男女共同参画行政の推進状況

調査時点：2025年4月1日

市名	13 市町村の管理職への女性の登用状況					
	管理職者数	うち女性管理職者数	女性比率	(うち一般行政職)		
				管理職者数	うち女性管理職者数	女性比率
	人	人	%	人	人	%
名古屋市	1,350	186	13.78	1,058	114	10.78
豊橋市	300	50	16.67	141	18	12.77
岡崎市	171	29	17.00	134	21	15.67
一宮市	481	135	28.07	216	33	15.28
瀬戸市	99	15	15.15	74	9	12.16
半田市	53	6	11.30	48	6	12.50
春日井市	223	41	18.39	80	8	10.00
豊川市	197	24	12.18	102	9	8.82
津島市	115	37	32.17	38	3	7.89
碧南市	104	20	19.23	50	7	14.00
刈谷市	69	6	8.70	64	4	6.25
豊田市	273	30	10.99	199	21	10.55
安城市	90	6	6.67	82	6	7.32
西尾市	131	25	19.08	70	12	17.14
蒲郡市	167	39	23.35	106	23	21.70
犬山市	52	10	19.23	39	8	20.51
常滑市	65	12	18.46	40	6	15.00
江南市	48	5	10.42	42	5	11.90
小牧市	196	38	19.39	100	12	12.00
稲沢市	121	22	18.18	54	7	12.96
新城市	140	49	35.00	65	10	15.38
東海市	80	18	22.50	71	18	25.35
大府市	64	13	20.31	59	10	16.95
知多市	58	21	36.21	46	16	34.78
知立市	41	6	14.63	35	4	11.43
尾張旭市	84	18	21.43	55	8	14.55
高浜市	36	5	13.89	30	4	13.30
岩倉市	31	6	19.35	25	4	16.00
豊明市	40	10	25.00	38	10	26.32
日進市	87	30	34.48	73	17	23.29
田原市	75	14	18.67	62	13	20.97
愛西市	56	7	12.50	37	3	8.11
清須市	39	4	10.26	39	1	2.56
北名古屋市	71	28	39.44	47	9	19.15
弥富市	43	13	30.23	34	4	11.76
みよし市	87	23	26.44	61	10	16.39
あま市	91	12	13.19	91	10	10.99
長久手市	64	17	26.56	55	9	16.36
名古屋市を除く市計	4,142	844	20.38	2,602	378	14.53

町村名	13 市町村の管理職への女性の登用状況					
	管理職者数	うち女性管理職者数	女性比率	(うち一般行政職)		
				管理職者数	うち女性管理職者数	女性比率
	人	人	%	人	人	%
東郷町	44	18	40.90	33	9	27.27
豊山町	27	7	25.92	23	4	17.39
大口町	37	10	27.02	31	5	16.13
扶桑町	57	16	28.07	45	6	13.33
大治町	28	2	7.14	26	2	7.70
蟹江町	37	7	18.92	25	5	20.00
飛島村	16	5	31.25	15	4	26.67
阿久比町	23	3	13.04	17	2	11.76
東浦町	40	7	17.50	38	5	13.16
南知多町	37	11	29.73	32	6	18.75
美浜町	20	2	10.00	20	2	10.00
武豊町	30	11	36.67	29	10	34.48
幸田町	52	10	19.23	38	8	21.05
設楽町	14	1	7.14	14	1	7.14
東栄町	11	2	18.18	9	1	11.11
豊根村	6	0	0.00	6	0	0.00
町村の計	479	112	23.38	401	70	17.46
名古屋市を除く市町村計	4,621	956	20.69	3,003	448	14.92
合計	5,971	1,142	19.13	4,061	562	13.84

参考資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 3 愛知県男女共同参画推進条例
- 4 男女共同参画に関する年表
- 5 男女共同参画関係施設等
- 6 市町村男女共同参画施策担当課室一覧

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年 6 月23日法律第78号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第12条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第 3 章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を

含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 略

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届

け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、

同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する

実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反した者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 略

3 愛知県男女共同参画推進条例

(平成14年 3 月26日愛知県条例第 2 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第15条）

第 3 章 男女共同参画に関する申出等（第16条—第18条）

第 4 章 愛知県男女共同参画審議会（第19条）

第 5 章 雑則（第20条）

附則

男女が性別にかかわらずなく、人として尊重され個性と能力を十分発揮することができる真に心豊かな社会を築くことは、県民の願いである。

県では、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現のため総合的な計画を策定し、県民が、社会のあらゆる分野において自立した男女として多様な生き方を選択することができる様々な取組を行ってきたが、なお一層の努力が必要とされている。

今日、少子高齢化の進展や急速な社会経済情勢の変化の中で、引き続き活力ある豊かな明日の愛知を築くため、男女共同参画社会を実現することは重要となっている。

二十一世紀を迎えた今、私たちは私たち及び将来の愛知を担う人々が、社会のあらゆる分野において男女の区別なく、互いに自立した人間として、多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら、真に豊かな生き方のできる地域社会の創造を目指し、男女共同参画の推進に一層取り組むために、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項が、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを行わず、個人としての能力を発揮する機会を確保することその他の男女の人権を尊重すること。
- 二 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるようにすること。
- 五 男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者及び市町村と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

（県民の責務）

第 5 条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)
- 三 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動
(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、その情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定手続)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、あらかじめ愛知県男女共同参画審議会(第十六条第二項において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(教育、学習等)

第11条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるとともにこれらの者の男女共同参画の推進に関する活動(積極的改善措置を含む。次条第二項において同じ。)を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(調査研究及び情報提供)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査及び研究に努めるものとする。

2 県は、県民、事業者又は市町村に対し、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画月間)

第13条 男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、十月とする。

3 県は、男女共同参画月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
(年次報告)

第14条 知事は、毎年、議会に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画に関する申出等

(県が実施する施策に対する申出)

第16条 県民は、知事に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出)

第17条 県民は、知事に対し、男女共同参画を阻害する事項に係る相談を申し出ることができる。

(愛知県男女共同参画相談委員)

第18条 知事は、前条の規定による申出があった男女共同参画を阻害する事項の内容を調査し、必要な助言を行うため愛知県男女共同参画相談委員を置くものとする。

第4章 愛知県男女共同参画審議会

第19条 知事の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、愛知県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第十六条第二項の規定により報告のあった事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 5 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（規則への委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

4 男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県
昭 47 (1972)	12 月 国連総会で 1975 年を国際 婦人年とすることを宣言		
昭 49 (1974)	1 月 国連婦人の地位委員会で国 際婦人年活動計画を採択	11 月 外務省が国際婦人年のため の関係各省庁連絡会議を設置	
昭 50 (1975)	6 月 ILO 第 60 回総会「婦人労働 者の機会及び待遇の均等を促進 するための行動計画」を採択 6～7 月 メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」を開 催し、「世界行動計画」を採択 12 月 国連総会は、1976 年から 1985 年を「国連婦人の十年」と すること等を決定	6 月 衆参両議院本会議で「国際 婦人年にあたり、婦人の社会的 地位向上をはかる決議」を採択 9 月 「婦人問題企画推進本部」設 置を閣議決定し、「婦人問題企画 推進会議」設置を閣議口頭了解 11 月 「国際婦人年記念日本婦人 問題会議」開催	
昭 51 (1976)	4 月 ILO 事務局に婦人労働問題担当 室が新設	4 月 育児休業法（女子教育職 員、看護婦、保母等）の施行 10 月 婦人少年問題審議会「雇 用における男女の機会均等と待 遇の平等の促進に関する建議」 を提出 11 月 労働省「第 1 回日本婦人問 題会議」開催（以後毎年度）	4 月 総務部に青少年婦人室を設置 4 月 婦人悩みごと相談開設（県 民サービスセンター内） 5 月 「あいち婦人のつどい」の 開催開始（以後毎年度） 7 月 「愛知県婦人関係行政推進 会議」設置 9 月 「愛知県婦人問題懇話会」 開催（以後毎年度） 10 月 県婦人団体連盟結成
昭 52 (1977)	6 月 ILO 第 63 回総会で看護職員条 約ならびに勧告を採択	1 月 婦人問題企画推進本部「国 内行動計画」決定 6 月 労働省「若年定年制・結婚 退職制等改善年次計画」策定 10 月 国立婦人教育会館開館 10 月 総理府婦人問題担当室「国 内行動計画前期重点目標」を発表	3 月 「婦人の生活実態と意識に 関する調査報告書」作成（平成 3 年度まで毎年） 3 月 「婦人関係行政の概要」作 成（以後毎年度） 3 月 「愛知の婦人-ちやるま-」 発行（平成 7 年度まで毎年）
昭 53 (1978)		1 月 総理府「国内行動計画第 1 回報告書－婦人の施策と現状 －」を公表	3 月 「愛知県地方計画・推進計画 '78～'80」に婦人の項目を設ける 4 月 県事務所に婦人問題総合窓 口を設置 4 月 婦人労働サービスセンター開設 4 月 保育大学校開設
昭 54 (1979)	11 月 「国連婦人の十年 ESCAP 地 域会議」をニューデリー（インド）で開 催 12 月 国連総会「女子に対するあら ゆる形態の差別の撤廃に関する条 約」を採択	7 月 法務省「相続に関する民法 改正要綱試案」を公表	4 月 母子福祉会館開館 11 月 婦人国際交流事業実施
昭 55 (1980)	4 月 OECD「婦人の雇用に関するハ イレベル会議」開催 7 月 「国連婦人の十年 1980 年世界 会議」をコペンハーゲン（デンマーク） で開催 ・国連婦人の十年後半期行動プログラ ムの採択 ・「女子差別撤廃条約（略称）」の署名式	5 月 総理府「国内行動計画第 2 回報告書－婦人の施策と現状－」 を発表 7 月 「女子差別撤廃条約」に署名 10 月 総理府「国連婦人の 10 年 中間年全国会議」を開催	11 月 「昭和 55 年度北陸・中部・近 畿地区婦人問題推進地域会議」開 催（総理府共催）
昭 56 (1981)	6 月 ILO 総会「男女労働者特に家 族的責任を有する労働者の機会均 等及び均等待遇に関する条約」及 び「同勧告」を採択 9 月 「女子差別撤廃条約」発効	1 月 「民法及び家事審判法の一部 を改正する法律」施行 5 月 婦人問題企画推進本部「婦 人に関する施策の推進のための国 内行動計画後期重点目標」を決定 10 月 労働省「パートバンク」の設 置を開始 10 月 法務省は法制審議会に国籍法 部会を設置	4 月 「婦人職業サービスルーム」の 開設（一宮県民サービスコーナー内） 6 月 「婦人情報資料コーナー」開 設（県民サービスセンター内）

年	世界	日本	愛知県
昭 57 (1982)		5 月 労働省：男女平等問題専門家 会議「雇用における男女平等の判 断基準の考え方について」報告 8 月 「国民年金法等の一部を改正 する法律」成立	3 月 「第 5 次愛知県地方計画」に 婦人部門を位置づける 4 月 婦人問題開発事業開始
昭 58 (1983)		2 月 法制審議会国籍法部会「国籍 法改正に関する中間試案」決定 12 月 婦人少年問題審議会婦人労働 部会「男女雇用平等法審議」中間 報告	10 月 「婦人労働週間シンポジウ ム」開催
昭 59 (1984)	3 月 「国連婦人の十年 E S C A P 地域会議」を東京で開催	12 月 文部省「家庭科に関する検討 会議」報告書提出	3 月 婦人情報システム構想研究会 開催 4 月 市町村婦人対策推進事業費補 助制度開始 11 月 婦人地域活動者表彰制度開始
昭 60 (1985)	7 月 「国連婦人の十年世界会議」開 催 西暦 2000 年に向けてのナイロ ビ将来戦略採択	1 月 国籍及び戸籍法の一部を改正 する法律施行 5 月 男女雇用機会均等法成立 6 月 女子差別撤廃条約批准	4～11 月 「国連婦人の 10 年」記 念事業実施
昭 61 (1986)		2 月 婦人問題企画推進有識者会議 4 月 男女雇用機会均等法施行	4 月 グループ・サークルカウンセ リング事業開始 8～11 月 地域婦人フォーラム実施 11 月 婦人情報・相談・交流コーナー 開所
昭 62 (1987)		5 月 婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計 画」策定	4 月 女性グループ活動交流事業開 始
昭 63 (1988)	2 月 女子差別撤廃条約履行状況に 関する我が国の報告書審議(第1回)		4 月 高辻センター開館
平元 (1989)			3 月 「愛知県 21 世紀計画」に女性 部門を位置づける 10 月 「あいち女性プラン」策定
平 2 (1990)	5 月 ナイロビ将来戦略見直し勧告 採択		4 月 地域実践活動交流事業開始 6 月 プラン推進記念講演会開催 7 月 白菊荘改築
平 3 (1991)		5 月 育児休業法成立 5 月 「西暦 2000 年に向けての新国 内行動計画」第一次改定	3 月 女性総合センター基本計画策定 4 月 婦人相談所北区へ移転 5 月 婦人週間記念フォーラム開始 (平成 7 年度まで毎年) 11 月 あいち女性プラン推進研究会 設置
平 4 (1992)		4 月 育児休業法施行 12 月 婦人問題担当大臣が任命され る。(河野洋平内閣官房長官)	3 月 女性総合センター基本設計 9 月 市町村女性行政担当者研修会 開始
平 5 (1993)	6 月 「世界人権会議」開催(ウィーン)	4 月 中学校の家庭科の男女必修実施 6 月 短時間労働者の雇用管理の改 善等に関する法律(パートタイム 労働法)成立(12 月施行) 6 月 地方交付税において、基準財 政需要額に「男女均等推進対策」 に要する経費が算出される。(平 成 5 年度都道府県分) 10 月 第 4 回世界女性会議日本国内 委員会設置	3 月 女性総合センター実施設計 4 月 「青少年婦人室」から「青少 年女性室」へ名称変更 4 月 「審議会等委員への女性の登 用推進要綱」制定 10 月 女性総合センター起工式 10 月 市町村女性行政主管課長会議 開始 11 月 女性総合センター情報システ ムの基本設計
平 6 (1994)	1 月 女子差別撤廃条約履行状況に 関する我が国の報告書審議(第 2・3 回) 6 月 ESCAP 政府間会議(アジア太 平洋経済社会委員会)	4 月 市町村に係る普通地方交付税 措置に女性問題対策推進費が追加 される。 4 月 高等学校の家庭科の男女必 修、学年進行により実施 6 月 男女共同参画室設置、男女共 同参画審議会設置 7 月 男女共同参画推進本部設置	3 月 「あいち農山漁村女性プラン」策定 5 月 県女性地域実践活動交流協議 会結成

年	世界	日本	愛知県
平 7 (1995)	9 月 「第 4 回世界女性会議」開催、「北京宣言」及び「行動綱領」の採択	6 月 IL0156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 6 月 育児・介護休業法成立	4～11 月 「第 4 回世界女性会議」記念事業実施 7 月 平成 7 年度東海・北陸地区女性問題担当行政ブロック会議開催
平 8 (1996)		7 月 「男女共同参画ビジョン」答申 12 月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	4 月 財団法人あいち女性総合センター設置 4 月 「あいち女性プラン」研究会設置 5 月 愛知県女性総合センター開館 9 月 女性参政 50 年記念フォーラム開催
平 9 (1997)		4 月 男女共同参画審議会設置法施行 6 月 男女雇用機会均等法の一部改正	2 月 女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 9 月 男女共同参画推進地域フォーラム開催 10 月 「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定 11 月 「平成 9 年度北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催（総理府共催）
平 10 (1998)		11 月 「男女共同参画社会基本法について」答申	3 月 「愛知 2010 計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づけ） 10 月 あいち男女共同参画推進市町村サミット開催
平 11 (1999)		5 月 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 6 月 男女共同参画社会基本法成立（平成 13 年 1 月同法施行）	11 月 「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催（総理府共催）
平 12 (2000)	6 月 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク国連本部）「政治宣言」及び「成果文書」を採択	7 月 男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方針について」 9 月 同審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方-21 世紀の最重要課題-」 11 月 「ストーカー規制法」施行 12 月 「男女共同参画基本計画」策定	3 月 「あいち男女共同参画新プランについての意見交換会」開催（名古屋市、豊橋市） 4 月 部局再編に伴い「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更 9 月 男女共同参画懇話会提言「21 世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
平 13 (2001)		1 月 男女共同参画会議設置 1 月 中央省庁等改革によって内閣府に男女共同参画局が新設 4 月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立 6 月 第 1 回男女共同参画週間 6 月 男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動」について 10 月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行（配偶者暴力相談支援センターを除く）	3 月 「あいち男女共同参画プラン 21 ～個性が輝く社会をめざして～」策定 5 月 同プラン説明会開催（名古屋市、豊橋市、岡崎市） 9 月 愛知県男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現を促進するための県条例の基本方向についての県民意見交換会」開催 11 月 男女共同参画懇話会提言「男女共同参画の実現を促進するための県条例の基本方向について」
平 14 (2002)		4 月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行	4 月 愛知県男女共同参画推進条例施行 4 月 愛知県男女共同参画審議会発足 10 月 愛知県男女共同参画相談委員制度発足 10 月 男女共同参画月間制定
平 15 (2003)	7 月 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第 4・5 回）	4 月 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律施行 6 月 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 7 月 次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立	7 月 「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申 10 月 男女共同参画フォーラム開催 11 月 平成 15 年度東海・北陸地区男女共同参画担当行政ブロック会議開催
平 16 (2004)		5 月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（12 月施行） 6 月 「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定 11 月 育児・介護休業法改正（平成 17 年 4 月施行）	3 月 「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 10 月 男女共同参画チャレンジフェスタ開催

年	世界	日本	愛知県
平 17 (2005)	2～3月 国連婦人の地位委員会 「北京＋10」開催（ニューヨーク国連本部）	4月 改正育児・介護休業法施行 7月 男女共同参画会議答申「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」 9月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」 12月 女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 12月 男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定	2月 男女共同参画チャレンジ応援劇上演 3月 「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 3月 愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 7月 男女共同参画フォーラム in あいち開催（内閣府・名古屋市共催） 12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平 18 (2006)	2～3月 第50回国連婦人の地位委員会開催（「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など）（ニューヨーク国連本部）	4月 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 6月 男女雇用機会均等法改正（平成19年4月施行） 9月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」 12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定 12月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「両立支援・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進が企業等に与える影響に関する報告書」	3月 愛知県男女共同参画審議会答申「男女共同参画施策の当面する課題～ あいち男女共同参画プラン 21 の中間評価を踏まえて～」 4月 愛知県女性総合センターの施設管理に指定管理者制度を導入 4月 財団法人あいち女性総合センターから財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更 7～8月 産学官の連携により連続公開講座開催（あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラム主催） 10月 「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定
平 19 (2007)	2～3月 第51回国連婦人の地位委員会開催（「女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力撤廃」など）（ニューヨーク国連本部）	7月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（平成20年1月施行） 12月 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	4月 愛知県少子化対策推進条例施行 7月 「女性のチャレンジ相談」開始
平 20 (2008)	2～3月 第52回国連婦人の地位委員会開催（「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など）（ニューヨーク国連本部） 4月 女子差別撤廃条約実施状況報告（第6回）	1月 「仕事と生活の調和推進室」設置 4月 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 10月 基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」 12月 次世代育成支援対策推進法改正（平成21年4月施行）	1月 「女性のチャレンジ応援サイト 愛・チャレンジ」開設 3月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定 9月 「男女共同参画に関する意識調査」実施
平 21 (2009)	3月 第53回国連婦人の地位委員会開催（「HIV/AIDS のケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など）（ニューヨーク国連本部）	11月 男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」	2月 啓発冊子「新たな地平を切り拓く～男女がともに活躍できる社会～」の作成・配布及び女性の参画に関する関係団体への要請
平 22 (2010)	3月 第54回国連婦人の地位委員会＜「北京＋15」記念会合＞開催（「北京宣言及び行動綱領など」）（ニューヨーク国連本部）	4月 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画の策定に向けて（中間整理）」 7月 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方（答申）」 12月 第3次男女共同参画基本計画閣議決定	3月 愛知県男女共同参画審議会「「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」の取組の評価と課題」 3月 「あいち はぐみんプラン」策定 11月 愛知県男女共同参画審議会答申「新あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」
平 23 (2011)	1月 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足		3月 「あいち男女共同参画プラン 2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定
平 24 (2012)	2月 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	6月 「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	4月 財団法人あいち男女共同参画財団から公益財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更

年	世界	日本	愛知県
平 25 (2013)		6 月 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 7 月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正（平成 26 年 1 月施行）	3 月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3 次）」策定
平 26 (2014)	3 月 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 9 月 女子差別撤廃条約実施状況報告（第 7・8 回）	6 月 「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 9 月 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW!Tokyo2014）開催	4 月 「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ格上げし、新ポスト「女性の活躍促進監」を創設して体制を強化
平 27 (2015)	3 月 国連「北京＋20」記念会合（第 59 回国連婦人の地位委員会）開催（ニューヨーク） 8 月 UnWomen 日本事務所開設 9 月 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択	6 月 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 8 月 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立 8 月 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! 2015）開催 12 月 男女共同参画会議「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」 12 月 第 4 次男女共同参画基本計画閣議決定	3 月 「あいち はぐみんプラン 2015-2019」策定
平 28 (2016)		4 月 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律完全施行 5 月 「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 5 月 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 5 月 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）に合意 7 月 女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 10 月 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等の改正 12 月 「国際女性会議 WAW!」（WAW! 2016）開催	3 月 「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 3 月 「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2020」策定
平 29 (2017)		6 月 「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定 7 月 刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	
平 30 (2018)		5 月 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行 6 月 「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定	3 月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4 次）」策定
平 31・ 令 1 (2019)	3 月 「W20（Women20）」日本開催（「国際女性会議 WAW!」と同時開催）	5 月 「令和」に改元 女性活躍推進法等の一部改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等） 6 月 「女性活躍加速のための重点方針 2019」策定	7～8 月 「男女共同参画意識に関する調査」「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」「働く女性向けヒアリング調査」実施
令 2 (2020)		7 月 「女性活躍加速のための重点方針 2020」策定 11 月 男女共同参画会議「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」 12 月 第 5 次男女共同参画基本計画閣議決定	3 月 「あいち はぐみんプラン 2020-2024」策定
令 3 (2021)		6 月 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定 6 月 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律施行	3 月 「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」策定 3 月 「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2025」策定

年	世界	日本	愛知県
令 4 (2022)		6 月 「女性活躍・男女共同参画 の重点方針 2022」策定 6 月 A V 出演被害防止・救済法 施行	
令 5 (2023)	8 月 G20 女性活躍担当大臣会合開 催（インド）	5 月 配偶者からの暴力の防及 び被害者の保護等に関する法 律の一部改正（令和 6 年 4 月 施行） 12 月 第 5 次男女共同参画基本 計画一部変更閣議決定	
令 6 (2024)	3 月 第 68 回国連女性の地位委員会 開催（ニューヨーク）		3 月 「愛知県困難な問題を抱 える女性支援及び D V 防止基 本計画」策定
令 7 (2025)		6 月 労働施策の総合的な推進 並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する 法律等の一部改正	

5 男女共同参画関係施設等

(1) 男女共同参画、女性のための総合的な施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
国立女性教育会館（ヌエック）	355-0292	埼玉県比企郡嵐山町菅谷728	(0493) 62-6714
愛知県女性総合センター （ウィルあいち）	461-0016	名古屋市東区上堅杉町1番地	(052) 962-2511
名古屋市男女平等参画推進センター （イーブルなごや）	460-0015	名古屋市中区大井町7-25	(052) 331-5288
豊橋市男女共同参画センター （パルモ）	441-8075	豊橋市神野ふ頭町3-22	(0532) 33-2822
岡崎市図書館交流プラザ （Libra りぶら）	444-0059	岡崎市康生通西4-71	(0564) 23-3100 （代表）
春日井市青少年女性センター （レディヤンかすがい）	486-0844	春日井市鳥居松町2-247	(0568) 85-4188
とよた男女共同参画センター （キラッ☆とよた）	471-0034	豊田市小坂本町1-25	(0565) 31-7780
小牧市まなび創造館	485-0041	小牧市小牧3-555	(0568) 71-9848
大府市石ヶ瀬会館 （ミュージアがせ）	474-0035	大府市江端町4-1	(0562) 48-0588
知多市男女共同参画センター （ウイズ）	478-0065	知多市新知東町2-7-2	(0562) 56-6305
高浜市女性文化センター	444-1332	高浜市湯山町6-6-4	(0566) 52-5002

(2) 就業を促進するための施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
愛知労働局雇用環境・均等部	460-0001	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階	(052) 857-0312

(3) 各種相談窓口

○悩み事に関する相談（＊はDVに関する相談を含みます）

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
* 女性の悩みごと相談 (愛知県女性相談支援センター)	電話相談		(052)962-2527
	月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～16:00 (祝日・年末年始・一部月曜休み)		
	面接相談 (要予約)		(052)962-2527
	火～日 9:00～17:00 (水は20:30まで) (祝日・年末年始休み)		
弁護士による相談	法律相談 (要予約)	月 14:00～16:00 (祝日・年末年始・ウィルあいち休館日休み)	(052)962-2527
	DV専門電話相談	月 14:00～15:30 (祝日・年末年始・一部月曜休み)	(052)962-2528

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
* 尾張駐在室	電話相談 月～金 9:00～17:00 面接相談(要予約) 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始休み)		(052)961-7211 (内線2323)
* 海部駐在室			(0567)24-2134
* 知多駐在室			(0569)31-0121
* 西三河駐在室			(0564)27-2719
* 豊田加茂駐在室			(0565)33-0294
* 新城設楽駐在室			(0536)23-8051
* 東三河駐在室			(0532)54-5111 (内線301)
あいち性と妊娠相談ほっとライン	SNS相談 (LINE) 毎日18:00～22:00		LINE ID:@535vluoc
女性の健康相談 (県・公益社団法人愛知県助産師会)	電話相談	火・木・土 13:30～16:30 (年末年始、盆、祝日を除く)	090-1412-1138
不妊・不育に関する相談 (愛知県不妊・不育専門相談センター)	不妊・不育専門相談 (電話相談)	月 10:00～14:00 木 10:00～13:00 第3水 18:00～21:00	(052)741-7830
	流産・死産に対するグリーフケア相談 (電話相談)	第2・4水 10:00～13:00	
あいちこころほっとライン365 (こころの健康に関する相談)	電話相談	年中無休 9:00～20:30	(052)951-2881
あいちこころのサポート相談	SNS相談 (LINE)	月～土 20:00～24:00 (最終受付23:30) 日 20:00～翌8:00 (最終受付7:30)	LINE ID: @aichi_soudan
* 男性DV被害者ホットライン	電話相談	土 13:00～16:00 (第5土曜日・祝日・年末年始休み)	(080)1555-3055
県警察本部	* 住民コーナー (警察安全相談)	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	#9110 (052)953-9110
	ストーカー110番	24時間受付	(052)961-0888
	性犯罪被害110番 (性犯罪被害相談) 電話相談	24時間受付	#8103 (0120)67-7830
	ふれあいコール (列車内の痴漢被害相談)	24時間受付	(052)561-0184
	ハートフルライン (犯罪被害者のためのこころの悩み 電話相談)	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	(052)954-8897
	ハートフルステーション・あいち (性犯罪被害の相談・支援窓口)	月～土 9:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)	(0570)064-810 (愛知県内からのみ通話可能)

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
(公社) 被害者サポートセンターあいち	犯罪の被害にあわれた方やご家族に対する電話相談	月～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	(052)232-7830
	全国共通ナビダイヤル(東京)	(公社) 被害者サポートセンターあいちの開設時間は、同センターにつながります 7:30～22:00 (12/29～1/3を除く)	(0570)783-554
* イーブルなごや相談室	電話相談	月・火・金・土・日 10:00～16:00 水のみ 10:00～13:00 18:00～20:00 (木(祝日の時は翌金曜も休み)・祝日・年末年始を除く)	(052)321-2760
* 名古屋市DV被害者ホットライン	電話相談	土・日・祝日 10:00～18:00 (年末年始を除く)	(052)232-2201
* 名古屋法務局	女性の人権ホットライン	月～金 8:30～17:15	(0570)070-810
* 法テラス (日本司法支援センター)	犯罪被害者支援ダイヤル	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	(0570)079-714
性暴力救援センター日赤なごや なごみ (性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター)	電話相談 面接相談(要予約)	24時間受付	(052)835-0753

○県政や交通事故等に関する総合案内

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
愛知県県民相談・情報センター	電話又は来所相談	月～金 9:00～17:15	(052)962-5100
西三河県民相談室			(0564)27-0800
東三河県民相談室			(0532)52-7337

○消費生活に関する相談

相談窓口	相談受付日時		電話番号
愛知県消費生活総合センター	電話又は来所相談	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00 祝日(土・日は除く)及び年末年始(12/29～1/3)は休み	専用ダイヤル (052)962-0999

○再就職支援に関する相談

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
あいち子育て女性再就職サポートセンター (ママ・ジョブ・あいち)	キャリアカウンセラー等による相談 (要予約)	電話・メール・FAX・窓口 月～金 9:30～18:00 土 10:00～17:00 (祝日及び12/29～1/3は除く)	(052)485-6996 (電話・FAX)

6 市町村男女共同参画施策担当課室一覧

市町村名	担当課室（係）名	所在地	電話番号	FAX番号
名古屋市	スポーツ市民局市民生活部 男女平等参画推進課	460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	052-972-2234	052-972-4206
豊橋市	市民協創部市民協働推進課 男女共同参画グループ	440-8501 豊橋市今橋町1番地	0532-51-2188	0532-56-5128
岡崎市	社会文化部多様性社会推進 課ジェンダー政策係	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地	0564-23-6222	0564-23-6626
一宮市	総合政策部政策課	491-8501 一宮市本町2丁目5番6号	0586-28-8952	—
瀬戸市	市民生活部多様性協働課多 様性協働係	489-0044 瀬戸市栄町パルティセと	0561-97-1336	0561-97-1332
半田市	企画部市民協働課市民協働 担当	475-8666 半田市東洋町2丁目1番地	0569-84-0609	0569-84-0672
春日井市	市民生活部多様性社会推進 課男女共同参画担当	486-0844 春日井市鳥居松町2丁目247番地	0568-85-4401	0568-85-7890
豊川市	市民部人権生活安全課人権 推進係	442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地	0533-89-2149	0533-89-2125
津島市	市民生活部人権推進課人権同 和・男女参画グループ	496-8686 津島市立込町2丁目21番地	0567-55-9364 (ダイヤルイン)	0567-24-1791
碧南市	市民生活部地域協働課共生 協働係	447-8601 碧南市松本町28番地	0566-95-9872	0566-41-5412
刈谷市	市民活動部市民協働課協働 推進係	448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地	0566-95-0002	0566-27-9652
豊田市	地域活躍部多様性社会共創 課豊田市ジェンダー平等推進	471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階	0565-31-7780	0565-31-3270
安城市	市民生活部市民協働課市民 協働係	446-8501 安城市桜町18番23号	0566-71-2218	0566-72-3741
西尾市	市民部地域つながり課市民 協働担当	445-8501 西尾市寄住町下田22番地	0563-65-2178	0563-56-2175
蒲郡市	市民生活部協働まちづくり 課ダイバーシティ係	443-8601 蒲郡市旭町17番1号	0533-66-1179	0533-66-1196
犬山市	市民部多様性社会推進課 ジェンダー平等・男女共同 参画グループ	484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地	0568-44-0343	0568-44-0367
常滑市	市民生活部市民協働課協働 チーム	479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5	0569-47-6108 (直通)	0569-35-3939
江南市	企画部市民サービス課消費・相 談・男女共同グループ	483-8701 江南市赤童子町大堀90番地	0587-54-1111	0587-53-0132
小牧市	こども未来部多世代交流プ ラザ男女共同参画係	485-0041 小牧市小牧三丁目555番地	0568-71-9842	0568-71-8612
稲沢市	市民福祉部地域協働課コ ミュニティグループ	492-8269 稲沢市稲府町1番地	0587-32-1146 (直通)	0587-23-1489
新城市	市民協働部市民自治推進課 協働政策係	441-1392 新城市字東入船115番地	0536-23-7697	0536-23-2002
東海市	総務部市民協働課市民活動 推進・多文化共生グループ	476-8601 東海市中央町一丁目1番地	052-613-7525	052-603-4000
大府市	健康未来部女性活躍推進室	474-8701 大府市中央町五丁目70番地	0562-85-3320	0562-47-7320
知多市	福祉子ども部子ども若者支 援課家庭相談チーム	478-8601 知多市緑町1番地	0562-36-2657 (直通)	0562-33-8844
知立市	企画部協働推進課協働人権 係	472-8666 知立市広見三丁目1番地	0566-95-0144 (直通)	0566-83-1141
尾張旭市	市民生活部多様性推進課男 女共同参画係	488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1	0561-76-8125	0561-53-7008
高浜市	こども未来部文化スポーツ グループ	444-1334 高浜市春日町五丁目165番地	0566-95-9569 (直通)	0566-52-8188
岩倉市	市民協働部協働安全課市民 協働グループ	482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地	0587-38-5803	0587-66-6380
豊明市	行政経営部企画政策課政策 推進係	470-1195 豊明市新田町子持松1番地1	0562-92-8318	0562-92-1141

市町村名	担当課室（係）名	所在地		電話番号	FAX番号
日進市	市民生活部地域共生課	470-0192	日進市蟹甲町池下268番地	0561-75-1682	0561-72-4603
田原市	企画部企画課協働係	441-3492	田原市田原町南番場30番地1	0531-23-3507	0531-23-0669
愛西市	市民協働部市民協働課市民協働グループ	496-8555	愛西市稲葉町米野308番地	0567-55-7113 (直通)	0567-26-5515
清須市	教育部生涯学習課生涯学習係	452-8569	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911	052-400-2963
北名古屋市	生活安全部まちづくり推進課	481-8531	北名古屋西市西之保清水田15番地	0568-22-1111	0568-25-0611
弥富市	市民生活部市民協働課市民協働グループ	498-8501	弥富市前ヶ須町南本田335番地	0567-65-1111	0567-67-4011
みよし市	総務部協働推進課	470-0295	みよし市三好町小坂50番地	0561-32-8025	0561-32-2165
あま市	市民生活部人権推進課人権係	497-8602	あま市七宝町沖之島深坪1番地	052-444-0398	052-444-1074
長久手市	くらし文化部観光商工課観光交流係	480-1196	長久手市岩作城の内60番地1	0561-56-0641	0561-63-2100
東郷町	くらし健康部地域協働課地域協働係	470-0198	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地	0561-38-3111	0561-38-7933
豊山町	企画調整部企画課企画・広報グループ	480-0292	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地	0568-28-0913	0568-29-1177
大口町	地域協働部地域協働課地域活動支援グループ	480-0144	丹羽郡大口町下小口七丁目155番地	0587-95-1691 (直通)	0587-95-5721
扶桑町	生活安全部地域協働課地域協働グループ	480-0102	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地	0587-92-4111	0587-93-2034
大治町	教育委員会社会教育課公民館係	490-1141	海部郡大治町大字馬島字大門西10番地	052-443-2671	052-443-4950
蟹江町	政策推進室政策推進課	497-8601	海部郡蟹江町学戸三丁目1番地	0567-95-1111	0567-95-9188
飛島村	総務部企画課企画調整係	490-1436	海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地	0567-97-3462	0567-52-0089
阿久比町	総務部企画広報課企画政策係	470-2292	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地	0569-48-1111	0569-48-0229
東浦町	地域創造部住民自治課コミュニティ支援係	470-2192	知多郡東浦町大字緒川字政所20番地	0562-83-3111	0562-84-6421
南知多町	総務部企画財政課企画政策グループ	470-3495	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地	0569-65-0711	0569-65-0694
美浜町	総務部地域戦略課地域協働係	470-2492	知多郡美浜町大字河和字北田面106番地	0569-82-1111	0569-82-4153
武豊町	企画部企画政策課企画担当	470-2392	知多郡武豊町字長尾山2番地	0569-72-1111	0569-72-1115
幸田町	企画部企画政策課政策グループ	444-0192	額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1	0564-62-1111	0564-63-5139
設楽町	企画ダム対策課	441-2301	北設楽郡設楽町田口字辻前14番地	0536-62-0514	0536-62-1458
東栄町	総務課企画係	449-0292	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地	0536-76-0501	0536-76-1725
豊根村	振興課地域係	449-0403	北設楽郡豊根村下黒川字蔵平2番地	0536-85-1312	0536-85-1164

2025年度版 あいちの男女共同参画（2024年度年次報告書）
2025年10月発行

愛知県県民文化局男女共同参画推進課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6179（ダイヤルイン）

※本報告書の内容は、インターネットでもご覧いただけます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/danjo/>

（表紙の「認め合う 個性が輝く 参画社会」は、愛知県男女共同参画標語です。）